２０１７～２０２１

第３次
四国中央市地域福祉活動計画

― 平成２９年３月 ―

社会福祉法人　四国中央市社会福祉協議会
第３次四国中央市地域福祉活動計画策定委員会

は　じ　め　に

四国中央市社会福祉協議会が誕生して、１３年が経過いたしました。これまで、第１次、第２次と地域福祉活動計画が策定され、市社協事業が計画的に推進され実施されて来たところです。少子・高齢化と人口減少化に伴い、社会情勢や人々の生活様式が変動するなか、住民の生活福祉ニーズも複雑・多様化して来ております。高齢期の介護や生きがいの問題、障がい者の社会参加や就労・生活の課題、将来を担う子どもたちが持つ課題、生活困窮世帯の増加や地域のつながりの希薄化など、無縁社会・格差社会の到来とまで呼ばれることがあります。

これら、深刻化する地域の福祉課題に対し、住民を主体とする地域福祉活動を推進し、住みよい四国中央市を築いていくため、今般、「第３次地域福祉活動計画」を策定いたしました。

策定に当たっては、策定委員会及びプロジェクトチームを結成し、第２次地域福祉活動計画の進行状況を点検すると共に、住民ニーズと最近の社会福祉施策の動向の把握、市の「地域福祉計画」の策定と連動しながら、向こう５年間の地域福祉活動のビジョンについて検討いたしました。なかでも、２０地区社協を単位に住民座談会を開催し、住民皆様が日頃から感じている生活課題の把握に努め、住みよい地域づくりへの希望を反映させるべく計画づくりに取り組みました。

本書の第１章では、第３次地域福祉活動計画の基本的な考え方を記し、第２章では、具体的な事業展開についてまとめました。第３章では、活動計画の推進に向けて、社協の経営面やソーシャルワークの展開についてまとめ、巻末に参考資料として地区別情報や福祉用語の解説を掲載しました。

四国中央市社会福祉協議会では、今後５年間、「支え合う　愛と福祉でまちづくり」を基本理念とし、本書の内容を基本に地域福祉活動を推進して参りますので、住民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本活動計画策定に当たり、ご尽力いただきました策定委員会の皆様はじめ、計画づくりにご参加いただきました住民の皆様、２０地区社協・民生児童委員の皆様、関係機関・団体各位に深く感謝申し上げます。本活動計画が各所で役立てられ、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりが進展することを願っております。

平成２９年３月

社会福祉法人　四国中央市社会福祉協議会

会　長　　髙　橋　厚　徳

第３次四国中央市地域福祉活動計画

目　次

四国中央市について

第１章　第３次地域福祉活動計画の基本的な考え方

１　四国中央市における諸計画との連携……３

２　四国中央市の地域社会をとりまく状況……５

３　四国中央市の地域福祉の課題と方向性……12

４　第２次から第３次地域福祉活動計画への進化……16

第２章　第３次地域福祉活動計画における事業展開

１　基本理念……19

２　計画期間……19

３　体系図……20

４　重点方針と実施計画……21

５　進行管理……46

第３章　第３次地域福祉活動計画の推進に向けて

１　社協の使命と経営の理念……47

２　社協活動・ソーシャルワークの展開……52

資料編　……59

第３次四国中央市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱及び委員名簿
第３次四国中央市地域福祉活動計画策定経過
地区別情報一覧
福祉用語の解説

四国中央市について

四国中央市　■人口　　８９，２２９人
■世帯数　３８，２１６世帯
■面積　　東西約３０km　南北約２０km
面積約４２０K㎡　（平成28年4月）

四国中央市は愛媛県の東端部に位置し、東は香川県、南東は徳島県、更に南は四国山地を境に高知県と４県が接する四国のほぼ中央に位置する地域です。

地形は、東西に約２５kmの海岸線が広がり、東部には日本屈指の生産量を誇る「製紙・紙加工業」の工業地帯を擁し、比較的幅の狭い市街地を形成しています。また西部には、美しい自然海岸が広がり、その南には広大な農地が広がっています。燧灘に面した平野部は、瀬戸内海特有の温暖・少雨で気象条件に恵まれています。平野部では、毎年春先から初夏にかけて「やまじ風」が、法皇山脈の北斜面から燧灘へ周期的に吹きおろし、時には人家や農作物に被害を及ぼすことがあります。南には急峻な法皇山脈から四国山地へと続く山間部を擁し、豊かな水やお茶の栽培など、雄大な自然により、産業や生活が支えられています。

高速道路が交差する交通の要衝であり、６０km 南に高知市、７０km 北東に高松市、８０km 西に松山市、１００km 東に徳島市が位置しています。高速道路網の整備により、三島川之江インターチェンジ付近での商業の集積が著しく、商業都市としても著しく発展しています。

（参考：市勢要覧、四国中央市ホームページ）

第１章　第３次地域福祉活動計画の基本的な考え方

１　四国中央市における諸計画との連携

（１）地域福祉活動計画の位置づけ

四国中央市では「市民一人ひとりのしあわせづくりの応援」をまちづくりの理念としています。一人ひとりが希望をもって自らのしあわせを追求し、ともに応援しあう、力強いまちをつくっていくことを目指し、「四国のまんなか　人がまんなか　～人を結ぶ　心を結ぶ　あったか協働都市～」を将来都市像としています(四国中央市総合計画基本構想)。その理念を基本に、社会福祉分野では、「地域福祉計画」をはじめ諸分野にわたる計画が策定され推進されています。四国中央市社会福祉協議会（市社協）が作成する「地域福祉活動計画」は、市の計画と連動し、中でも住民主体・住民参加による地域福祉活動の推進を主な内容とします。

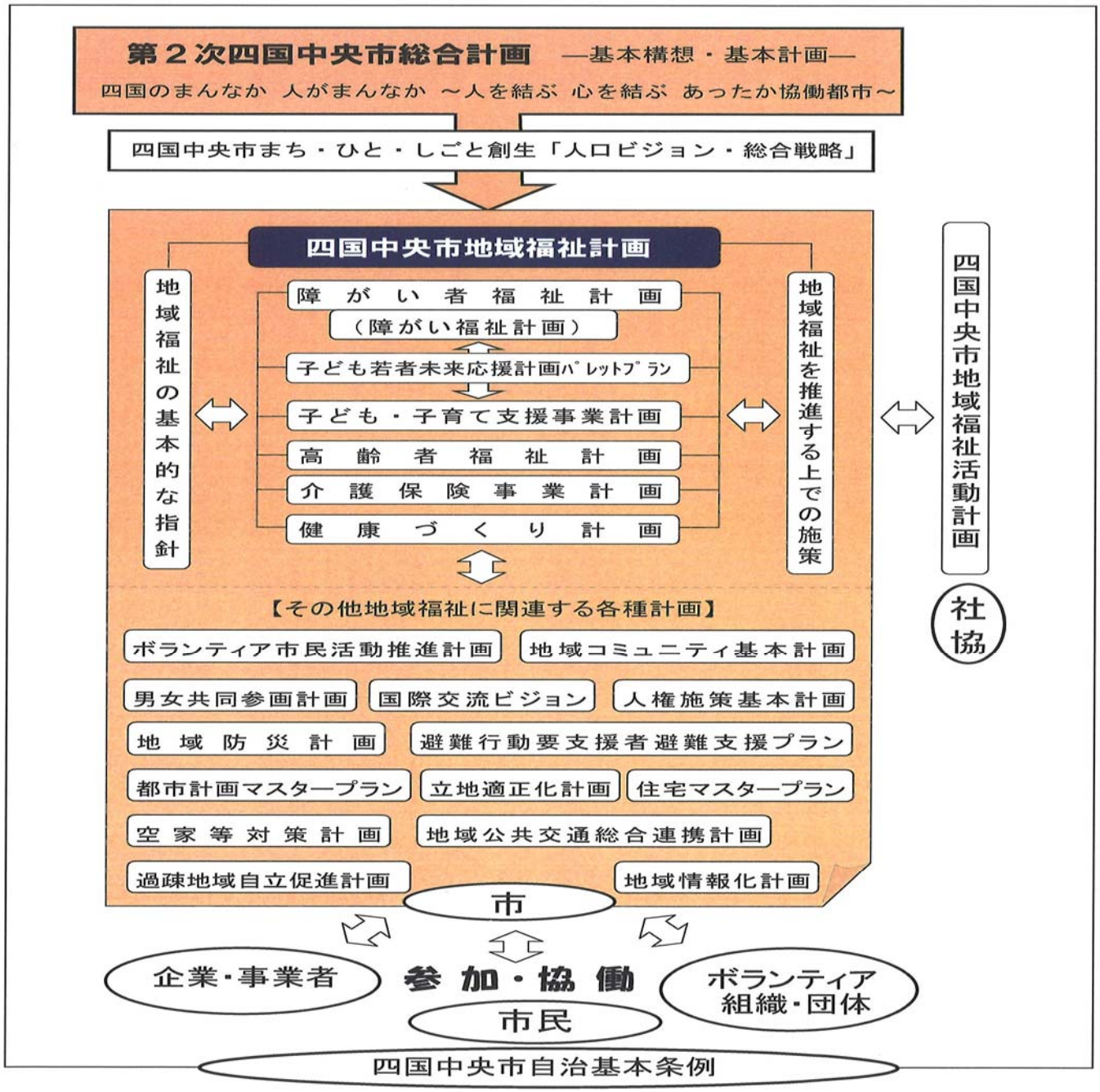

（「第２次四国中央市地域福祉計画」より）

（2）「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」との連携

「地域福祉」とは、地域の住民誰もがその人らしく生き、共に安心して暮らしていくために、必要な福祉活動や支援、福祉サービスの提供、学習や環境づくりなどを総合的に行う活動です。「地域福祉活動計画」は、地域の福祉課題をより明確にし、その解決と住民が求める住みやすい地域づくりをめざして、長期展望に立ち、どのような活動をどのように展開していくかを体系的にまとめたものです。

また、市社協の地域福祉活動計画は、市の地域福祉計画と連動して推進します。関連する法的位置づけ、各計画の実施期間等の関係を下表に整理しました。地域福祉推進における市と市社協の連携・協働は、根本的になくてはならない重要な関係にあります。本書の内容は、住民の活動計画という性格を含むと同時に、市行政の支援や協力なくて実施できない事項が含まれています。

<table>
<tr><th></th><th>地域福祉計画　（第２次）</th><th>地域福祉活動計画　（第３次）</th></tr>
<tr><td>策定主体</td><td>四国中央市</td><td>四国中央市社会福祉協議会</td></tr>
<tr><td rowspan="2">法的位置づけ
（社会福祉法）</td><td colspan="2">（地域福祉の推進）
第四条　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。</td></tr>
<tr><td>（市町村地域福祉計画）
第百七条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
一　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
二　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
三　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（＊厚生労働省より別途、策定指針や「要援護者支援方策」「生活困窮者自立支援に関すること」を盛り込むべきとの通知がなされています）</td><td>（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）
第百九条　市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、（中略）
一　社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
二　社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
三　社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
四　前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</td></tr>
<tr><td>実施期間</td><td>(1) 平成 18 年～平成 27 年(10 年間)
（中間見直し／平成 20・25 年）
(2) 平成 28 年度～平成 33 年度(6 年間)</td><td>(1) 平成 19 年度～平成 23 年度(5 年間)
(2) 平成 24 年度～平成 28 年度(5 年間)
(3) 平成 29 年度～平成 33 年度(5 年間)</td></tr>
</table>

2　四国中央市の地域社会をとりまく状況

（1）人口・世帯・要援護者等の動向

①人口・世帯の推移

【人口ピラミッド　平成 28 年 9 月 30 日】

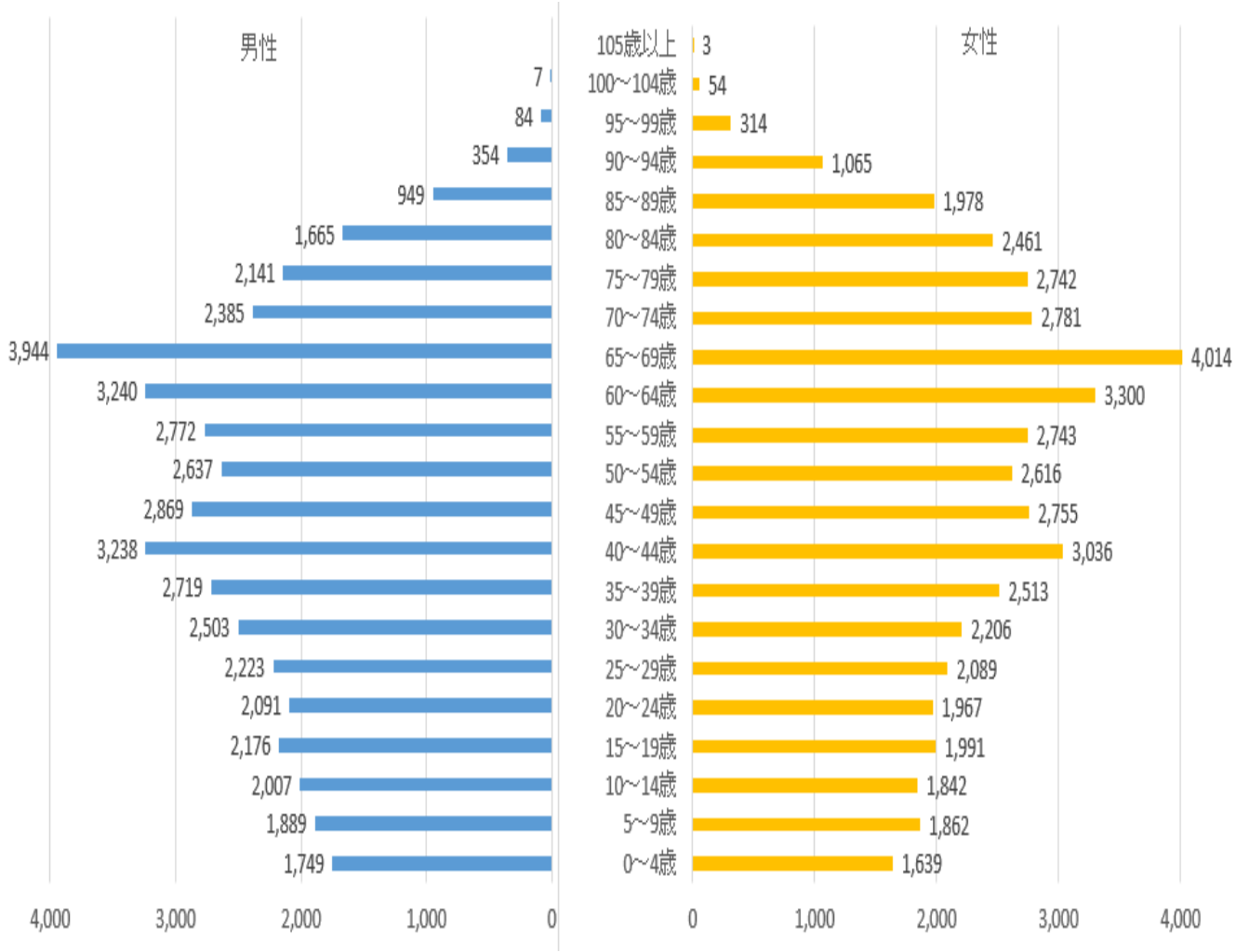

団塊の世代を含む６０～６９歳と、その子世代にあたる３５～４４歳の人口が突出した形状となっています。（参考／四国中央市生活福祉課提供資料）

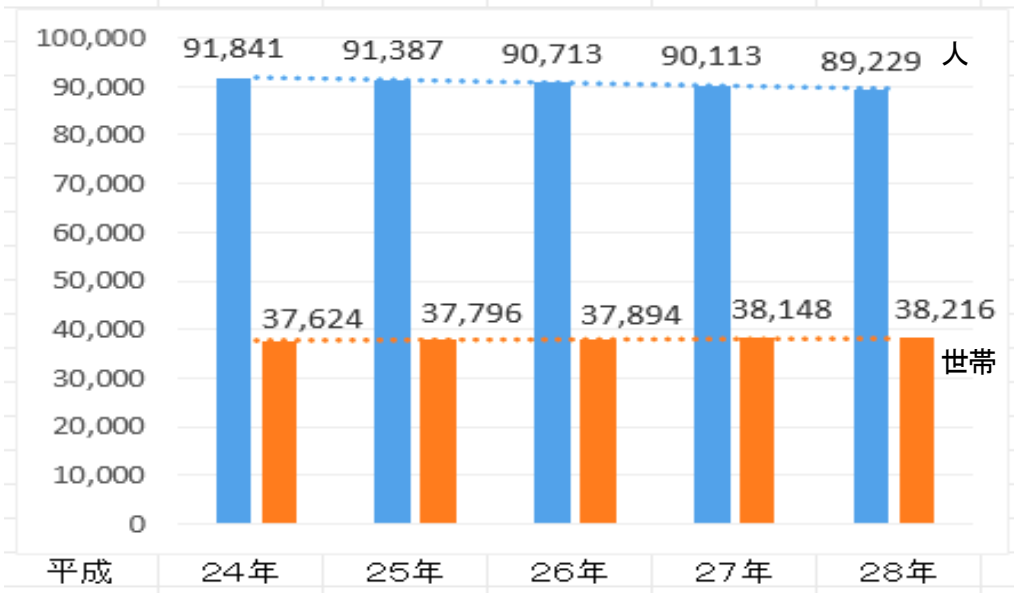

四国中央市の人口は、５年間で２，６１２人減少しています。平成２８年４月には、８万人台となり、今後とも減少化する傾向が予想されます。

一方、世帯数は５年間で５９２世帯増加しており、その理由として核家族化・単身化の進行が考えられます。

（参考：地区社協活動要覧）

②高齢者の推移

【総人口に占める６５歳以上高齢者数の割合】

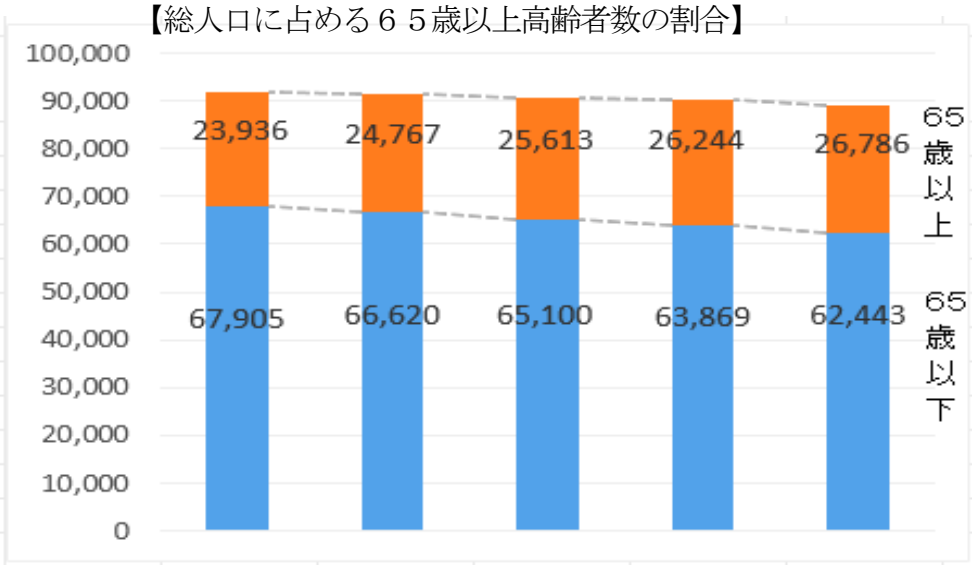

平成	24年	25年	26年	27年	28年
高齢化率	26.1%	27.1%	28.2%	29.1%	30.0%

四国中央市の人口は減少傾向にありますが、高齢者の数は５年間で２，８５０人増加し、現在の高齢化率は３０％となっています。愛媛県内の平均値とほぼ同じで、全国平均値よりは高いという状況です。

また、市内２０地区単位に見ると、妻鳥地区の２３．４％から、嶺南地区の７３．９％と、地域の人口構成は様々です。

(参考:地区社協活動要覧)

【６５歳以上高齢者の内、一人暮らし、二人暮らし高齢者数】

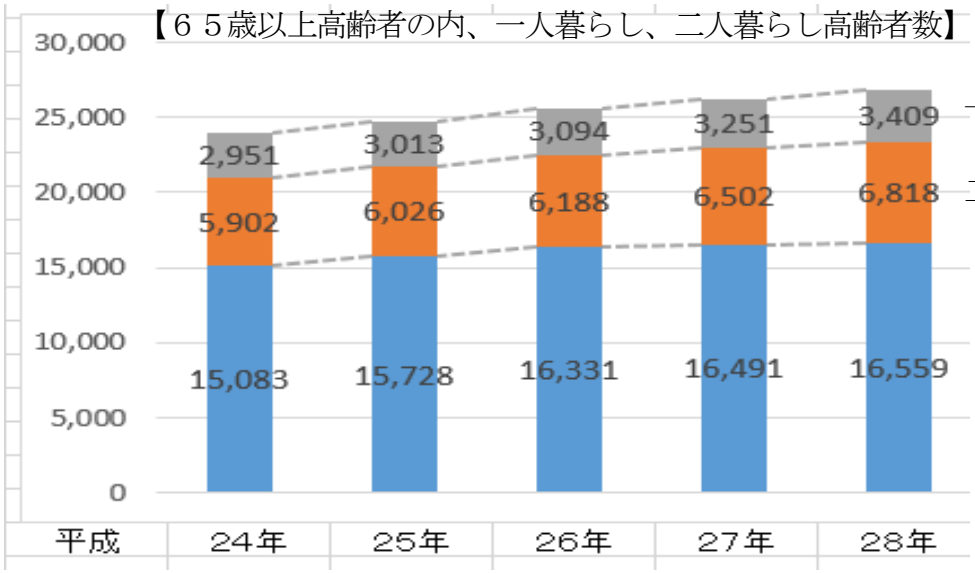

６５歳以上高齢者の内、一人暮らし高齢者が１２．７％、二人暮らし高齢者が２５．５％を占めています。高齢者の増加とともに両者とも増加傾向にあります。

(参考:地区社協活動要覧)

【６５歳以上高齢者の内、要支援・要介護認定高齢者数】

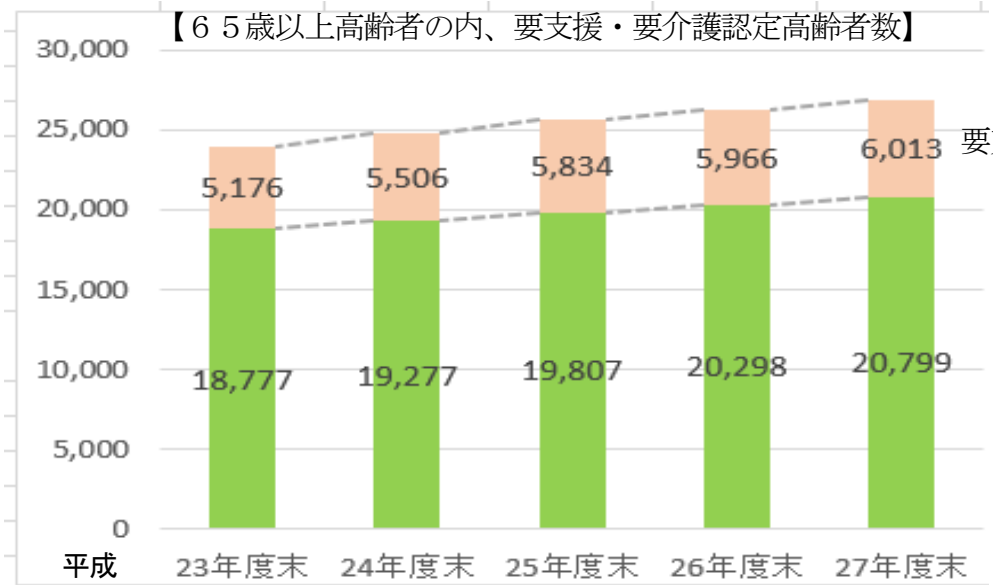

６５歳以上高齢者の内、要支援・要介護認定高齢者は２２．４％となっています。５年間で、８３７人増加しており、０．８％の上昇率です。今後とも増加傾向が予想されます。(参考:市・介護保険運営状況資料H28.6)

③障がい者の推移

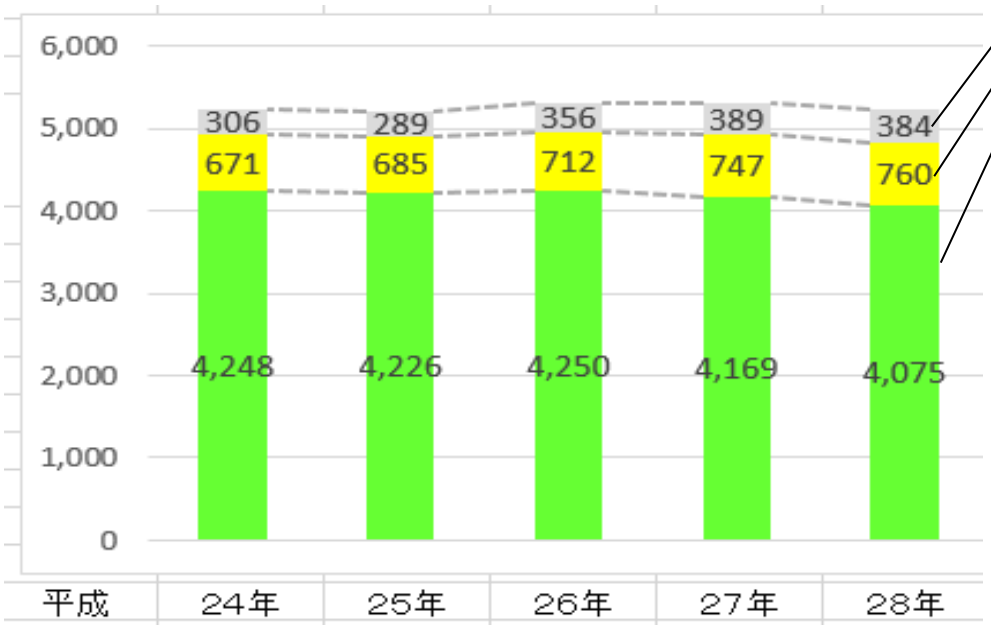

障がい者関係手帳保持者は、５，２１９人で総人口の５．８％となっています。全体の手帳保持者は、５年間で上下しており、身体障がい者は減少傾向にあり、知的障がい者は増加傾向にあります。

なお、障がい福祉サービス利用に必要な受給者証は、全体の約１割の方が利用されています。

（参考:地区社協活動要覧）

④社会的援護を要する人々

社会経済環境の変化に伴い、新たな形による不平等・格差の発生や、共に支え合う機能の脆弱化が指摘されて来ました。

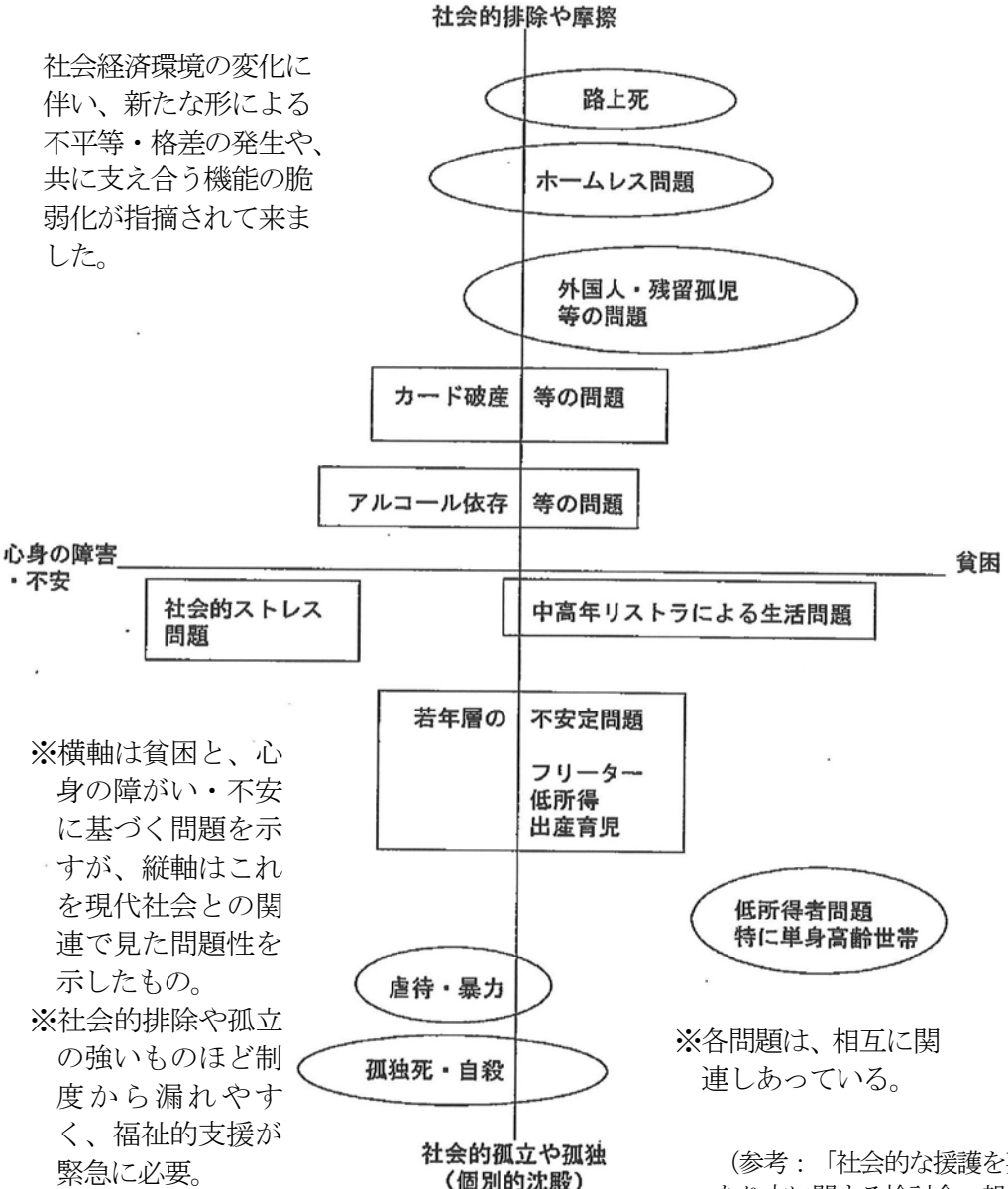

※横軸は貧困と、心身の障がい・不安に基づく問題を示すが、縦軸はこれを現代社会との関連で見た問題性を示したもの。

※社会的排除や孤立の強いものほど制度から漏れやすく、福祉的支援が緊急に必要。

※各問題は、相互に関連しあっている。

「社会的援護を必要とする人々に社会福祉の手が届いていない」といった事例が集積され、社会における人々の「つながり」の再構築や援護を要する人も社会の一員として包み支え合う「新たな支え合い」の推進が行われて来ています。

現代社会では、

○**「心身の障がい・不安」**（社会的ストレス問題、生活問題、等）

○**「社会的排除や摩擦」**（路上死、ホームレスの排除や摩擦、等）

○**「社会的孤立や孤独」**（孤独死、自殺、家庭内の虐待・暴力、等）

といった問題が重複・複合化しており、地域福祉の推進には、こうした新しい座標軸をあわせて、検討していく必要があります。

（参考：「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書／平成 12 年・厚生労働省）

（２）地域福祉を推進する団体と担い手

①地区社会福祉協議会

地域で暮らす住民の身近な生活福祉ニーズに対応し、各地域の実情に合った地域福祉活動を推進するために、市内には２０の地区社会福祉協議会（地区社協）が、各公民館単位に結成されています。各地区社協では、各エリア内における福祉課題やニーズに応じ、住民同士のたすけあい活動を推進し、安心して暮らすことができる住みよい地域づくりを進めています。このような共生社会の実現には、今後とも、地区社協の果たす役割の強化や活動の充実が求められます。

【市内２０地区の人口と高齢化率 】

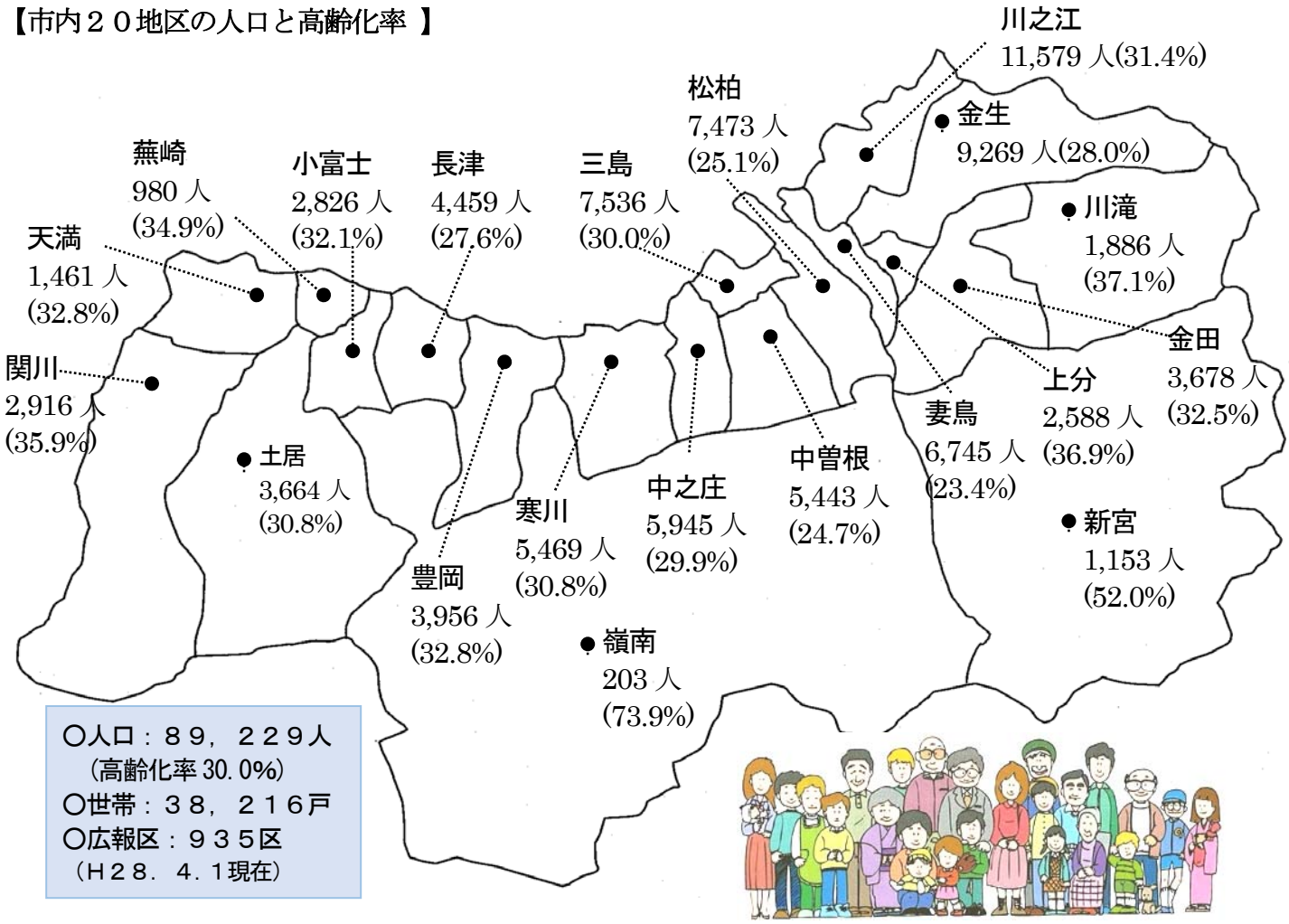

【２０地区社協の主な活動／地区社協活動要覧より】

活　動　分　野	主な活動内容（地区によって様々な活動が実施されています）
〇在宅福祉活動	〇友愛訪問事業　〇配食活動　〇サロン訪問活動 〇福祉施設訪問活動　〇見守り推進支援　〇歳末援護活動
〇地域交流活動	〇ふれあいのつどい　〇三世代交流行事　〇健康づくり活動 〇児童・障がい者・高齢者交流　〇サロン交流会　〇文化伝承活動
〇広報・啓発・調査活動	〇地区社協だよりの発行　〇福祉体験・講座の開催 〇見舞調査･在宅介護調査
〇地域活動協力及び支援	〇赤い羽根募金･歳末たすけあい募金運動の推進 〇保育所、学校、老人クラブ、消防団、公民館行事等への協力、支援
〇その他	〇地区社協の運営基盤を強化する活動（諸会議の開催、会員制の推進等） 〇市社協との連携、地区社協相互協力（地区社協会長会、福祉大会参加等）

②民生児童委員協議会

民生委員は「社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする（民生委員法）」とされています。厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。給与の支給はなく、ボランティアとして活動し任期は３年とされています。住民生活の身近な相談役として、行政の協力機関として位置付けられ、各担当する地区において主に７つのはたらき（下表）を担っています。

平成２９年、民生委員制度は創設１００周年を迎えます。制度創設９０周年の平成１９年には下記「行動宣言」が出されています。今後とも、常に地域住民の立場に立って、地区社協や様々な人々と連携・協力しながら、誰もが安心して生活できる地域社会づくりのために、その活動が期待されています。

○民生委員・児童委員　２２３名（内、児童福祉を専門的に担当する主任児童委員３０名）

○四国中央市民生児童委員協議会を組織して活動しています（地区民協：１５地区）

【民生委員・児童委員７つのはたらき】

1. **社会調査**（担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握する）
2. **相談**　（地域住民が抱える課題についての相談にのる）
3. **情報提供**（社会福祉の制度やサービスの内容・情報を住民に提供する）
4. **連絡通報**（住民ニーズに応じた福祉サービス等に関する連絡を行う）
5. **調整**　（住民ニーズに対応し、適切なサービス提供が得られるように支援する）
6. **生活支援**（住民が求める生活支援活動を自ら行ない、また支援体制をつくる）
7. **意見具申**（必要に応じて民児協をとおして関係機関等に意見を提起する）

（参考資料：全国民生児童委員連合会）

『　広げよう 地域に根ざした 思いやり　』１００周年に向けた民生委員・児童委員　行動宣言

１　安心して住み続けることができる地域社会づくりに貢献します
地域住民がその地域でいつまでも住み続けたいという願いを大切に、行政や社会福祉協議会、町内会・自治会、福祉サービス事業者などと協力して取り組みます。

２　地域社会での孤立・孤独をなくす運動を提案し行動します
一人暮らし高齢者の孤独死の発見は、地域社会に大きなショックが走ります。孤立・孤独を無くすために、地域住民と手をつなぐ取り組みを進めます。

３　児童虐待や犯罪被害などから子どもを守る取り組みを進めます
児童への虐待や犯罪による被害を防ぐために、行政と緊密に連絡を取り合い、子どもの安全を守る取り組みを進めます。

４　多くの福祉課題を抱える生活困難家庭に粘り強く接し、地域社会とのつなぎ役を務めます
複雑で困難な生活課題を抱え、精神的にも経済的にも不安な状態を抱える人を発見し、支援につなげます。

５　日頃の活動を活かし、災害時に要援護者の安否確認を行ないます
日頃の見守り活動を通じて把握している要援護者の情報を、自然災害発生時の安否確認に役立てる活動の強化を図ります。

平成19年7月　全国民生委員児童委員連合会

③ボランティア

ボランティアとは、自らの意思で、自発的に、人のため世のために行う社会参加活動です。自分たちの地域で暮らす誰もが、安心して明るく暮らせるように、お互いに協力し支えあう活動です。

四国中央市では、「人と人が支え合う　住みよいまち　しこちゅう～」を目指し、市民参加と協働によるまちづくりを進めています。「ボランティア市民活動センター」では、ボランティア活動に関する相談、活動者の登録・あっ旋、情報の提供、研修やイベントの企画・実施、団体の育成、ネットワークづくりを推進しています。

また、災害が起こった場合には、社協が「災害ボランティアセンター」を設置し、ボランティアの協力を得て、被災地における生活再建等の後方支援を実施することになっています。

市内には右図のように、多くの分野に渡るボランティアグループやＮＰＯ法人が活動しています。ボランティア活動は、まちを元気にします。誰にでも身近に出来る活動です。地域社会を創造し、お互いによりよく生きるための活動です。今後とも、ボランティアによるまちづくりが期待されています。

（なお「ボランティア市民活動センター」の運営は平成19年度より市社協が市の指定管理を受けて実施して来ましたが、平成29年度からは市の直営となります。）

【ボランティア市民活動センター】

〈登録者の状況／平成28年12月末〉

○個人　１２４人

○団体　１５７団体（７，０８８人）

（内訳／１団体主な１分野でカウント）

	登録団体の主な活動分野（※）	団体
1	保健,医療又は福祉の増進	５１
2	社会教育の推進	5
3	まちづくりの推進	１３
4	観光の振興	0
5	農山漁村又は中山間地域の振興	1
6	学術,文化,芸術,スポーツの振興	１９
7	環境の保全	１７
8	災害救援活動	2
9	地域安全活動	2
10	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	1
11	国際協力の活動	4
12	男女共同参画社会の形成の促進	0
13	子どもの健全育成	３７
14	情報化社会の発展	0
15	科学技術の振興	0
16	経済活動の活性化	0
17	職業能力開発・雇用機会拡充支援	1
18	消費者の保護	0
19	団体運営等に関する連絡・助言等	2
20	その他	2

（※）活動分野は団体によって複数分野に渡ります

④社会福祉法人

市内には、１１の社会福祉法人が活動しています（主に、介護分野６、子育て分野２、障がい福祉分野２、社協１）。平成２９年度から、社会福祉法の改正により、社会福祉法人には経営組織の体制強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組みを実施する責務が課されます。地域における公益的な活動とは、既存の制度や市場原理では満たされないニーズについても率先して対応していくといった取組みです。今後とも、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、公益性と非営利性を備えた社会福祉法人の役割はますます重要となって来ます。また、社会福祉法人同士が地域の生活課題解決のために連携し、協働して地域福祉の充実を図っていくことも考えられます。その場合、社協は地域福祉を推進する「協議体」としての特性を発揮することが期待されています。

⑤福祉・介護等事業者

地域では、介護保険制度や障害者総合支援制度に基づく指定事業所が各種の福祉・介護サービスを実施しています。住民であるサービス利用者が、地域で安心して暮らしていくためには、各事業所や施設の専門的なサービスと合わせ、近隣の住民や共通する地域福祉活動との連携が必要となる場合があります。相互協力による「地域福祉の推進（社会福祉法第４条）」や「福祉サービスの提供の原則（社会福祉法第５条）」（利用者の意向の尊重、保健医療サービス等との有機的な連携、総合的な提供等）はすべての指定事業所の基本となる事項です。今後は、各専門職種間の連携をはじめ、専門職種・地域住民・行政との連携による支援や地域づくりが求められるところです。

⑥福祉関連団体等

地域福祉活動計画を推進して行く上では、前述の関係者をはじめ、地域福祉を担う主体・各種団体（老人福祉関係団体、障がい者関係団体、児童福祉関係団体、防犯・防災関係団体、教育関係団体等）が互いに連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。また、商店・組合・企業等との連携においては福祉の視点に立った地域振興・地産地消等、地域との共生活動が期待されます。たとえば、農林水産省と厚生労働省が提唱している「農・福連携」活動では、休耕地を利用した高齢者の生きがいや障がい者の生産活動等の支援とそれを通じた地域づくりが挙げられます。

（３）地域福祉を推進する圏域の設定

住民の地域福祉活動の圏域は重層的であることを踏まえ、市内に５圏域を設定し地域福祉を推進します。今後は、地区社協の活動圏域・自治会圏域での福祉活動が期待されます。（第２次地域福祉活動計画の継続）

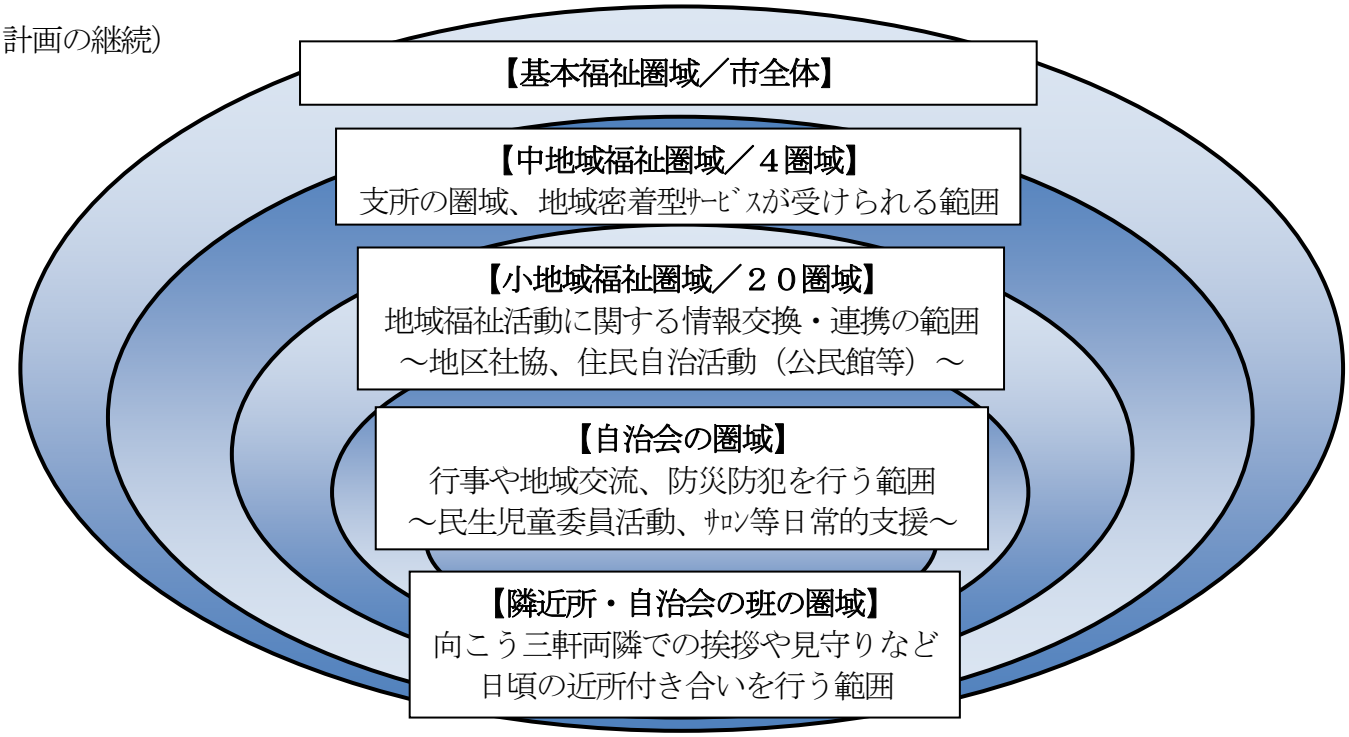

3　四国中央市の地域福祉の課題と方向性

（1）住民座談会の実施

市内２０地区の公民館エリアごとに住民座談会を開催しました。市社協の活動状況の説明と合わせ、「地域にどのような福祉の問題があるのか」「どうしたらみんなが幸せに暮らしていけるのか」を、いっしょに考え、話し合いました（参加者４１６人／巻末資料参照）。そこで住民の方から出された課題やニーズを基に、これからの地域福祉活動を検討し、その方向性を次に整理しました。

（2）住民ニーズに対応する地域福祉活動の検討

【住民座談会で出された意見～要検討項目の整理】

１．サロン活動の内容の充実と支援の強化を図る

２．住民の交流・参加の場づくりを進める

３．移動支援の検討及びデマンドタクシーの充実と有効活用

４．買い物支援の仕組みをつくる

５．住民互助による生活応援活動の普及・充実を図る

６．地域福祉活動の担い手の発掘・養成を行う

７．空き家対策との連携・有効活用を図る

８．地区単位の災害時対応活動の支援

９．その他

〇生活困窮者の支援の充実

〇地域コミュニティ，地域福祉活動の活性化

〇介護支援・サービスの充実

〇子どもの安全・福祉の充実

〇人材の確保・育成

〇社協活動の充実

【第３次地域福祉活動計画への反映事項】

住民座談会で出された意見の考察 （今後の対応事項）	第３次地域福祉活動計画へ 盛り込むべき活動等
１．サロン活動の内容の充実と支援の強化を図る サロン活動は、地域での介護予防や住民同士の支え合いの機能を担っており、今後とも内容の工夫や充実とその活動支援の強化を求める声が多い。内容については、世代間の交流行事、貯筋体操の普及、農園サロン等の意見が出され、後継者づくりについては、定年退職後の人への呼びかけや愛護班との一体的活動等のアイデアが出された。また本年４月には、高齢者・障害者・児童等、全世代誰でも通うことが出来る「常設サロン」も設立さ	□サロン活動の内容の工夫 ・世代間の交流行事 ・貯筋体操の普及 ・農園サロン ・担当職員による活性化支援 □お世話人の後継者づくり ・定年退職後の人への呼びかけ ・愛護班との一体的活動 ・お世話人交流会でのワークショップ

れ、その広がりが期待されている。	□常設サロンの設置促進
２．住民の交流・参加の場づくりを進める 各自治会・公民館・各種団体・サロン等、既存の会合・交流の場の有効活用とともに、「地域福祉」を主目的とした「新たな集い・参加の場」が求められている。多世代交流機能を持ったスペースとして学校の空き教室の活用、夏休み期間の子どもの交流、青年団や自主防災組織、公民館行事と連携した交流と参加の場の工夫が意見として出されており、少子・高齢化という時代に対応できる地域組織化に取り組む必要が生じている。	□多世代交流・多機能型拠点づくり 多世代…高齢者、子ども、障がい者等 多機能 ・集う・預かる・働く・送迎・交わる・学ぶ機能 ・相談・訪問・つなぐ機能 ・生活支援サービス提供機能 ・その他(食べる、泊まる、介護予防、認知症カフェ等) □公民館・地区社協・コミュニティ協議会・自治会等の地域における連携強化と地域組織化に向けての検討及び実施
３．移動支援の検討及びデマンドタクシーの充実と有効活用 現在、市が実施しているデマンドタクシーは使い勝手が悪いという意見が、特に市中心部外の地区から出ている。市当局に意見を伝えるとともに、高齢者、障がい者等、移動困難者・制約者の移動・交通手段の確保について検討し、具体的な方策を打ち出す必要がある。	□買物や通院等のための移動手段の確保 ・デマンドタクシーの充実要望 ・移動困難者・制約者の実態把握 ・過疎地等福祉有償サービスの検討
４．買い物支援の仕組みをつくる 近年の社会情勢と高齢化等により、地域の個人商店が減少していく傾向と同時に、買物難民とも呼ばれる方々が出て来ている地域がある。買物支援、宅配、移動販売、販売場所や注文方法の工夫等の意見が出されており、買い物支援の方策を検討する必要がある。	□買物支援サービス(愛ネッと活用等) □商店等と連携した宅配サービス開拓 □移動販売の把握と地域参入の促進 □公民館等、移動販売場所の設定協議 □地域高齢者一括注文方法等の検討
５．住民互助による生活応援活動の普及・充実を図る 地域・近隣のちょっとした困りごとについて、住民互助による身近な生活応援活動として、社協が愛ネッとワーク事業を推進しているが、もっとＰＲし、利用者にとっては利用しやすく、協力者にとってはやりがいをもって活動できるよう更なる普及・充実が期待されている。	□住民互助型生活支援サービスの充実 ・買物サービス(同行、代行) ・掃除・ゴミ出し・片付けサービス ・外出支援 ・入退院時の生活支援 □地区社協等を通じた利用者への広報 □協力者の増員・必要な講習等の実施 □わかりやすく、参加しやすい・利用しやすい仕組みへの改編(リニューアル)
６．地域福祉活動の担い手の発掘・養成を行う 小地域住民組織の基本単位といわれる自治会の機能が弱体化傾向にある地域が出て来ている。自治会圏域での支え合いや地域福祉活動をどう進めて行くか、推進役を担う人材の発掘・養成や組織運営の方法を検討していく必要がある。	□地区社協と連携した人材養成の推進 ・地域リーダー養成研修 ・福祉体験学習会 ・福祉マップ作りを通じた人材発掘 ・地域点検フィールドワーク □自治会単位の福祉委員制度の検討 □社協出前講座創設による担い手養成
７．空き家対策との連携・有効活用を図る	□市の担当部署と連携した対応の推進

全国的な傾向であるが、適切な管理を欠く空き家が増加し、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている現状がある。古くて危険な家への対応、空き家になる前からの支援方法、改修して有効活用を図る等の意見が出ており、市の担当部署と連携した対応策が求められる。	□空き家・空き施設の有効活用の開発 ・常設サロン ・コミュニティカフェ ・こども食堂 ・多世代交流・多機能型施設
８．地区単位の災害時対応活動の支援 災害時に、地域でたすけあい・支援する活動が必要なことから、自主防災組織の強化があげられている。住民による危険個所の確認と交流、高齢者への防災グッズの配付、食糧の備蓄や分かち合い等の意見が出されており、地区単位に災害時の対応活動を支援する方策が必要である。	□市・自主防災組織・公民館・地区社協等が連携した地域防災・要配慮者支援マップづくり等の促進
９．その他	
○生活困窮者の支援の充実 ・引きこもり者の社会参加の促進 ・生活相談支援センターのＰＲ ・食糧支援の充実（フードバンク、寄付による備蓄） ・子どもの貧困対策（学習支援、食事会、子ども食堂の創設） ・年金のみで生活困窮に陥ってしまう高齢者への対応 ・本当に困っている人はＳＯＳを出せないということへの方策	□生活相談支援センターの体制・機能の充実 □家計相談支援事業の検討 □就労準備支援事業の検討 □子どもの学習支援事業の検討 □社会参加の場の開発（農・福連携等） □市内のフードバンクシステムの研究 □子ども食堂創設の促進
○地域コミュニティ、地域福祉活動の活性化 ・近所付き合いの希薄化への対応 ・公民館との連携、有効活用（誰もが使える機能、常設サロンの併用） ・地区行事への送迎検討 ・一人暮らし高齢者の入院時の家の防犯・防災対策 ・同居家族がいなくても住み慣れた地域で暮らし続けられるようにする ・近所付き合いを意識的に避けている方への対応 ・民生児童委員活動との連携 ・ボランティアとの連携 ・地区社協と敬老会の連携 ・大災害時の避難先の確保 ・近隣・地域の問題（畑の雑草、野良猫、犬の糞、トイレ、公園、祭、空地、公道、海岸等	□地域福祉推進の主体形成への取り組み（コミュニティワークの強化） ・各地域におけるコミュニティ協議会、公民館、地区社協、民生児童委員、ボランティア、福祉関係団体、施設等の地域組織化・福祉組織化活動の強化 □地域の住民と専門多職種との連携づくり（地域ケア会議の充実等）
○介護支援・サービスの充実 ・要支援１・２の方への対応策 ・生活支援体制の整備（コーディネーター配置、家事援助、地域の助け合い） ・一人暮らし高齢者が通える入浴施設の整備 ・川之江老人憩の家への送迎検討（土居いこいの湯、三島福祉センターには有）	□生活支援体制整備事業の推進（左記参考） ・住民ニーズの把握と整理 ・社会資源の連携促進と新規開発 ・サービス担い手の養成 ・専門多職種の連携促進 ・生活支援コーディネート機能の強化 ・協議体・支援ネットワークの構築

・介護保険認定外の方への家の手すりの設置支援 ・高齢者のゴミ出し困難への対応（戸別収集の要望、登校時の児童生徒との連携） ・地域の老老介護への対応策 ・テレビ電話による一人暮らし高齢者安否確認システムを公民館単位に設置することの検討 ・見守り推進員の高齢化への対応 ・認知症がひどい方の場合、受け入れてくれる所がないことへの対応 ・要介護１・２の方の増加、地域で支えて行くための方策（空き家借用による共同生活等） ・嶺南地区への介護施設の設置（特区の認定を受ける等） ・地域で介護が循環するような運営導入（元気な内に社会貢献し、後々サービスを受けれる等） ・バス停まで行けない方への移動支援（いこいの湯のバスの空き時間帯での有効活用） ・ドアからドアへの移動システムの検討 ・補聴器の助成の充実（認知症予防のためにも） ・介護保険料が高すぎるので見直してほしい	
〇子どもの安全・福祉の充実 ・子どもの遊べる公園づくり	□子どもの遊び場・公園等の地域点検 □子どもの遊び場の開発
〇人材の確保・育成 ・自治会加入率の低下 ・子どもがいても頼れない ・民生児童委員になり手がないことへの対応 ・保育士の不足（延長保育での退職者やボランティアによる対応） ・市の職員減少、保健師の不在駐（地区で出前講座の活用） ・福祉委員不在 ・各種団体でも新しい世代の参加が少ない	□住民助け合い意識の啓発・人材育成 ・住民組織としての地区社協の育成 ・地域福祉研修、福祉学習の推進 ・住民の実践事例を含むﾌｫｰﾗﾑの開催 □市内専門職種向け研修の企画・実施 （参加費負担形式）対象領域例 ・訪問介護員（介護福祉士） ・介護支援専門員、障がい支援専門員 ・社会福祉士、精神保健福祉士 ・福祉・介護職共通の啓発研修 ・多職種連携を促進するｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ ・社会福祉法人の地域貢献
〇社協活動の充実 ・社協だよりの充実（市民の声、若い世代へのＰＲ、わかりやすく読みやすい内容の工夫） ・住民福祉のための財源・助成金の理解（募金の推進、寄付金の透明化等） ・助け合いの基である会費の推進（自治会総会等での会費使途の説明） ・地域福祉活動計画の内容の周知	□第３次地域福祉活動計画の推進

4　第２次から第３次地域福祉活動計画への進化

（１）基本理念の設定

第２次地域福祉活動計画（平成２４年度から平成２８年度）においては、『みんなですすめる　福祉で笑顔のまちづくり』を基本理念に諸事業を推進して来ました。第３次地域福祉活動計画においては、**「ささえあう　愛と福祉でまちづくり」**を基本理念に、地域福祉活動を推進します。

（２）重点方針と実施計画の変更・更新点等

「住民座談会」を経て、「地域福祉の課題と方向性」を打ち出しましたが、近年の市社協を取り巻く環境や動向（生活困窮者自立支援制度の開始、介護保険制度の改正、社会福祉法の改正、新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン等）や社協発展強化・経営改善計画の実施により将来展望とされた「事務局一元化」の方向等を踏まえ、重点方針、実施計画を整理しました。

第２次地域福祉活動計画では、基本理念を基に５つの基本目標を設定し、１８項目の重点方針を掲げていましたが、第３次地域福祉活動計画では、５つの基本目標はそのまま引き継ぎ、重点方針を一部整理し１７項目としました。事業名称・字句等の仔細な更新を除き、重点方針・実施計画の主な変更点は次のとおりです。

【基本目標１】住民主体の地域福祉活動をすすめ、たすけあいの風土をつくります

（重点方針）

１．地区社協活動の充実

○重点方針として、住民ニーズに対応する地区社協の性質を明記して推進する。

○「①２０地区社協活動の支援と協働」に「地域組織との連携強化」を統合して実施する。

○「②メニュー事業の推進」の要綱を見直し、新たなメニューの開拓を計画的に行う。

２．小地域ネットワーク活動の推進

○「②ファミリーサポートセンター」の互助体制、子育て支援施策と連携した規定等を見直す。

○「③住民互助型生活支援サービス」のマッチング方法、要綱の見直しを行う。

３．福祉関係団体等への支援

○事務局一元化に伴う「①民協活動」支援体制を検討する。

○事務局一元化に伴う「②共同募金運動」窓口業務の改編、歳末助け合い配分を見直す。

○「福祉用具貸与事業」と「リサイクル事業」を別項目として位置づける。

○事務局一元化に伴う「③福祉用具貸与事業」の機器の保管場所等を見直す。

○事務局一元化に伴う「⑤マイクロバス貸与事業」のバスの保管場所、要綱を見直す。

４．健康と生きがいづくりの推進

○「①ふれあいいきいきサロン活動」の指針の見直し、事業の再整備を行う。

○「②常設型サロン創設の推進」に空き店舗や空き家の活用、多世代・多機能型の拠点づくりの研究を行う。

○「④介護予防教室事業の推進」を実施項目として位置付ける。

○廃止:「成人大学～平成２４年度まで」「生活訓練事業～平成２５年度まで」

【基本目標２】住民の福祉意識を啓発し、ボランティア市民活動を推進します

（重点方針）

１．ボランティアの育成・活動支援

○重点方針の柱を絞り、「①ボランティア活動の推進」と「②福祉教育の推進」に実施項目を集約し効率的実施を図る。（廃止:ワークキャンプは平成２４年度まで）

○「ボランティア市民活動センター」は、平成２９年度より市の直営となるため、ボランティア活動に関する事業項目を整理した。（点字・声の広報は、広報啓発活動の一環で実施）

２．災害ボランティア活動支援体制の充実

○実施項目を２項目に集約し、災害ボランティア活動支援体制の充実を図る。

【基本目標３】住民の権利を擁護し、総合的な相談支援を通じ地域づくりを進めます

（重点方針）

１．地域福祉権利擁護事業の推進

○後見サポートセンターの設置を進める。（平成３１年度目標）

○権利擁護部門と相談支援部門との統合を進める。（平成３１年度目標／仮称:なんでも相談支援センター）

２．地域総合相談・援助活動の実施

○事務局一元化に伴う「①専門相談の実施」の各場所の検討・見直し。

○「②生活福祉資金貸付事業の実施」を実施計画に位置付ける。

○「③生活困窮者自立支援事業」が平成２７年度より新しく開始され、今後の任意事業の導入や資源開発等を含めて計画化し実施する。

○「④地域包括ケアシステムの構築」に平成２８年度より開始された「生活支援体制整備事業」を組み込み、日常生活圏域での生活支援の整備を進める。

３．調査・企画・広報活動の推進

○社会福祉大会は継続し、福祉フェスティバルについては開催の有無や方法を検討する。

【基本目標４】生活の質を高め安心を支える在宅福祉サービスを推進します

（重点方針）

１．訪問介護サービス

○介護人材の確保、サービス提供体制の見直し、スキルアップ体制の改善を図る。

○移動入浴車の計画的な更新を図る。

○有償サービスとして、利用者の安否情報を家族に発信するサービスや過疎地等福祉有償サービスを検討する。

２．通所介護サービス

○送迎車両の計画的な更新を図る。

○サービス提供体制の見直し、スキルアップ体制の改善を図る。

○「小規模デイサービスの検討・実施」は、項目削除。

３．相談支援サービス

○「①居宅介護・介護予防支援事業の実施」で、新宮地区に新たな事業所を開設する。

○「③指定相談支援事業の実施」で、職員のスキルアップ研修を実施する。

４．地域生活支援サービス

○「①地域活動支援センターの受託運営」で、現センターの再編を行う。

○「②就労継続支援Ｂ型事業」を新規に検討し、実施する。（平成３０年度予定）

○「③いこいの湯の運営」で、運営方法の見直しや送迎車両の計画的な更新を図る。

○「④生活支援ハウスの運営」で、事業の根本的な見直しを市と協議する。

５．福祉介護等研修事業の実施

○「①相談援助職者ネットワークの構築」を新しく計画化し、実施する。

○「②潜在的有資格者就労支援研修の実施」を新しく計画化し、実施する。

【基本目標５】地域福祉を進めるために、社会福祉協議会の基盤を整備します

（重点方針）

１．活動拠点の確保

○事務局一元化に伴う「公共施設等の有効活用」を進める。

２．組織体制の強化

○理事会を定例化し、組織運営・事業執行の強化を図る。

○社会福祉法人改革への対応を行う。

○現在の専門委員会の機能について検討する。

○事務局一元化に伴う事務局組織体制の整備を行う。

○研修及び研修への参加は計画的に行い、伝達方法等も検討する。

３．財源の確保

○事務局一元化に伴う「窓口業務」の改編。（会費、共同募金）

○会費の地区目標額・還元率・使途の見直しを行う。

○自主財源確保のため、収益事業の研究・開発を行う。

第２章　第３次地域福祉活動計画の事業展開

1　基本理念

ささえあう　愛と福祉でまちづくり

2　計画期間

５年間（平成２９年度～平成３３年度）

3　体系図

【基本目標１】住民主体の地域福祉活動をすすめ、たすけあいの風土をつくります

（重点方針）１．地区社協活動の充実
２．小地域ネットワーク活動の推進
３．福祉関係団体等への支援
４．健康と生きがいづくりの推進

【基本目標２】住民の福祉意識を啓発し、ボランティア市民活動を推進します

（重点方針）１．ボランティアの育成・活動支援
２．災害ボランティア活動支援体制の充実

【基本目標３】住民の権利を擁護し、総合的な相談支援を通じ地域づくりを進めます

（重点方針）１．地域福祉権利擁護事業の推進
２．地域総合相談・援助活動の実施
３．調査・企画・広報活動の推進

【基本目標４】生活の質を高め安心を支える在宅福祉サービスを推進します

（重点方針）１．訪問介護サービス
２．通所介護サービス
３．相談支援サービス
４．地域生活支援サービス
５．福祉介護等研修事業の実施

【基本目標５】地域福祉を進めるために、社会福祉協議会の基盤を整備します

（重点方針）１．活動拠点の確保
２．組織体制の強化
３．財源の確保

第３次　四国中央市地域福祉活動計画　　体系図　（平成２９年度～３３年度）

基本理念　ささえあう　愛と福祉でまちづくり

基本目標	重点方針	実施計画
【１】住民主体の地域福祉活動をすすめ、たすけあいの風土をつくります	１．地区社協活動の充実	①２０地区社協活動の支援と協働 ②メニュー事業の推進
	２．小地域ネットワーク活動の推進	①独居高齢者福祉ネットワーク事業の推進 ②ファミリーサポートセンターの運営 ③住民互助型生活支援サービスの推進
	３．福祉関係団体等への支援	①民生児童委員活動との連携 ②共同募金運動の推進 ③福祉用具貸与事業の推進 ④福祉用具リサイクル事業の推進 ⑤マイクロバス貸与事業の実施 ⑥ボランティア機器等貸与事業の実施
	４．健康と生きがいづくりの推進	①ふれあい・いきいきサロン活動の充実 ②常設型サロン創設の推進 ③家族介護者交流事業の推進 ④介護予防教室事業の実施
【２】住民の福祉意識を啓発し、ボランティア市民活動を推進します	１．ボランティアの育成・活動支援	①ボランティア活動の推進 ②福祉教育の推進
	２．災害ボランティア活動支援体制の充実	①関係機関・団体等との協働体制の確立 ②災害ボランティアセンターの設置・運営
【３】住民の権利を擁護し、総合的な相談支援を通じ地域づくりを進めます	１．地域福祉権利擁護事業の推進	①福祉サービス利用援助事業の推進 ②法人後見事業の推進
	２．地域総合相談・援助活動の実施	①専門相談の実施 ②生活福祉資金貸付事業の実施 ③生活困窮者自立支援事業の実施 ④地域包括ケアシステムの構築（生活支援体制整備事業）
	３．調査・企画・広報活動の推進	①福祉票整備・要援護者の支援 ②広報啓発活動の充実 ③社会福祉大会・フェスティバルの開催
【４】生活の質を高め安心を支える在宅福祉サービスを推進します	１．訪問介護サービス	①訪問介護・介護予防訪問介護事業の実施 ②障害者居宅介護等事業の実施 ③移動支援事業の実施 ④訪問入浴・介護予防訪問入浴介護等の実施 ⑤訪問入浴サービス事業の実施 ⑥有償サービスの実施
	２．通所介護サービス	①地域密着型通所介護事業の実施 ②介護予防通所介護事業の実施
	３．相談支援サービス	①居宅介護・介護予防支援事業の実施 ②要介護認定訪問調査受託事業の実施 ③指定相談支援事業の実施
	４．地域生活支援サービス	①地域活動支援センターの受託運営 ②就労継続支援Ｂ型事業の実施 ③いこいの湯の運営 ④生活支援ハウスの運営
	５．福祉介護等研修事業の実施	①相談援助職者ネットワークの構築 ②潜在的有資格者就労支援研修の実施 ③在宅連絡調整会の充実
【５】地域福祉を進めるために、社会福祉協議会の基盤を整備します	１．活動拠点の確保	①公共施設等の有効活用
	２．組織体制の強化	①理事会・評議員会機能の充実と強化 ②専門委員会機能の検討 ③事務局体制の整備 ④役職員の資質向上を図る研修の実施
	３．財源の確保	①社会福祉協議会会費の推進 ②まごころ銀行運動の推進 ③補助金・委託金の確保 ④共同募金配分金の活用 ⑤収益事業の研究・開発

4　重点方針と実施計画

基本目標　１	住民主体の地域福祉活動をすすめ、たすけあいの風土をつくります

≪重点方針　１≫	地区社協活動の充実 住民ニーズに立脚した住民主体の地域福祉活動を実施する地区社協の支援を行い、誰もが安心して暮らすことができる住みよい地域づくりを進めます。

実施計画	年次計画 29	30	31	32	33	現状と課題	５年計画・目標等
① **２０地区社協活動の支援と協働** (主旨) 住民主体による地域福祉活動を推進し、各地区にあった福祉コミュニティづくりを支援する。市社協及び地区社協間の連絡調整、情報交換を行い、連携を図るとともに、地域組織・団体との連携を強化し、ネットワークの構築に努める。	継続					○20 地区社協会長会を開催し、市社協及び地区社協間の連携を図っている。 ○地区社協活動要覧を作成し、地区に応じた地域福祉活動が展開していけるよう支援している。(250 部 A4/58 頁) ○民生児童委員や地域の関係機関・団体との連携に努め、地域福祉活動を推進している。	○20 地区社協会長会を連帯感のある会に発展・充実させる。 ○地区社協活動要覧を作成し、地域福祉活動に活かしていく。 ○地区社協、地区関係機関・団体等と積極的に関わり、地区内の関係団体との協働体制を強化し、ネットワークを活かした支援体制整備に努める。 ○地区社協ごとの活動計画づくりを目指す。 ○コミュニティソーシャルワークの充実を図る。 (地域組織との連携強化を統合して実施)
② **メニュー事業の推進** (主旨) 地区住民をはじめ地区内の各種団体や関係機関等と密接な連携を図りながら、集いや交流事業等、住民参加による福祉活動を推進する。	継続 検討					○メニュー事業を設定し、その事業に財政支援を行っている。 ○全市的にメニュー事業に取り組んでいけるよう、市社協も地区社協と連携し、支援を行っている。 ・ふれあいの集い ・三世代交流事業 ・友愛訪問 ・住民座談会 ・ふれあい交流大会 ・すみよいまちづくり	○メニュー事業の要綱の見直しを進める。 ○メニュー事業の実施、支援を行い、特に住民座談会においては、市社協もテーマ等を提案し、より一層積極的に地区社協に参加し、問題、ニーズ把握、その解決を図るよう努める。 ○地域や住民ニーズの変動に対応できる新たなメニューの開拓。

≪重点方針　２≫	小地域ネットワーク活動の推進 小地域における高齢者や障がい者、子育て家庭など、住民のちょっとした困りごとに対し、住民互助によるたすけあいや見守り活動を推進します。						
実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	29	30	31	32	33		
① **独居高齢者福祉ネットワーク事業の推進** （主旨） 在宅のひとり暮らしの高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民が一体となって見守り体制を整備し、当該高齢者等のニーズを把握し、適切なサービスの提供を行い、高齢者福祉の向上を図る。	継続					○見守り推進員 197 名(H28) ○主な見守り対象者 70 歳以上2,593 名(H28) ○民生委員と見守り推進員が連携し、ひとり暮らし高齢者の定期的な見守り、安否確認を行っている。 ○民生児童委員とのネットワーク連絡会を開催している。	○民生委員との連携の円滑化、情報の共有を一層進める。 ○民生委員、見守り推進員等と連携を図りながら、見守り支援体制の整備に努める。
② **ファミリーサポートセンターの運営** （主旨） 子育てを手伝ってほしい人（依頼会員）と手伝いたい人（援助会員）が会員となり、一時的な子育てを助け合う組織である。センターでは、子を持つすべての家庭を対象に、地域の中で安心して子育てができるように会員同士を結び、サポートする。	継続 検討					○相互援助活動（保育園への送迎や一時預かり等）のためのコーディネートを行っている。 ○会員総数 336 名 内訳：依頼会員 247 名 援助会員 68 名 両方会員 21 名 ○活動累計 864 回（H27） ○スキルアップや会員相互の交流を目的に講習会等を実施している。 ○活動前に事前打合せを行っている。 ○情報提供等を目的とした広報・相談活動を実施している。 ○子育て支援の一役を担っているが、活動の固定化が見られる。（実活動人数が少ない） ○援助会員の担い手が不足している。	○依頼会員から援助会員への移行、両方会員への新規登録などを推進し、援助する側の体制を充実させる。 ○ホームページやブログなどを活用した広報啓発活動を行い、より多くの市民に周知する。 ○市内の子育てサークルやＮＰＯ法人等との連携を図る。 ○今後の子育て支援対策等の動向を見ながら、対象年齢などの規定について検討する。
③ **住民互助型生活支援サービスの推進** （主旨） 公的サービスや既存の社会資源では対応できない	継続 検討					○公的福祉サービスだけではカバーできない日常の生活課題に対し、住民互助型の応援活動を推進し、助け合いの輪を広げることで住民の互助活動の底上げを図っている。	○支援者と受援者のマッチング方法を検討する。 ○愛ネットワークの要綱について見直しを図り多様な生活ニーズに対応できるよう検討する。

実施計画	年次計画					現状と課題	5年計画・目標等
	29	30	31	32	33		
住民の生活ニーズを解決するために、住民互助型生活支援サービスの創出、展開を図る。住み慣れた地域でお互いの暮らしを支えあっていける安心であたたかい地域づくりを推進する。						・登録者　98名 ・延べ利用・活動件数 229件（H27） ○支援者の活動範囲に制限があるため十分な応援活動が行えていない。	○買物支援の推進
≪重点方針　3≫	**福祉関係団体等への支援** **民生児童委員、共同募金会活動との連携、関係福祉団体への支援や各種貸出事業により、地域福祉の活性化を推進します。**						
① **民生児童委員活動との連携** （主旨） 民生児童委員協議会の事務局業務を担い、民生児童委員が活動しやすい環境の整備を図り、地域住民が安心して暮らせる地域社会づくりの推進を図る。	継続					○市役員会（月1回）の開催、組織運営・活動支援、会計経理、連絡調整等を行っている。 ○4ブロック民協、15地区民協、3専門委員会（高齢者、障害児者、児童福祉委員会）の活動支援を行っている。 ○民生児童委員（223名）と連携し、地域の要援護者の支援活動や地域福祉課題の解決に当たっている。 ○事務局一元化に伴う支援体制についての協議が必要である。	○社会調査・相談・情報提供・連絡通報・調整・生活支援・意見具申（7つのはたらき）の充実、強化を支援する。 ○民生児童委員活動が円滑に出来るよう、市、市社協、民協が一体となった環境整備に努める。 ○民生児童委員活動に必要な要援護者等の情報提供・共有・支援体制の整備に努める。 ○事務局一元化に伴う支援体制について協議し、会議等の効率的運営についても検討する。 ○民生委員制度100周年記念事業への支援。
② **共同募金運動の推進** （主旨） 募金運動の実施により、住民同士の助け合い意識の向上・寄付文化の創造を図るとともに、地域福祉活動を充実させ要支援者の福祉を増進する。	継続	検討	窓口業務の改編			○共同募金会支会・分会の運営、事務局業務を行っている。 ○赤い羽根募金10/1～ ・戸別募金・法人募金 ・職域募金・学校募金 ・イベント募金 ・窓口募金 ○歳末たすけあい募金12/1～ ・戸別募金 ○募金額が年々減少傾向にある。	○事務局一元化に伴い、受付窓口等を検討する。 ○歳末たすけあい募金の配分について見直しを行いよりよい配分を行う。 ○住民に対して、募金の使用目的をより一層明確にする。 ○募金額が減少傾向にあるため、関係団体（地区社協・民生委員・広報委員等）とより連携し推進を図る。

実施計画	年次計画 29	30	31	32	33	現状と課題	5年計画・目標等
③ **福祉用具貸与事業の推進** （主旨） 一時的な車椅子の利用ニーズに対応するため、車椅子の貸出しを行っている。	継続 検討					○車椅子の貸出し（原則10日以内、無料）を行っている。 ○介護保険・障害福祉サービス申請中、けがをした時、一時的な外出時、学校での総合的な学習など、利用内容は多岐にわたる。 ○貸出実績123件（H27） ○貸出要綱が実態に即していない。	○実態に即した貸出要綱に再編し、より利用しやすい体制を整備する。 ○事務局一元化に向けて、保管場所や管理方法を見直す。
④ **福祉用具リサイクル事業の推進** （主旨） 家庭で不要となった福祉用具（車椅子、介護用ベッド、歩行器など）を譲りたい人（提供者）と譲ってほしい人（希望者）をコーディネートし、使用されていない福祉用具の活用と地域住民相互のふれあい・助け合いを促進する。	継続					○実施要綱に基づき、事業を実施している。 ○事業実績（H27） 提供者18件 希望者20件 マッチング14件 ○毎号の社協だよりにリサイクル情報を掲載している。 ○提供者は、希望者との交渉成立まで用具を保管する。（このことが妨げになる場合がある） ○希望者が高齢であるなど、用具の運搬が困難なケースがある。	○課題解決に向けた社内会議を開き、より良いコーディネート業務を目指す。 ○本事業の更なる普及・啓発に努める。
⑤ **マイクロバス貸与事業の実施** （主旨） 車輌の貸出を行うことにより、地域の福祉団体やボランティア団体の研修や交流の支援を行い、福祉活動の活性化を図る。	継続 検討					○ボランティアや福祉関係団体等の研修や交流を目的として貸出しを行っている。 （H27年度利用日数） 1号車　114日 3号車　114日 4号車　41日（リフト） 5号車　25日（いこい） ※2号車はH26年度に市に譲渡し、現在4台稼働中。	○要綱を見直し、それに基づき貸出しを行う。 ○事務局一元化に伴い、バスの保管場所について検討していく。 ○各車老朽化が進んでおり、修繕・維持費も増加しているため、廃車時期についても検討していく。
⑥ **ボランティア機器等貸与事業の実施** （主旨） ボランティア機器等を貸し出すことにより、住民同士の交流活動を促進し、地域活動の活性化を図る。	継続 検討					○地域住民の交流を深めることを目的として、自治会や福祉団体等へ貸出しを行っている。 （H27年度利用日数 台数/年利用件数） ・綿菓子機（6台/45件） ・ﾎﾟｯﾌﾟｺｰﾝ機(2台/27件) ・お好み焼き鉄板（2台/27件）	○新たな機器は購入せずに事業を継続する。 ○使用団体に対して取り扱い方法とマナーの徹底を図る。（掃除等） ○福祉学習機器の利用促進のため学校や関係機関への周知を図る。 ○機器の保管場所が必要である。

実施計画	年次計画					現状と課題	5年計画・目標等
	29	30	31	32	33		
						・たこ焼き機（1台/5件） ・かき氷機（2台/22件） ・焼き鳥機（1台/5件） ・とうもろこし機（1台/2件） ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ用具（67件） ・福祉学習機器（7件） ※綿菓子機は老朽化のため H27 年度をもって全て廃棄した。 ○事務局一元化に伴い機器の保管場所が必要である。	
≪重点方針　4≫	**健康と生きがいづくりの推進** **住民誰もが健康で、生き生きと安心して生活をおくっていけるように、身近な地域での居場所や学びの場づくり、生きがいづくりを推進します。**						
① **ふれあい・いきいきサロン活動の充実** （主旨） 小地域を拠点に高齢者、子ども、障がいのある方などの居場所作りを、当事者とボランティアが協働し、ともに企画、運営していくことで地域の人たちの出会い、ふれあい、助け合いの活動を広げ、いきいきと元気に暮らせるまちづくりを推進する。	継続					○地域の人同士のつながりや交流、生きがい活動を行う“集いの場”として自主活動している。住民の地域への関心を深め、近隣での助け合いを育む地域づくりや元気に暮らすきっかけづくりになっている。 ○お世話人の後継者不足、参加者の減少。 ○お世話人の高齢化による負担感の増加 ○サロン通信発行 ○サロン数（H28.11） 211ヶ所 川之江・新宮　80 三島　67 土居　64	○指針（ふれあい・いきいきサロンのすすめ）を見直し、事業全般を再整備する。 ○ボランティアの育成を行い、お世話人の後継者問題や負担感緩和のための支援を図っていく。 ○男性高齢者も気軽に参加できる仕掛けづくり。 ○高齢者、障がい者、子育て世代が一緒に参加できるサロンの設立支援を積極的に行う。
② **常設型サロン創設の推進** （主旨） 地域の高齢者や障がい者、子育て中の親子等、近隣住民が気軽に立ち寄り、寛げる環境を備え、地域の人々が共に支え合い、様々な福祉活動を運営していく交流の拠点・	継続					○四国中央市初の常設型サロンが H28.4 月に土居地区に開所された。 ○常設型サロンに集う人々の福祉活動（趣味活動、交流、健康づくり、一時預かり等）は当事者とボランティアが共に運営している。	○必要地域の調査・検討、情報提供。 ○人材、資材、資金の確保 ○運営方法や支援策の整備。（要綱等） ○空き店舗や空き家等の活用により、高齢者や障がい者、子育て中の親子等、近隣住民が気軽に立ち寄り寛ぐことができる居場所を地域

実施計画	年次計画					現状と課題	5年計画・目標等
	29	30	31	32	33		
居場所づくりを推進する。							に作っていく。 ○三島、川之江、新宮地域にも設置を働きかける。 ○多世代交流、多機能型拠点づくりの研究 (多世代) ・高齢者、子ども、障がい者等 (多機能) ・集う・預かる・働く・送迎・交わる・学ぶ機能 ・相談・訪問・つなぐ機能 ・生活支援サービス提供機能 ・その他(食べる、泊まる、介護予防、認知症カフェ等)
③ **家族介護者交流事業の推進** (主旨) 在宅介護者の交流と介護疲れのリフレッシュを図る。	検討					○市社会福祉大会における記念講演の案内をしているが、毎年参加者が少ないうえに特定の人が参加している傾向にある。 ○年 1 回の講演会では介護者同士の交流・情報交換が出来る場が少ない。	○介護者が交流し情報交換やリフレッシュ出来る場を提供する。 ○介護者が当事者と一緒に参加できる場を提供する。
④ **介護予防教室事業の実施** (主旨) 高齢者自身が介護予防の大切さを学び、住み慣れた地域で自立した生活を継続できることを目的とする。多様化する高齢者世代のニーズや時代に合う効果的・魅力的なプログラムを実施する。	検討					○四国中央市による公募型プロポーザル（企画提案）に応募し、選考審査・業務委託契約を経て、生活圏域ごとに地域密着型の教室を実施している。 ○応募企画数 4 件 ・川之江地域 ・三島地域 ・土居地域 ・新宮地域 ○実施企画数 (H27 委託契約に至った件数) 2 件 ・三島地域 (391 人／24 回) ・土居地域 (417 人／24 回) ○ここ数年、継続的に取り組めているが、実施できていない場所（集会所等）がある。	○地域包括ケアや公募型プロポーザル募集の動向を見ながら、継続的・積極的に取り組む。 ○新しい地域支援事業を地域づくりの契機ととらえ、介護予防の取り組みを進めていく。

基本目標　２	住民の福祉意識を啓発し、ボランティア市民活動を推進します

≪重点方針　１≫	ボランティアの育成・活動支援 地域におけるボランティア活動の支援と福祉教育の充実を図り、人材の育成に努めるとともに、共に生きる地域社会づくりを推進します。

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	29	30	31	32	33		
① **ボランティア活動の推進** （主旨） 地域でのボランティア市民活動を推進し、ボランティア市民活動センターと連携して、住民参加による福祉社会の創造に努める。	継続					○ボランティア活動のコーディネート（ボランティア登録、斡旋、受給調整）を行っている。 （H27 年度登録者） ・個人　97 人 ・団体 152（6,143 人） ○ボランティア活動、各種イベント、助成金等の情報収集を行い、社協だより、市報、ホームページ等による広報活動により情報提供を行っている。 ○社協だより、市報等の朗読ＣＤ・テープ、点字図書を作成し、視覚障がい者への情報提供を行っている。 ○ボランティア活動助成金を交付し、活動の支援を行っている。（費用対効果の検討） ・48 団体（1,800,000 円） ○作業や会議等のスペース提供、コピー機、印刷機等の事務機器の利用提供、活動用資機材の保管場所の利用提供等、ボランティア活動の支援を行っている。 ○ボランティア活動中の事故に備え、安心して活動ができるよう、ボランティア活動保険の加入を促進している。	○H29 年度より市直営となるボランティア市民活動センターとの連携を図る。 ○ボランティア市民活動センターと連携し、ボランティア登録の推進に協力する。 ○助成金の選考基準、審査方法を見直し、より良い助成を行い、団体育成を行う。 ○社協だより、ホームページを活用し、ボランティア活動に関連する情報提供を行う。 ○安心してボランティア活動が行えるよう、ボランティア活動保険の加入促進に努める。

実施計画	年次計画 29	30	31	32	33	現状と課題	５年計画・目標等
② **福祉教育の推進** （主旨） 地域福祉・ボランティアに関する学習や体験の場を提供し、互いに支え合う心、助け合いの風土を培い、共に生きる福祉社会の創造を目指す。	継続					○市内の小、中、高校を「福祉協力校」として助成を行った。 ・小学校　18 校 ・小中一貫校　1 校 ・中学校　6 校 ・高校　3 校 ○各種ボランティア講座・研修会・交流会を開催し、ボランティアの育成・養成を図った。 ○災害ボランティアなど、様々なボランティア活動に関する案内・相談・支援を行った。 ○ボランティア活動に関する交流、情報交換のできる場所や機会の提供を行った。	○福祉協力校助成に関して、現在の取り組みを活かしつつ、地域福祉・ボランティアに関する学習と体験の場を提供する。 ○災害ボランティアなど、様々なボランティア活動に関する案内・相談・支援を行うとともに、活動をレベルアップしていくための講座、研修会等の学習機会を提供し、人材育成・養成に努める。 ○各種ボランティアの交流、情報交換の場を提供し、活動を結ぶコーディネートに努め、連携の支援を図る。 ○地域住民対象の啓発研修や福祉体験プログラム、出前講座の開発・実施を行い、福祉意識の向上を図る。
≪重点方針　２≫	**災害ボランティア活動支援体制の充実** **災害時において被災者の一日も早い生活再建を進めるために、平常時から市との連携や災害ボランティアセンター運営体制の充実を図ります。**						
① **関係機関・団体等との協働体制の確立** （主旨） 災害時には迅速にボランティアの支援が行えるよう、平常時から関係機関・団体等とのネットワークづくりを推進する。	継続					○市関係課と災害ボランティアセンター設置に係る市との連携、協働体制についての確認を行った。	○災害、防災に関する会議等に積極的に参加し、市関係課や民生児童委員協議会、地区社協、自主防災組織等との連携強化を図る。 ○関係機関・団体等が連携した地域防災・要配慮者支援マップづくり等の促進。
② **災害ボランティアセンターの設置・運営** （主旨） 災害時、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、情報収集、現地ニーズの把握、連絡調整、ボランティアの受給調整	継続					○災害時に迅速に対応できるよう、職員の召集方法、配備体制等についての確認を行っている。 ○災害ボランティアセンタースタッフの確保。 ○災害ボランティアに必要と思われる資機材の確保、管理を行ってい	○災害時に職員の召集方法、配備体制の整備を行い、迅速に災害ボランティアセンターを設置できるよう努める。 ○協定に基づき、市との協働体制の確認を行い、災害時に迅速に対応できる体制整備を進める。

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	29	30	31	32	33		
等を円滑に行い、被災地・被災者の生活支援を行う。						る。 ○災害ボランティア活動支援指針、災害ボランティアセンター運営マニュアルを作成している。	○災害ボランティア設置検討会議を充実し、今後必要と思われる資機材を検討し、整備していく。 ○災害に関する研修会等に参加し、災害時に必要な知識、技術の習得に努め、社協内での共有を図る。 ○地震にも対応できる支援指針、運営マニュアルの整備、見直しを図る。 （事業項目の整理・統合）

（災害ボランティアセンター）

基本目標　３	住民の権利を擁護し、総合的な相談支援を通じ地域づくりを進めます

≪重点方針　１≫	地域福祉権利擁護事業の推進 高齢になっても、障がいがあっても、地域から排除されず、必要なサービスや支援を確保して、地域での自立生活が営めるよう権利擁護に取り組みます。

実施計画	年次計画 29	30	31	32	33	現状と課題	５年計画・目標等
① **福祉サービス利用援助事業の推進** （主旨） 判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）ができる限り地域で安心して自立した生活を送れるように支援する。	継続	→	→	→	→	○判断能力が不十分な方（但し、契約を結ぶこと、利用料がかかることを理解していただける方）の福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理を行う。また、制度に関する問合せや利用に関する相談に応じる。 ○利用者 19 名(H27 年度) 生活支援員 4 名 ○精神疾患の方の利用が多い ○関係機関（包括・事業所）からの紹介が多い。 ○本人の利用意思が必要なことから、契約に至らないケースもある。 ○専門員が１名なので、すぐの対応が難しく、契約まで時間がかかる。 ○専門員が家計管理にもかかわるケースがあるので、負担が大きい。 ○後見事業への移行が必要なケースも出てきている。	○法人後見事業と一体的に実施し、複数職員での対応も検討する。 ○在宅支援生活を支え、財産保護の観点からも、通帳預かりだけのサービスも検討する。
② **法人後見事業の推進** （主旨） 受任要綱等に基づき、本会が成年後見人等となり、財産管理や身上監護を行い、成年被後見人等の権利を擁護する。 また、四国中央市が検討	継続	検討	統合 拡充	→	→	○成年被後見人等の財産管理（預貯金や不動産の管理）や身上監護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所手続き等）の支援を行う。 また、成年後見制度に関する問合せや相談に応じる。 ○受任件数４件(H27 年度)	○後見サポートセンターの設置(H31 年度目標) ・後見人等支援 ・成年後見制度利用相談 ・市民後見人の養成等 ・市との連携 ・専任職員の配置 ○権利擁護部門と相談支援部門との統合（H31

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	29	30	31	32	33		
中の後見サポートセンター（仮称）の設置に協力し、相談から支援及び市民後見人の養成も含めた運用ができるような体制づくりを目指す。						・後見２ ・補佐１ ・補助１ ○福祉サービス利用援助事業から後見事業に移行する必要がある方が出てきている。	年度目標/仮称:なんでも相談支援センター)
≪重点方針　２≫	**地域総合相談・援助活動の実施** **住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる生活支援やその仕組みづくりを行い、福祉でまちづくりを進めます。**						
① **専門相談の実施** (主旨) 身近な相談支援体制の確立を図り、対象者の様々な相談に応じ、その問題の解決に努める。	継続	検討				○法律相談 （相談員：弁護士４名） ・川之江支所 （毎月第1.3水曜日） ・本所（毎月10・20日） ・土居支所 （毎月第４水曜日） ・新宮支所（年２回） ○司法書士相談 （相談員:司法書士13名） ・川之江支所 （毎月第２水曜日） ・本所（毎月５日） ・土居支所 〔隔月（奇数月）第３水曜日〕 ・新宮支所（年１回）	○市の委託事業ではあるが、相談支援部門を抱えているので、引き続き、受託していく。 ○H31年度の事務局一元化時の各地域での対応を検討。職員で当番を分担し、当日、各地域へ出向く方法での対応が考えられる。 ○新宮支所においての相談は、H30 年度をもって見直し。
② **生活福祉資金貸付事業の実施** (主旨) 資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにする。さらに、生活困窮者自立支援法に基づく事業と連携し、効果的な支援を実施することにより、生活困窮者の自立の促進を図る。	継続					○生活福祉資金貸付制度に関する相談・申込受付、県社協への進達。 ○臨時特例つなぎ資金貸付制度に関する相談・申込受付、県社協への進達。 ○担当者会議等、会議や研修会への参加。 ○生活困窮者自立支援法に基づく事業と連携。 ○その他（広報活動、県社協との連携など） ○利用者(H27年度) 福祉資金２件 緊急小口資金８件 ○貸付状況（H27年度末） ・更生資金６件 ・生活資金２件 ・福祉資金18件 ・教育支援資金20件	○複数職員で対応できる体制の整備。 ○生活相談支援センターとの連携。 ○H31 年度から「なんでも相談支援センター(仮)」で対応。

実施計画	年次計画					現状と課題	5年計画・目標等
	29	30	31	32	33		
						・療養･介護等資金5件 ・緊急小口資金55件 ・離職者支援資金1件 ・総合支援資金3件	
③ **生活困窮者自立支援事業の実施** (主旨) 生活困窮状態から脱却し、その人らしい安定した生活が実現できるよう相談・支援を実施する。また、関係機関や地域住民の協力を得て連携による支援活動や自立生活に必要な社会資源の開発にも取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを推進する。	継続 拡充					○生活相談支援センターの設置・活動。 ○寄り添い型相談支援の充実(ソーシャルワーク機能の強化､各種研修への積極的参加)。 ○社会資源の開発(居場所・就労体験の場づくり、農・福連携事業の推進)。 ○支援のネットワークづくり(行政各部署、民生児童委員、地区社協、ボランティア、各種事業所等)。 ○地区ワーカーはじめ職場内連携による支援と地域づくりの効果的推進。 ○運営協議会、支援調整会議の充実。 ○関係者への意識啓発(広報、啓発講演会・研修会等の実施。 ○相談件数 ・191件（H27年度） ・プラン作成件数47件 ・支援調整会議9回 ・運営協議会1回 ・食糧支援延べ87回	○家計相談などと一体的に支援を行うことにより、適切な支援の方向性を見出すために、任意事業を受託する。 ○家計相談支援・就労準備支援事業・子どもの学習支援事業の受託に向けての体制整備。 ○職員の増員、スキルアップ、場所の確保。 ○緊急一時避難所的な場所として、使われていない公共施設の空きスペースの活用提案（シェルター機能)。 ○緊急食糧支援体制の整備。(市内のフードバンクシステムの研究) ○社会参加の場の開発(農・福連携等) ○子ども食堂創設の促進
④ **地域包括ケアシステムの構築**（生活支援体制整備事業の実施) (主旨) 住まい、医療、介護、予防、福祉・生活支援等が、日常生活の場で一体的に提供できる地域での体制づくり（地域包括ケアシステム）の推進し、住民・要援護者への支援の充実と、それを支える社会資源の開発や改善、社会基盤の整備とを同時に進め、福祉社会を創造していく。	継続 拡充					○市の地域ケア推進会議への参加・協力。 ・権利擁護連絡会議 ・地域ケア会議(個別レベル、圏域レベル) ・介護予防連絡会議 ○市の自立支援協議会（障がい者福祉分野）への参加・協力。 ○生活支援体制整備事業(第1層)の取組み ・社会資源の整理 ・ニーズ把握 ・アクティブシニア養成講座への協力	○日常生活圏域(中学校区)での取り組み強化。(第2層) ・協議体の設置・協力 ・担い手やサービスの開発 ・職員のスキルアップ、確保 ○地区社協との連携を図り、地域づくりにおける意識統一・情報交換・働きかけ等を積極的に行う。 ○買物支援のしくみづくり(商店等と連携した宅配サービスの開拓、移動販売の把握と地域参入の促進等)

≪重点方針　３≫	調査・企画・広報活動の推進 地域の要援護者の把握に努め、関係機関等と連携した支援活動に取り組むとともに、必要な事業やイベント等の企画・実施、広報活動を推進します。						
実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	29	30	31	32	33		
① **福祉票整備・要援護者の支援** （主旨） 要援護者の生活状況を把握し、市や民生児童委員と情報を共有し、連携を図りながら福祉ニーズへの対応や各種福祉事業等に活用するため、福祉票の整備を行っている。	継続					○要援護者の把握・支援のため福祉票を整備している。（H28 年 4 月） ・ひとり暮らし高齢者（3,409 人）、高齢者世帯（3,914 世帯）、寝たきり高齢者（129 人） ○福祉票の調査は民生委員に依頼し、提出された調査票に基づき、社協で名簿を作成・運用・管理を行い、民生委員と共有している。 ○災害時における要援護者の支援関係については、市と連携を密にし、進める必要がある。	○平常時の支援・災害時の要援護者支援活動に役立てていく。 ○関係機関、団体との情報共有を図るため、市・社協・民協等で協議を進めていく。 ○要援護者の情報提供について市と協議していく。
② **広報啓発活動の充実** （主旨） 社協活動や事業を展開するにあたり、その理念や内容等を住民に理解してもらえるように、様々な媒体を利用して情報を発信していく。	継続					○社協だよりの発行 ・年 8 回／1 日発行 33,500 部（全戸配布） 4 頁／カラー ・10 部分けと梱包作業を計 6 名が行っている。 ○記事の充実が求められている。 ○ホームページは、定期的に更新を行い運営している。 ○住民に社協事業が十分に認知されていない。 ○点字・声の広報発行事業。社協だより、市報等の朗読ＣＤ（20 名分）・テープ（５名分）、点字図書（８名分）を作成し、視覚障がい者への情報提供を行っている。（その他図書館分等あり。H28.11 月。）	○住民のニーズに合った情報発信を行う。 ○住民にとって役に立ち親しまれる紙面づくりに努める。 ○アクセス数が増えるような内容の充実を図る。 ○各種パンフレット類の作成・配布の検討。 ○点字・声の広報発行事業を継続して実施するが、市が直接実施可能とされた場合は、別途社協だよりのみ依頼する。

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	29	30	31	32	33		
③ **社会福祉大会・フェスティバルの開催** （主旨） 住民意識の向上と住民参加による福祉のまちづくりを目的に開催する。	大会は継続	フェスティバルは検討				○住民意識の向上と住民参加による福祉のまちづくりを推進することを目的に年 1 回開催している。 ・社会福祉大会 表彰、記念講演 参加者約 400 名 ・福祉フェスティバル H28, 29 は国体開催のため中止 ○福祉大会・フェスティバルの同時開催については検討を要する。	○福祉大会の講師の選定については、大会の主旨等を踏まえ、前年度中に決定をする。 ○フェスティバルの開催の有無や方法を検討する。 ○フェスティバルを開催する際には、実行委員会形式やスポンサーを募っての開催等について検討する。

基本目標　４	生活の質を高め安心を支える在宅福祉サービスを推進します。

≪重点方針　１≫	訪問介護サービス 援護が必要な高齢者・障がい者宅へヘルパーが訪問し、必要な身体介護・生活援助・助言サービスを行い、日常の自立生活を支援します。

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	29	30	31	32	33		
① **訪問介護・介護予防訪問介護事業の実施** （主旨） 要介護状態にある利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。	継続（介護予防→総合事業へ移行）	（介護保険制度改正への対応）				○職員体制(H28. 10) ・管理者（兼務）１人 ・ｻｰﾋﾞｽ提供責任者 7 人 ・ホームヘルパー 正　規　6 人 臨　時　3 人 パート　35 人 ○実利用者数(H28. 10) ・要介護　93 人 ・要支援　58 人 ○延べ訪問回数(H27) ・18, 238 回 ○延べ訪問時間数(H27)	○訪問介護員の人材確保に努める。 ○パートヘルパーの訪問体制（直行直帰等）の見直しを進め、訪問体制の効率化を進める。 ○有償サービス等を活用し利用者にとって有効なサービスとなるよう連携を強化する。 ○新宮地域の訪問体制

実施計画	年次計画					現状と課題	5年計画・目標等
	29	30	31	32	33		
						・18,840 時間 ○営業日及び営業時間 ・月曜日～金曜日 ・8:30～17:15 ○事業規模が縮小してきたことから土日等休日訪問や利用者の希望通りの訪問、急な日程変更への対応が難しい。 ○制度によりサービスが制限されてしまう。 ・生活援助の時間が短い ・庭の手入れ ・買い物の同行 ・利用者以外のゴミ出し ・仏壇、お墓等の掃除 ・散髪 ○山間地域訪問の効率化。 ○介護職員の処遇改善。 ○介護職員の精神的負担の軽減。 ○介護職員のスキルアップ体制の改善。	の効率化を図る。 ○介護福祉士資格の取得及び各種研修会への参加を推進するとともに介護職員のスキルアップ体制の改善を図る。 ○総合事業における要支援者への訪問型サービスに対応するとともに、平成 30 年 4 月の介護保険制度改正の動向に注視し、円滑な運営と体制強化に努める。
② **障害者居宅介護等事業の実施** （主旨） 要介護状態にある利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。	継続					○実利用者数(H28.10) ・40 人 ○延べ訪問回数(H27) ・6,141 回 ○延べ訪問時間数(H27) ・5525.6 時間 ※その他は「訪問介護・介護予防訪問介護事業の実施」と同じ。	○同行援護従事者養成研修一般課程修了者等資格の取得及び各種研修会への参加を推進するとともに介護職員のスキルアップ体制の改善を図る。 ※その他は「訪問介護・介護予防訪問介護事業の実施」と同じ。
③ **移動支援事業の実施** （主旨） 単独では外出困難な障がい者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出をする際に、ヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び	継続					○実利用者数(H28.10) ・7 人 ○延べ訪問回数(H27) ・177 回 ○延べ訪問時間数(H27) ・412.5 時間 ○場所、時間数等サービス内容が様々であり、対応できる職員が限られている。	○利用者の様々なニーズに職員が対応できるように、全身性障がい者移動支援従事者養成研修及び視覚障がい者移動支援従事者養成研修の受講を推進する。

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	29	30	31	32	33		
外出に伴って必要となる身の回りの介護を行う。							
④ **訪問入浴・介護予防訪問入浴介護等の実施** （主旨） 自宅のお風呂で入浴ができない要介護者を対象に、看護職員１人と介護職員２人が移動入浴車で自宅を訪問し、浴槽を持ち込んで入浴介護を行い、利用者の身体清潔保持と心機能維等を図る。	継続					○職員体制(H28.10) ・管理者（兼務）１人 ・看護職員　　４人 ・介護職員　　４人 ○実利用者数(H28.10) ・要介護　15 人 ○延べ訪問回数(H27) ・1,060 回 ○営業日及び営業時間 ・月曜日～金曜日 ・8:30～17:15 ○移動入浴車（ボイラー）の調子が悪く、サービスを中止することがある。 ○身体的負担が大きい。 ○移動入浴車２台をフル稼働するためには、人員不足である。 ○ターミナルケア等重度の利用者の比率が高くなっている。	○介護職員の人材確保に努める。 ○利用者のニーズに合ったサービスが提供できるよう介護福祉士資格の取得及び各種研修会への参加を推進するとともに介護職員のスキルアップ体制の改善を図る。 ○移動入浴車の計画的な更新を実施する。 ○身体的負担の軽減を図ることを目的とした研修を実施する。
⑤ **訪問入浴サービス事業の実施(障害者)** （主旨） 自宅のお風呂で入浴ができない障がい者を対象に、看護職員１人と介護職員２人が移動入浴車で自宅を訪問し、浴槽を持ち込んで入浴介護を行い、利用者の身体清潔保持と心機能維等を図る。	継続					○実利用者数(H28.10) ・２人 ○延べ訪問回数(H27) ・225 回 ※その他は「訪問入浴・介護予防訪問入浴介護等の実施」と同じ。	※その他は「訪問入浴・介護予防訪問入浴介護等の実施」と同じ。
⑥ **有償サービスの実施** （主旨） 介護保険や障害福祉サービス等の公的サービスでは対応できない身体介護や生活援助等のサービスを有償により提供することで、高齢者や障がい者等が、自らの有する能力に応じ自立した日常生活を営	継続 検討					○ヘルパー数(H28.10) ※訪問介護員と同じ ○実利用者数(H28.10) ・３人 ○延べ訪問回数(H27) ・58 回 ○延べ訪問時間数(H27) ・113.5 時間 ○営業日及び営業時間 ・月曜日～金曜日 ・8:30～17:15 ○利用料金 ・30 分／800 円	○介護保険サービスと連携し、利用者にとって有効なサービスとなるよう事業を推進する。 ○特に、話し相手、傾聴、買物同行、長時間の支援等のサービスが提供できるよう検討する。 ○新規メニューとして、利用者の安否情報を家族に発信するサービ

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	29	30	31	32	33		
むことができるよう支援する。						○利用者のちょっとした困りごとに介護保険サービスと連携して対応している。 ○介護保険サービスと比較して利用料金が高額となるため、利用者は限定的である。	スを検討する。 ○過疎地等における福祉有償サービスの検討。
≪重点方針　２≫	**通所介護サービス** **センターにおいて高齢者等を送迎すると共に必要な介護・生活訓練・生きがい活動等を実施し、自立生活を支援します。**						
① **地域密着型通所介護事業の実施** （主旨） デイサービスセンターで、入浴･食事などの日常生活上の世話や生活に関する相談･助言、機能訓練等のサービスを日帰りで提供し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。(定員18人以下)	継続					○職員体制(H28.10) ・管理者（兼務）１人 ・生活相談員　　２人 ・看護職員　　２人 ・介護員　　３人 ○実利用者数(H28.10) ・要介護１（9人） ・要介護２（5人） ・要介護３（3人） ・要介護４（1人） 合計　18人 ○延べ利用者数(H27) ・1,936人 ○営業日及び営業時間 ・月曜日～金曜日 ・9:30～16:00 ○利用対象者 ・要介護1～5 ・四国中央市内在住 ○道路事情により送迎の効率が悪い。	○効率的な運営を図るため、サービス提供体制の見直しを図る。 ・人員体制の見直し ・営業日及び営業時間の拡大を検討 ○介護福祉士資格の取得及び各種研修会への参加を推進するとともに介護職員のスキルアップ体制の改善を図る。 ○送迎用車両の計画的な更新を実施する。
② **介護予防通所介護事業の実施** （主旨） ※「地域密着型通所介護事業の実施」と同じ。	継続・総合事業へ移行	（介護保険制度改正への対応）				○実利用者数(H28.10) ・要支援１（2人） ・要支援２（8人） 合計　10人 ○延べ利用者数(H27) ・1,001人 ○平成29年4月より要支援者へのサービスは新しい総合事業に移行する。利用者の約1/3が要支援者であるため、制度の動向に注視する必要がある。 ※その他は「地域密着型通所介護事業の実施」と同じ。	○制度の動向に注視し、利用者の自立生活につながるサービスとなるよう対応する。 ※その他は「地域密着型通所介護事業の実施」と同じ。

≪重点方針　３≫	相談支援サービス 高齢者・障がい者等の相談に応じ、ニーズの把握・資源の調整等、ケアマネジメントによる安心の在宅生活を支援します。						
実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	29	30	31	32	33		
① **居宅介護・介護予防支援事業の実施** （主旨） 介護保険の利用者や、家族の要望を尊重し、心身の状態や家庭の状況を考慮して、適切なサービスが利用できるよう支援する。	継続 拡充 ※新宮					○職員体制(H28.10) ・管理者（兼務）　１人 ・介護支援専門員 11 人 ○実利用者数(H28.10) ・311 人 ○営業日及び営業時間 ・月曜日～金曜日 ・8:30～17:15 ○特定事業所加算Ⅱ／有 ○社会福祉協議会の居宅介護支援事業所には、独居で身寄りの無いケース、生活困窮や多問題ケース等、通常のケアマネジメントでは支えきない困難事例の相談が多く、ソーシャルワークの実践力が求められるケースが多くなってきている。 ○地域包括ケアシステムの推進により、地域包括支援センターや関係機関との連携が求められている。	○ケアマネジャーの勤務体制の効率化を進める。 ○新宮地域の支援体制の効率化を図るため、新規事業所を設立する。 ○介護福祉士資格の取得及び各種研修会への参加を推進するとともに介護職員のスキルアップ体制の改善を図る。 ○社会福祉協議会の介護支援支援専門員として、困難事例や多問題ケースに対し、ケアマネジメントのみならず、ソーシャルワークを実践することができる人材を長期的に育成していく。 ○利用者の確保及び質の高いサービス提供に努め、収益を安定させることにより、長期的な視点で安定した事業運営を行う。
② **要介護認定訪問調査受託事業の実施** （主旨） 認定審査対象者やその家族などに対し実施する訪問調査で、この認定調査の結果が要介護・要支援認定の最も基本的な情報となる。	継続					○認定調査は、時間と労力が必要であり、ケアマネジメント業務に支障が出る場合がある。 ○一人当たり平均月 4 件の認定調査を受託しているが、時間的にも精神的にも業務負担となっている。	○本業であるケアマネジメント業務に支障が出ることのないように、適切な調査件数を受託していく。
③ **指定相談支援事業の実施** （主旨） 相談支援専門員、必要な職	継続					○特定相談支援(基本相談、計画相談支援) ○障害児相談支援 ○一般相談支援(基本相談、地域移行支援、定着支援)	○基幹相談支援センター、生活相談支援センター等関係機関と連携する。 ○多様な相談に応じれるよう、職員のスキル

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	29	30	31	32	33		
員を配置し、どのような相談にも応じ、地域生活の自立をめざして支援し、障がい者の福祉増進を行う。						○サービス等利用計画数（H27 年度）109 件 モニタリング数 74 件 ○契約件数が相談員一人につき、80 件程度もっているので、負担が大きい。（これからは、相談支援事業所が増える予定） ○受診同行が多いので、適切な福祉サービスにつなげるようにする。	アップ研修を実施する。
≪重点方針　４≫	**地域生活支援サービス** **住民の福祉ニーズに対応した生活支援サービス及び必要な事業を、住民・関係機関等との協力により開発し、実施します。**						
① **地域活動支援センターの受託運営** （主旨） 通所者（センターを利用する障がい者等）が地域において自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援する。そのために創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図る。	継続 検討	拡充				○障害者総合支援法に基づいて市が行う地域生活支援事業の一つであり、それを社協が受託して運営を行っている。（Ⅲ型） ○受託運営を行っている地域活動支援センター （H28.3 月末通所者） ・あおぞら（16 人） ・ココロン（10 人） ・しゃぼん玉（10 人） ○主な創作的活動等 ・作品づくり ・季節行事 ・戸外活動　など ○主な生産活動等 ・ウエスの製造・販売 ・紙製品の内職作業 ・手作り作品の製造・販売　など ○新宮地域において、地域支援サークル茶れんじの活動が活性化しており、今後は地域活動支援センターとしての活動が期待されている。	○センターの再編や新規立ち上げを行い、且つ就労継続支援Ｂ型事業所の開設も目指す。 （再編・開設目標） ＊地域活動支援センター ・あおぞら（継続） ・しゃぼん玉（継続） ・茶れんじ（新規） ＊就労継続支援Ｂ型 ・ココロン（地域活動支援センターより移行） ○再編したセンターにおいては、就労継続支援Ｂ型の従たる事業所の併設も検討する。
② **就労継続支援Ｂ型事業の実施** （主旨）	検討	新規				○現在は、地域活動支援センターの受託運営のみを行っている。 ○新規開設に向けて、社内及び行政担当者と事	○現在の地域活動支援センターココロンを就労継続支援Ｂ型事業所に移行し、新規に開設する。

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	29	30	31	32	33		
企業などに雇用されることが困難な障がい者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会を提供し、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所（雇用契約を結ばない「B型」）を開設・運営する。						前協議を行っている。 ○市内において、障がい福祉サービスが全般的に不足している。(障がい福祉サービスのさらなる充実が求められる)	○新規開設に向けて、適切な運営基準を定めたうえで、指定申請を行う。
③ **いこいの湯の運営** （主旨） おおむね 65 歳以上で要介護認定調査の有無にかかわらず自立された方を対象に、施設に通うことで、自宅に閉じこもることを予防し、生きがいづくり活動を通じ、心身と生活の安定及び要介護状態への移行を予防する。	継続					○職員体制 ・援助員　　２人 ・運転手（送迎）２人 ○営業日及び営業時間 ・月曜日～金曜日 ・9:00～15:00 ○サービス内容 入浴、食事、趣味活動、創作活動、レクリエーション、季節行事等 ○延べ利用者数(H27) ・2,640 人 ○利用料金 ・1,000 円（弁当代含む） ○送迎に使用しているマイクロバスが老朽化してきている。 ○ここ数年、利用者数は横ばい状況である。利用者を増やすための工夫が必要である。	○多くの方に利用してもらえるよう、運営方法（サービス内容等）の見直しを行い継続して実施する。 ○送迎用車両の計画的更新について市と協議する。
④ **生活支援ハウスの運営** （主旨） 高齢等のため独立した生活に不安のある方が、安心して生活を送れるように、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する。	継続 検討					○職員体制 ・生活援助員　　１人 ○部屋数 ・単身者用　　４室 ・二人世帯用　　１室 ○対象者（60 歳以上） ・ひとり暮らし高齢者又は高齢者夫婦 ・家族による援助を受けることが困難な高齢者 ○実利用者数(H28.10) ・１人 ○利用者負担額 ・収入に応じて負担 月 0 円～50,000 円 ○入居者が少ない。 ○入居者が不安定な状況の中で、生活援助員（有資格）の雇用を維持す	○住民へ事業内容を周知する。 ○入居者の条件や職員の資格要件等、事業の根本的な見直しを市と協議する。

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	29	30	31	32	33		
						るのは難しい。また、生活援助員が休んだ場合の対応も難しい。 ○要支援又は要介護の入居者の場合、対応が難しいケースがある。	
≪重点方針　５≫	福祉介護等研修事業の実施 福祉・介護等に関する研修を企画・実施し、市内の専門多職種の連携を促進するとともに、従事者の援助技術の向上や人材の開発を推進します。						
① **相談援助職者ネットワークの構築** （主旨） 地域で活動する相談援助職者（介護支援専門員・相談支援専門員・医療ｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ等）に対して、研修会の開催を通して共に学ぶ機会を提供し、「相談援助職者として支え合い、共に成長していくこと」を目指すことにより在宅福祉に関わる実践家のスキルアップを図り、間接的には地域福祉の向上に貢献する。	新規	→	→	→	→	○知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者等、多分野の障がい者や生活困窮、虐待、権利擁護を必要とする方等も65歳となり介護保険を利用することになると介護支援専門員の支援対象者となり、各分野や機関との連携や協同が必要となる。しかし、各分野の相談援助職が日常的に連携したり協同することはできておらず、各分野の相談援助職が知り合い、ネットワークを構築する場や仕組みもないことが課題となっている。 ○また、孤軍奮闘しがちな相談援助職が地域の中で支えられ、成長できる場や仕組みが四国中央市にはない。	○市内の相談援助職者が、所属機関や活動分野の垣根を超えて、地域の相談援助職者同士で支え合い・学び合うことができることを目的として、定期的（年4回）にｸﾞﾙｰﾌﾟｽｰﾊﾟｰﾋﾞｼﾞｮﾝや勉強会を開催する。 ○事例検討会・勉強会 ・年４回 ○講師 ・ｽｰﾊﾟｰﾊﾞｲｻﾞｰ ○対象者 市内の医療・福祉に関わる相談援助職者 ・介護支援専門員 ・支援相談員 ・生活相談員 ・医療ｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ ・相談支援専門員 ・生活支援ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ ・ケースワーカー　等 ※登録制 ・参加登録申込によりﾈｯﾄﾜｰｸ作りを行う。 ・登録者によるﾒｰﾘﾝｸﾞﾘｽﾄを活用した情報提供や情報交換を行う。
② **潜在的有資格者就労支援研修の実施** （主旨） 福祉の現場では深刻な人材不足が続いていることから、介護（看護）の資格	新規	→	→	→	→	○全国的な傾向でもあるが、四国中央市においても、慢性的な介護職員不足が大きな課題となっている。	○市内の事業者と協力して、潜在的有資格者の再就職を支援することで介護職員不足の解消を図る。 ○開催方法 ・市内の介護事業者との共同で開催する。

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	29	30	31	32	33		
を持ちつつも現場を離れている潜在的有資格者を対象として、再就職を支援する。							○研修会 ・年１回（１日） ○受講料 ・無料 ○対象者 ・介護福祉士 ・介護職員初任者研修（ヘルパー２級以上） ・看護師、他
③ **在宅連絡調整会の充実** （主旨） 職員間の連携を密にし、各事業の効果的運営及びサービスの向上を図る。	継続					○在宅連絡調整会の種類 ・担当者会（介護保険事業等基盤整備検討会） ・ｹｱﾏﾈ連絡調整会 ・ｻｰﾋﾞｽ提供責任者会 ・地区連絡調整会 ・訪問入浴連絡調整会 ○定期的に開催している会議が、効率的かつ効果的な会議であるかの再検証が必要である。	○職員間の連帯・連携を保ち、報告・連絡・相談を確実に実施するため、効率的な会議を開催する。 ○質の高いサービスを確保するため、情報の共有を図るとともに、各種研修を実施する。

基本目標　５	地域福祉を進めるために、社会福祉協議会の基盤を整備します

≪重点方針　１≫	活動拠点の確保 社協活動を推進するため、地域福祉活動の拠点を確保します。

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	29	30	31	32	33		
① **公共施設等の有効活用** （主旨） 事務局を本所（福祉会館）に一元化した後に、現在使用している支所のスペ	継続		事務局一元化			○独自所有の建物・スペースを持たず、行政財産を借用している。 ・福祉会館（本所） ・川之江文化センター（川之江支所・あおぞら） ・土居福祉センター（土	○福祉会館における活動拠点の確保。 ○事務局一元化後の支所の空きスペースの活用。 ○新宮保健センターでの地活センターの開所。 ○公民館や集会所等の公共施設を中心とした地

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	29	30	31	32	33		
ースについては引き続き借用をし、新規事業や既存事業での積極的な活用を検討する。						居支所・しゃぼん玉) ・土居老人憩いの家 ・新宮高齢者生活福祉センター（新宮支所・新宮デイサービスセンター・生活支援ハウス) ・商工会館(ボランティア市民活動センター) ・宇摩自治会館（ココロン)。 ○主に公民館が地区社協活動の拠点となっている。 ○主に集会所がサロン活動の拠点となっている。	域福祉活動の拠点の確保。 ○空いている公共施設や空き家の有効活用の検討。 ・小さな拠点（多世代交流・多機能型）の設置について検討 ・常設サロンの推進。 (IT 機器の充実含む)
≪重点方針　２≫	**組織体制の強化** **社協活動を推進するため、組織体制・機能の強化を図ります。**						
① **理事会・評議員会機能の充実と強化** （主旨） 社会福祉法の改正により、理事会と評議員会の役割を明確化し、効果的な組織運営行うため理事会、評議員会の機能の充実と強化を図る。	拡充					○社会福祉法の改正により、理事が執行機関、評議員の議決機関としての役割がより明確に定められ、組織運営の強化が求められている。 ・理事　　11 名 ・監事　　2 名 ・評議員　25 名 ・H27 年度開催回数 理事会　5 回 評議員会　3 回	○理事会を定例化し、福祉の動向等を踏まえて、組織運営・事業執行の強化を図る。 ○社会福祉法人改革への対応。
② **専門委員会機能の検討** （主旨） 理事定数の削減によりスリム化した理事会となったため、専門委員会の機能について検討を行う。	検討					○理事会を開催する前にそれぞれ委員会を開催し協議を行っている。 ○専門委員会で協議を行った内容について、理事会でも再度同じ内容の議案を協議するため、理事会が形骸化しがちである。	○理事会だけでの協議が困難な場合や、より専門的な協議が必要な場合には、担当理事等を決め、期間限定の問題別委員会或いは開発プロジェクト等を設置して対応していく。

実施計画	年次計画					現状と課題	5年計画・目標等
	29	30	31	32	33		
③ **事務局体制の整備** （主旨） 事務局一元化に伴い、より効果的な社協活動が展開できるように、組織体制や業務分掌等を再構築する。	拡充 検討		事務局一元化			○事務局職員体制 （H28年4月／117人） ・総務・地域福祉課 正規　19人 嘱託・臨時　14人 パート　5人 ・在宅福祉課 正規　20人 嘱託・臨時　14人 パート　45人 ○本所・支所連絡会を月1回開催し、行事や諸活動の共有と業務の調整を行っている。 ○業務担当者間のフォローアップ体制と連携意識が不十分である。	○本所への機能集約を実施する。 ○事務局組織体制の整備 ・機構の検討 ・業務分掌の明確化 ・採用計画の検討 ・適切な人員配置の検討 ・本所からの事業遂行のための移動方法等についての検討 ・効果的な活動をするための仕組みづくりと適切な労務管理についての検討
④ **役職員の資質向上を図る研修の実施** （主旨） 役員による先進地視察や、職員の積極的な研修の参加により、自己研鑽をし、今後の組織運営の課題や新たな事業への取り組み、課題解決等を図る。	継続					○先進地視察等を行っているが、その研修内容が十分に組織運営等に生かされていない。 ○スキルアップのため多くの研修に参加することが望ましいが、業務の都合上や予算的な問題で十分に参加が出来ていない。 ○研修報告等が十分に出来ておらず、その内容が他の関係職員に浸透していない。	○計画する視察研修や参加する研修会の内容を十分に検討し参加する。 ○研修内容の報告について、デスクネッツの活用や伝達研修の方法を検討する。 ○研修及び研修への参加を計画的に実施する。
≪重点方針　3≫	**財源の確保** **社協活動を推進するため、福祉財源の確保に努めます。**						
① **社会福祉協議会会費の推進** （主旨） ひとり一人が安心して暮らせる住みよいまちづくりのため、全戸会員制を進めていく。	継続	検討	窓口業務の改編			○各地域の実情に合わせた時期、方法で推進を行っている。 ○実績額が年々減少傾向にある。 ・H27年度実績額 26,194,900円 ○事務局一元化に伴う推進方法の見直しや納入窓口、納入方法等についての検討が必要である。	○地区目標額と還元率について20地区社協の意見を聞きながら改善を図る。 ○市社協と20地区社協における会費を財源とした事業内容の見直しを行う。 ○窓口業務を金融機関と一部業務提携する等、検討を進める。

実施計画	年次計画					現状と課題	５年計画・目標等
	29	30	31	32	33		
② **まごころ銀行運動の推進** （主旨） 預託者の意向に沿った事業に使える自主財源として、積極的に推進していく。	継続					○預託額が年々減少している。 ・H27 年度預託額 10,079,453 円 ○預託者の意向に沿った事業が十分に展開されていない。	○有効な活用方法を検討する。 ○まごころ銀行運動を積極的にＰＲする。
③ **補助金・委託金の確保** （主旨） 社会福祉事業を展開し安定した法人運営を行っていくため、補助金・委託金の十分な確保を目指して、様々な働きかけを行っていく。	拡充					○補助金についての現状は厳しい状態である。 ・H27 年度市補助金額 72,754,000 円 ○委託事業を、補助金と一体的に展開することにより、不足している人件費の一部を補っている。 ・H27 年度市委託金額 77,970,939 円 ・H27 年度県社協委託金 3,139,145 円	○市に必要な事業を積極的に企画・提案し、人件費の確保に努める。 ○県社協、市からの委託事業は事業管理費（人件費）を含めて受託する方向にあり、今後とも継続して要望していく。 ○委託内容や予算面でのメリット・デメリットを精査し、事業整理を行う。
④ **共同募金配分金の活用** （主旨） 地域福祉事業を推進するための財源として、その認知度を生かした配分金の活用を検討する。	継続	検討	窓口業務の改編			○配分内容の再検討が必要である。 ・H27 年度共同募金配分額 13,299,576 円 ・H27 年度歳末たすけあい募金配分額 5,554,693 円	○共同募金の広報・啓発活動を行う。 ○配分内容の再検討を進め、効果的な配分金の活用を再検討する。 ○金品の配分から、配分金による事業の展開が出来るように検討する。
⑤ **収益事業の研究・開発** （主旨） 補助金や委託金等の従来の財源だけでなく、人件費を含む自主財源が確保できる収益事業の研究・開発を行う。	新規					○財源を確保するため、積極的な収益事業の開発が必要である。	○自主財源確保のため、収益事業を研究・開発する。

5　進行管理

第３次地域福祉活動計画は、平成２９年度から平成３３年度までの５カ年計画です。市社協では、理事会において活動計画の進捗状況の評価及び管理を行い、評議員会に報告を行います。また、計画の中間年度（平成３１年度）には進捗状況を確認し、中間評価を実施します。

第３次地域福祉活動計画では、市社協の事務局体制が大きく変わる年を「平成３１年度」としています。ちょうど、市の新本庁舎が全面的に運用開始されると予想される年度と重なります。その前年には、様々な準備や整理すべき事項が本・支所共に予想されることから、早め早めに先を見通した活動計画の進行管理が重要です。

（１）毎年の進行管理

市社協の理事会において、年度ごとの事業報告書と合わせ活動計画の実施状況の評価及び点検作業を行います。また、評議員会に報告するとともに、意見聴取を行い、よりよい事業推進に努めます。

（２）中間評価及び修正

活動計画の中間年度（平成３１年度）には、毎年の評価及び点検作業に加えて、理事会を中心に計画の達成状況に関する確認を行い、必要に応じて計画の修正を図ります。

（３）見直し及び次期活動計画の策定

活動計画の最終年度(平成３３年度)には、毎年の評価及び点検内容を踏まえた総合的な計画の見直しを行い、次期地域福祉活動計画の策定に取り組みます。

市の第２次地域福祉計画の最終年度も平成３３年度であるため、次期活動計画については、市の地域福祉計画と一体的に策定することが考えられます。また、２０地区社協の活動計画を先行して策定し、その内容と全体的な推進方策を網羅した活動計画とすることも考えられます。よって、平成３２年度中には、上記の方向性を市と検討・協議し、平成３３年度に次期活動計画の策定に当たります。

〔計画推進の流れ〕

<table>
<tr><th>年　度
名　称</th><th>平成２９年度
（２０１７）</th><th>平成３０年度
（２０１８）</th><th>平成３１年度
（２０１９）</th><th>平成３２年度
（２０２０）</th><th>平成３３年度
（２０２１）</th></tr>
<tr><td>市の地域福祉計画</td><td colspan="2">推進</td><td colspan="2" rowspan="2">※次年度一体的策定の検討・協議</td><td>最終年度</td></tr>
<tr><td>地域福祉活動計画</td><td colspan="2">推進</td><td colspan="2">見直し</td></tr>
<tr><td></td><td>評価点検</td><td>評価点検</td><td>中間評価
(修正)(検討)</td><td></td><td>次期計画の一体的策定</td></tr>
</table>

第３章　第３次地域福祉活動計画の推進に向けて

第３次地域福祉活動計画を実施するに当たり、本章では市社協の組織運営の在り方や活動の基本姿勢及び近年の福祉施策の動向を踏まえた社協活動の展開について述べます。

1　社協の使命と経営の理念

あらゆる団体・組織は、何らかの「使命」をもって存在します。社協の使命とは何か？…と問われた場合、私たちは下記のように答えます。「誰もが…」という言葉には、高齢者、障がい者、子どもたち等、すべての住民を含みます。大変高遠で普遍的な使命ではありますが、“千里の道も一歩から” 始まるという諺があります。その使命を果たすために、経営の理念を掲げ、その任務を遂行します。

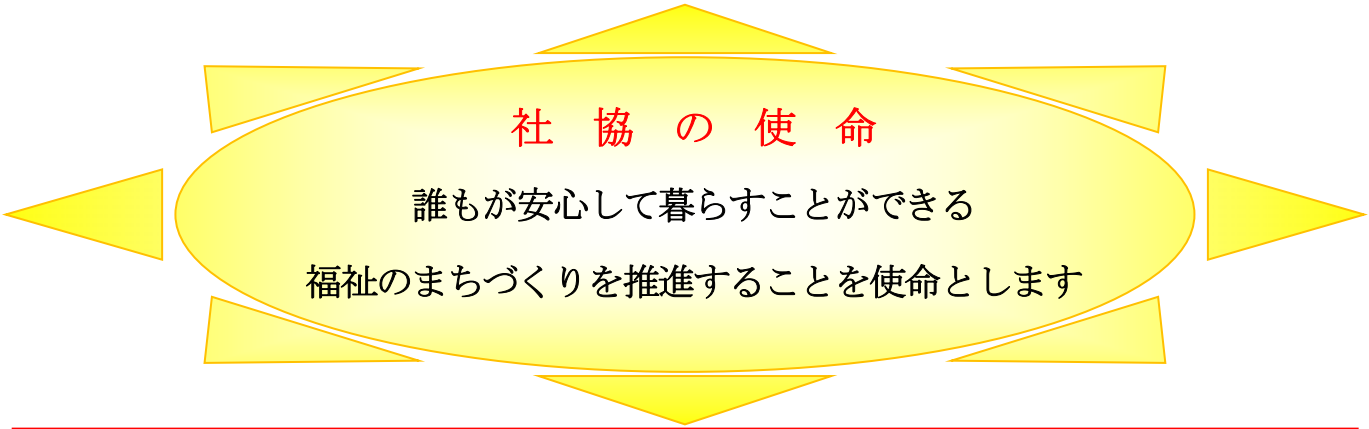

● 経営の理念 ●

①住民参加・協働による福祉社会の実現

地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって市民参画型の福祉社会を実現します

②地域における利用者本位の福祉サービスの実現

誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活を継続できる福祉サービスを実現します

③地域に根ざした総合的な支援体制の実現

福祉ニーズに対して、あらゆる生活関連分野の活動が連携し展開される支援体制を整備します

④地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

事業展開を通じて地域の福祉課題をとらえ直し、新たな福祉活動・サービスの開発に挑戦します

組織運営

①運営の透明性を図り、情報公開や説明責任を行います

②事業の展開にあたって、住民参加を徹底します

③事業の効果測定やコスト把握、効果的で効率的な自律した経営を行います

④全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守します

①社会福祉法人社協の核となる経営組織と組織運営

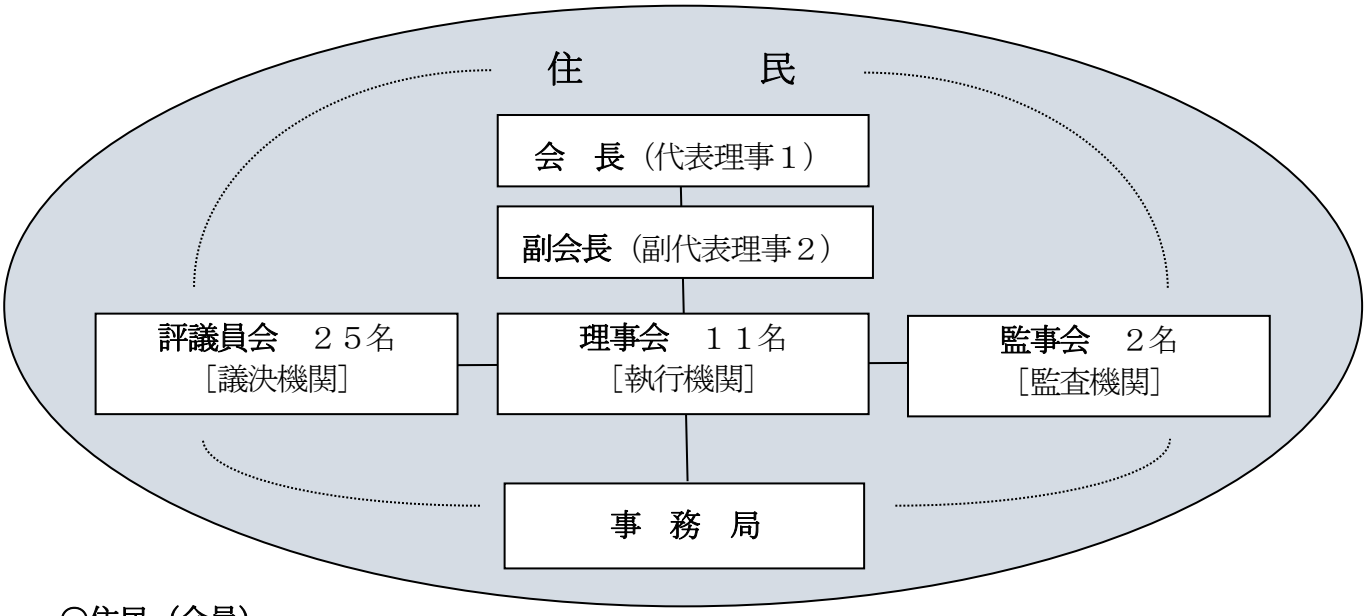

〇住民（会員）

・社協では、住民参加で福祉のまちづくりを進めるために、住民会員制度を設けています。

・会費の納入は社協活動に賛同し支援するという性格のもので、毎年、各地区社協・お世話人の方にご協力をいただき、推進要旨と前年度の報告及び当年度の会費使途計画を明記した趣意書を全戸に配布し、推進を行っています。

＊一般会員　年間一口1,000円　…住民の自覚に基づく加入を基本に全戸加入をめざす

＊賛助会員　年間一口5,000円　…社協活動を特に財政面で支援する会員

・会員の中から法人社協の役員（理事、監事)、評議員が選出されます。

〇理事会　（執行機関）

・理事は、評議員会の決議によって選任されます。（任期は２年以内）

・理事の互選により、選任された会長は法人社協を代表し、副会長は会長を補佐します。

・理事は法人社協の経営に責任を持ち、事業執行を決定し、地域福祉の経営・推進を行います。

・理事会において、評議員の選任候補者を評議員選任・解任委員会（※）に推薦・提案します。

〇監事会　（監査機関）

・監事は、評議員会の決議によって選任されます。（任期は２年以内）

・監事は法人社協の事業・会計、理事の職務執行を監査し、事業効果や経営面を評価します。

〇評議員会　（議決機関）

・評議員は、評議員選任・解任委員会（※）で選任されます。（任期は４年以内）

・評議員は地域社会の総意をもって社協事業を進めていくために、重要な事項を決議します。

・社協の事業や業務の状況を地域住民に広く周知するとともに、地域福祉を推進します。

（※）評議員選任・解任委員会……社会福祉法の改正（平成２９年４月全面施行）により社会福祉法人内に設置が義務付けられた委員会。市社協では委員４名で構成（外部委員２、監事１、事務局職員１）

②社協発展強化・経営改善の継続

市社協では、平成２５年度に「社協発展強化・経営改善計画」を策定し、第２次地域福祉活動計画と並行して平成２８年度にかけて事業・組織・財源の強化・改善に努めて来ました。その実施状況を踏まえ、継続して必要な活動強化及び改善内容を、第２章「実施計画」に含め策定しています。

③財源・財務運営の基本的な考え方

○財源の確保

・「民間財源」……住民会費、まごころ銀行、共同募金配分金、基金財源、民間助成金など。
・「公費財源」……国･県･市の補助金収入、委託費収入など。
・「事業収入財源」…介護報酬、利用料収入、参加費収入など。

○財務運営

・継続的に必要な事業の費用対効果を考慮し、中長期的な展望に立った財政運営を行います。
・自主財源の確保に努めつつ、社協運営の基本をなす職員の人件費や事務費は、公費補助のルールを確立するなど安定的な財務運営に努めます。
…公費補助は、社協が地域の様々な民間組織・団体の参加によって地域福祉の推進を中核的にすすめるという役割を担っていることから来ている。（委託金での人件費を含む）
・介護保険事業等の在宅福祉サービスは、サービスの質と採算性を確保した運営に努めます。
・業務を受託するときは、事業管理費を含め必要な経費を確保できる委託契約内容とします。
・事業収入によって得た収益は、人材育成や処遇改善、新たなサービス開発等に結びつけます。
・事業の継続的・安定化のために必要な運転資金や福祉基金等の運用を確保します。
・毎会計年度において、法人社協が有する財産から事業継続に必要な最低限度の財産を引き、残額が出た場合には、社会福祉及び地域の公益的な事業に再投下します。（改正社会福祉法による社会福祉充実計画の策定・実施）

④法人管理体制の確立及び事業運営の透明性の向上

社会的な責任をもつ社会福祉法人として、次のような組織管理体制を確立します。

・法令遵守
・適切な財務管理
・福祉サービス利用者に対する権利保護の仕組み
・財務諸表や事業内容の情報公開
・個人情報の保護
・リスクマネジメント（業務マニュアルの作成等）

情報公開が必要な事項

・定款
・役員報酬基準
・貸借対照表
・収支計算書
・現況報告書（役員名簿、事業支出額、役員区分ごとの報酬総額等）

また、事業計画、事業報告、財産目録、監査報告書は、事業所に据え置き、閲覧できるようにしておきます。

⑤事務局、職員体制の確保

総務・地域福祉部門の正規職員を本所に集約し、社協運営と地域福祉推進機能の強化を図ります。

【平成２９年４月事務局体制図】

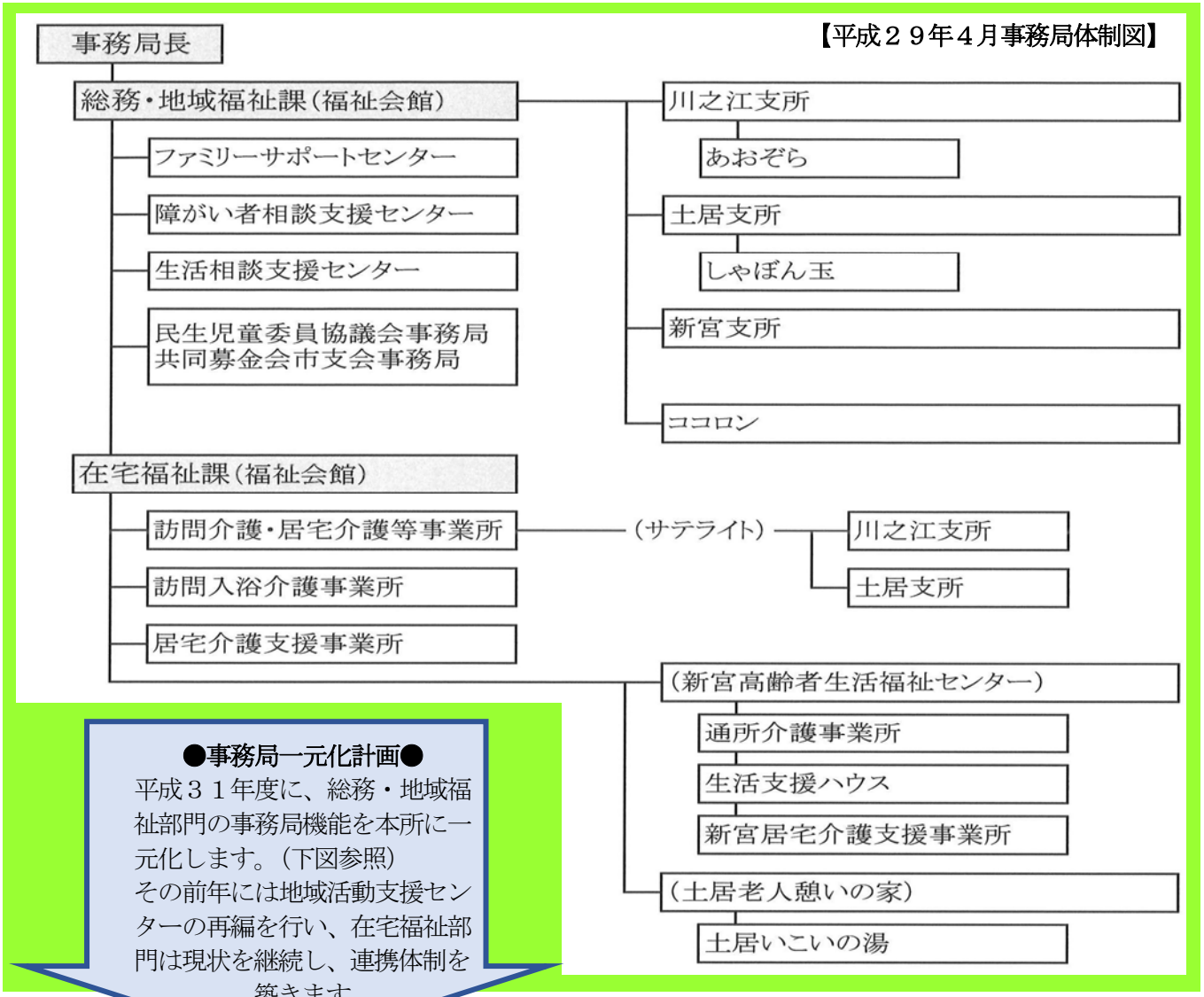

●事務局一元化計画●

平成３１年度に、総務・地域福祉部門の事務局機能を本所に一元化します。（下図参照）

その前年には地域活動支援センターの再編を行い、在宅福祉部門は現状を継続し、連携体制を築きます。

事務局一元化と地域担当職員の活動図

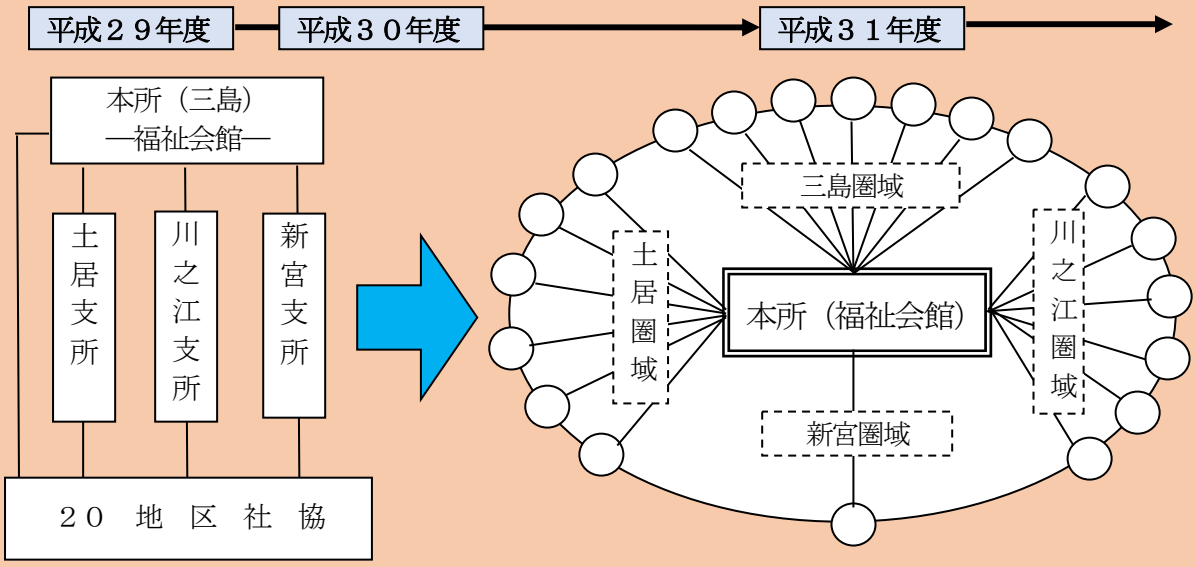

６名の地域担当者（地域生活支援ワーカー）を本・支所に配置し、各エリアにおける地域福祉を推進しています

○＝２０地区社協

＊本所から、地域担当者がアウトリーチ（地域に出向いていくこと）を行い、各エリアにおける地域福祉を推進します

【必要な専任の職員体制の確立】

・事業規模に応じ、各事業に専門性と熱意をもった職員を得られるよう、働きやすい労働環境づくりやチームワークの向上、魅力的な職場づくりを進めます。

・生涯にわたり専門性と倫理性を合わせた職員育成を行うために、各種研修会等への積極的・計画的な参加とその伝達の徹底、及び職場研修体制の確立を図ります。

・住民の信頼を得、社会福祉・介護福祉の専門性を担保するためにも、各経験知の伝承をはじめ一般職員は「社会福祉士」、介護職員は「介護福祉士」を基本に国家資格の取得を推進します。

・適切な労務管理とともに、人材をより活性化するための接遇の向上や職業倫理を含む人事管理体制を強化します。（平成２８年度四国中央市社会福祉協議会職員接遇マニュアル策定済）

・専任職員の採用は公募を原則とし、年限付きの専門職採用等、多様な採用体系も検討します。

（市社協職員数／平成２８年４月／正規に含む事務局長は行政出向）

課	雇用形態	人　数
総務・ 地域福祉課	正　　規	１９
	嘱託・臨時	１４
	パ　ー　ト	５
	計	３８
在宅福祉課	正　　規	２０
	嘱託・臨時	１４
	パ　ー　ト	４５
	計	７９
合　　計		１１７

【社協活動推進の基本的姿勢】

市社協職員は、社協の使命を果たすために、住民の福祉ニーズに応えて行くという基本的な姿勢が重要です。すべての職員に共通する相談援助には、受容と共感が基本となりますが、その時に断らない、すぐ動く、つなぐ・つなげる、新しい活動を開発する等、職員の前向きな姿勢が大切です。社協職員は、基本的にソーシャルワーカーであるといえます。対人援助や地域づくりの手法・技術習得と合わせ、福祉活動を実践し、その体験から学び、絶えず最善を尽くしていくということが社会福祉の増進につながっていきます。私たちは、次の「社協活動の原則」を踏まえ、具体的な事業展開を図って行きます。

①住民ニーズ基本の原則…広く住民の生活実態・福祉課題等の把握に努め、そのニーズに立脚した活動を進めます。

②住民活動主体の原則……住民の地域福祉への関心を高め、その自立的な取り組みを基礎とした活動を進めます。

③民間性の原則……民間組織としての特性を生かし、住民のニーズ、地域の福祉課題に対応して、開拓性、即応性、柔軟性を発揮した活動を進めます。

④公私協働の原則……公私の社会福祉及び保健、医療、教育、労働等の関係機関・団体・住民等との協議と役割分担により、計画的かつ総合的に活動を進めます。

⑤専門性の原則……地域福祉の推進組織として、組織化、調査、計画等に関する専門性を発揮した活動を進めます。

2　社協活動・ソーシャルワークの展開

市社協の運営・活動をとりまく状況は、国・県・市の社会福祉施策の動向に密接に関係しています。社会福祉関係施策、なかでも地域福祉の推進に関する施策の動向等を把握することにより、将来展望をもった社協活動を推進していくことができます。第３次地域福祉活動計画の実施とともに、近年の社会福祉関係施策の動向を踏まえ、社協活動を展開します。

（1）新たな“支え合い”を求めて

これからの地域における　“支え合い”活動の推進を下表に表しています（第２次地域福祉活動計画の継続）。地域では、制度の谷間にあるニーズや複合的で多様な生活課題が出現していると同時に、人々のつながりが希薄化し、地域コミュニティの再生が課題となっています。地域で住みづらさを感じていたり、孤立し排除されがちな方等への住民の理解と、各人の自己実現を促進しお互いに助け合っていける意識の醸成が求められます。また地域は、次世代の子どもたちが育つ場であり、多世代にわたる人づくりや地域づくりが必要です。今後とも、地域の福祉課題の解決や支え合い活動を、住民と行政が協働して取り組むことを念頭に、安心・安全な暮らしの実現に向けて社協活動を展開します。

★推進図★

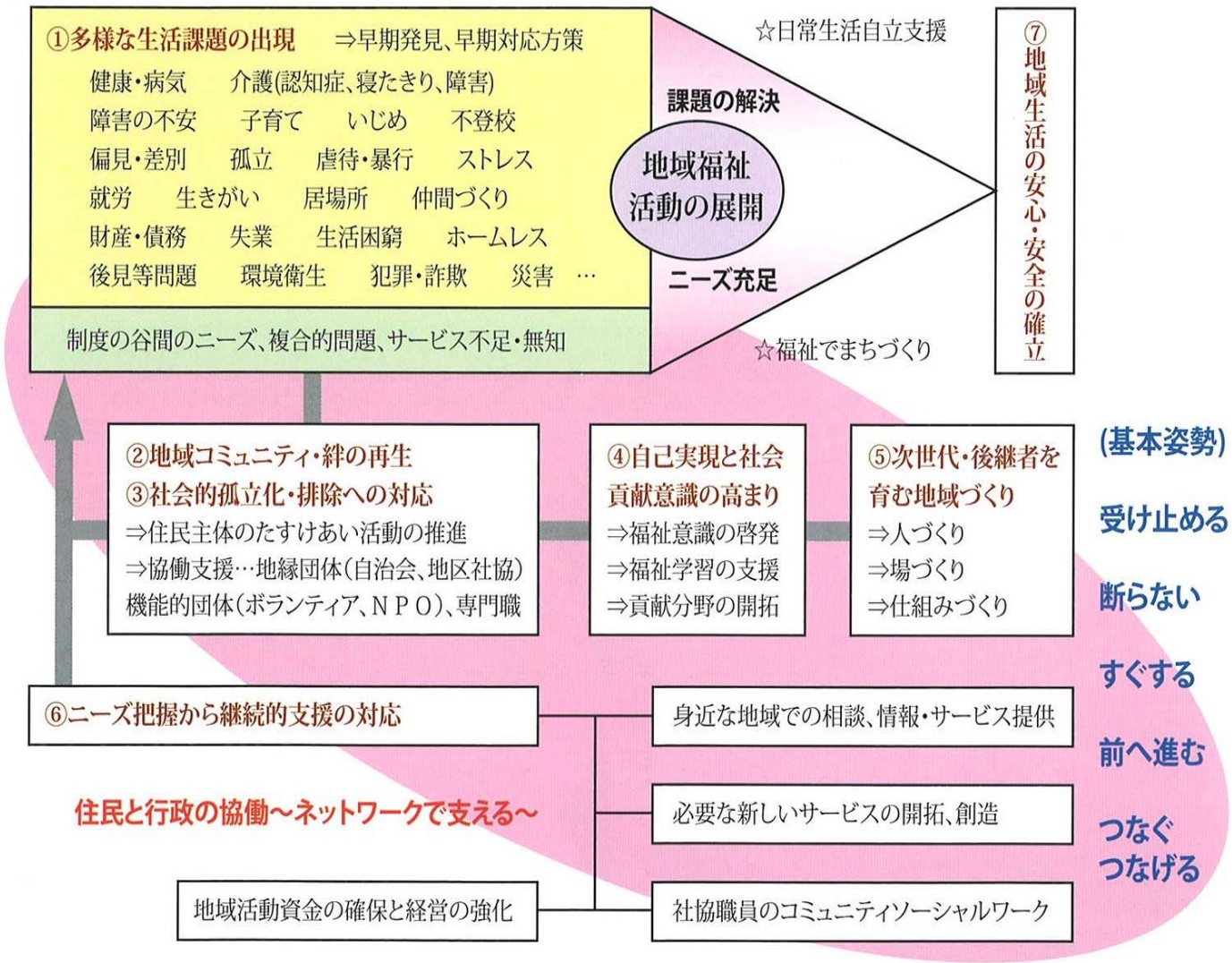

（2）社協・生活支援活動を強化します

少子･高齢化の進行や働き方などの生活様式の変化に伴って地域社会や家庭の様相は大きく変容し、さらに経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化も相まって、孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題、虐待や悪質商法など権利擁護の問題など、地域における生活課題は深刻化し、広がっています。誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを使命とする社協では､こうした今日的な地域福祉の課題を受け止め､その解決に向けた取り組みを強化します。

●　地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言　●

社会福祉協議会は、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、役職員が一丸となって、深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、地域のあらゆる生活課題を受け止め、相談・支援や解決につなげ、誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざした福祉のまちづくりに取り組みます。

(あらゆる生活課題への対応)

私たちは、地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。とりわけ、経済的困窮やひきこもり、孤立、虐待、権利侵害など深刻な地域の生活課題について、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・ＮＰＯ団体や行政など地域における幅広い協働・連携の場づくりや仕組みづくりを行い、その解決や予防に向けて取り組みます。

(相談･支援体制の強化)

私たちは、生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業、ボランティア活動、心配ごと相談事業及び総合相談事業などの実績を活かし、総合相談・生活支援への取り組みを一層強化します。

(アウトリーチの徹底)

私たちは、これまでのコミュニティワークや個別支援の実践を基礎に、アウトリーチ（地域に出向いていくこと）を徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組みます。

(地域のつながりの再構築)

私たちは、民生委員・児童委員及び社会福祉施設との連携のもと、小学校区や自治会・町内会などを単位とする小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・市民活動センター（担当）の取り組みと一体となって、ボランティア・ＮＰＯ団体、地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれをも排除しない地域社会づくりを進めます。

(行政とのパートナーシップ)

私たちは、地域における深刻な生活課題への総合相談・生活支援体制の構築、さらには日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護への体制整備などについて行政に協議や働きかけを進めます。また、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定をすすめ、行政とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。

（参考：「社協・生活支援活動強化方針」全国社会福祉協議会／平成 24 年 10 月）

（３）生活困窮者の自立支援を通じた地域づくりを進めます

平成２７年４月、生活困窮者自立支援制度が開始され、生活保護に至っていない生活困窮者（現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方）に対する「第２のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するとされています。市から委託を受けた市社協が「生活相談支援センター」を設置し、自立相談支援を中心に事業を実施しています。現在地域では、社会的孤立や貧困、生活格差の問題が顕在化しており、全国では自死に至る出来事も発生しています。今後とも、下記目標を基本として、図中矢印にある任意事業等の導入を検討しつつ、自立相談支援の充実と貧富の格差が生じないような地域づくりをめざして社協活動を展開します。

制度のめざす目標

①生活困窮者の自立と尊厳の保持

・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

②生活困窮者支援を通じた地域づくり

・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。（既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。）
・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

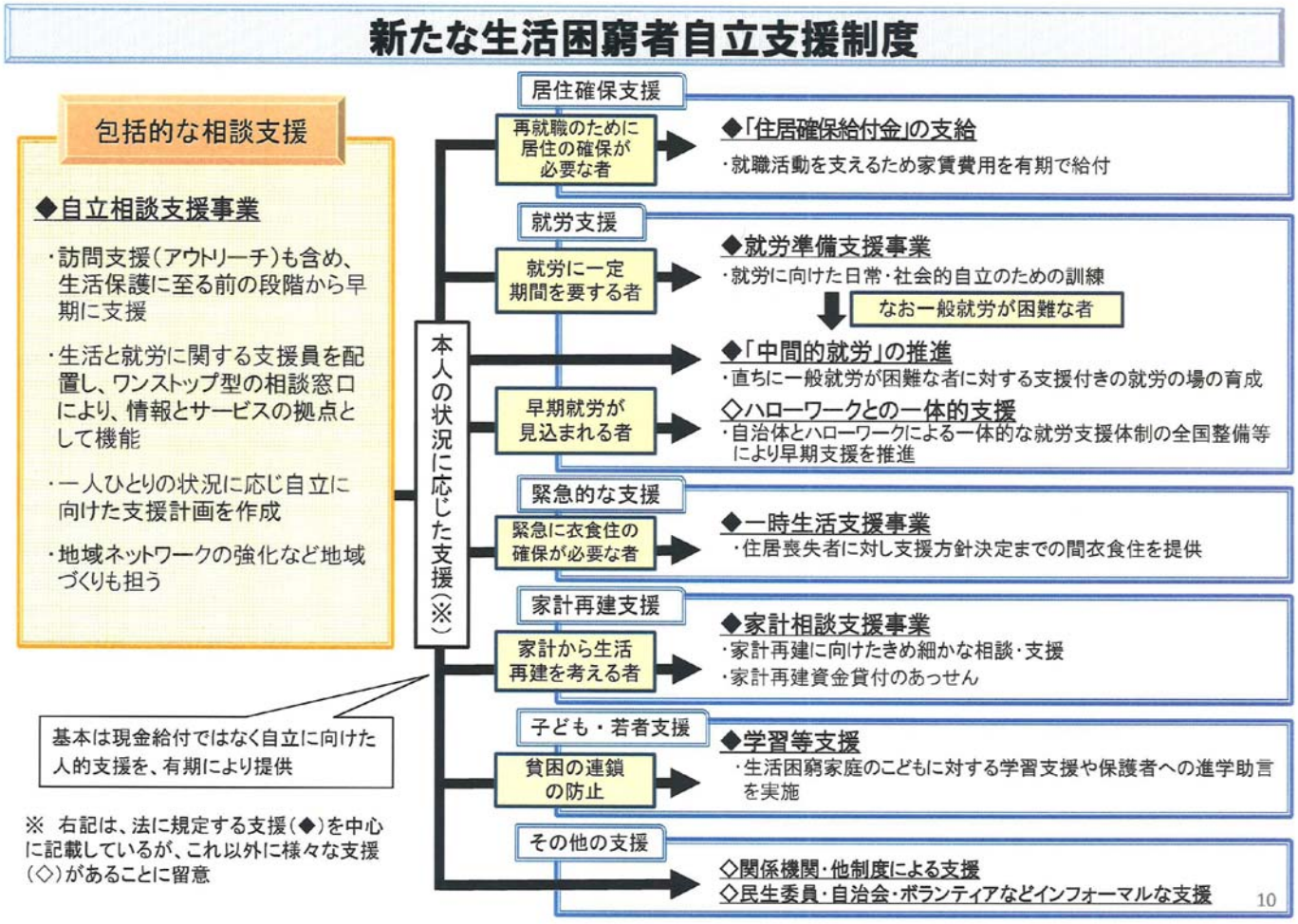

（参考：「生活困窮者自立支援法について」厚生労働省／平成 26 年）

（4）地域・生活支援体制の整備を進めます

長寿社会の到来とともに、厚生労働省においては、介護保険制度の改正と合わせ「２０２５年（平成３７年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム／下図）を構築する」としています。

地域包括ケアの土台ともいうべき住民主体による地域づくりや、高齢者の社会参加による介護予防・生きがいづくりは、市社協がずっと取り組んで来たことではありますが、これからは、地域の個別課題を住民と専門職とがチームになって支えていくこと、必要な生活支援サービスや多機能な活動拠点等、新しい社会資源や人財を地域に開発していくことが求められます。そこで、平成２８年度から市の委託を受けて実施している「生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置）」を継続し、市の関連施策及び地域生活支援ワーカーと協働して、地域における生活支援体制の整備を進めます。

地域包括ケアシステム

○ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。

○ 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。

○ 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。

地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。

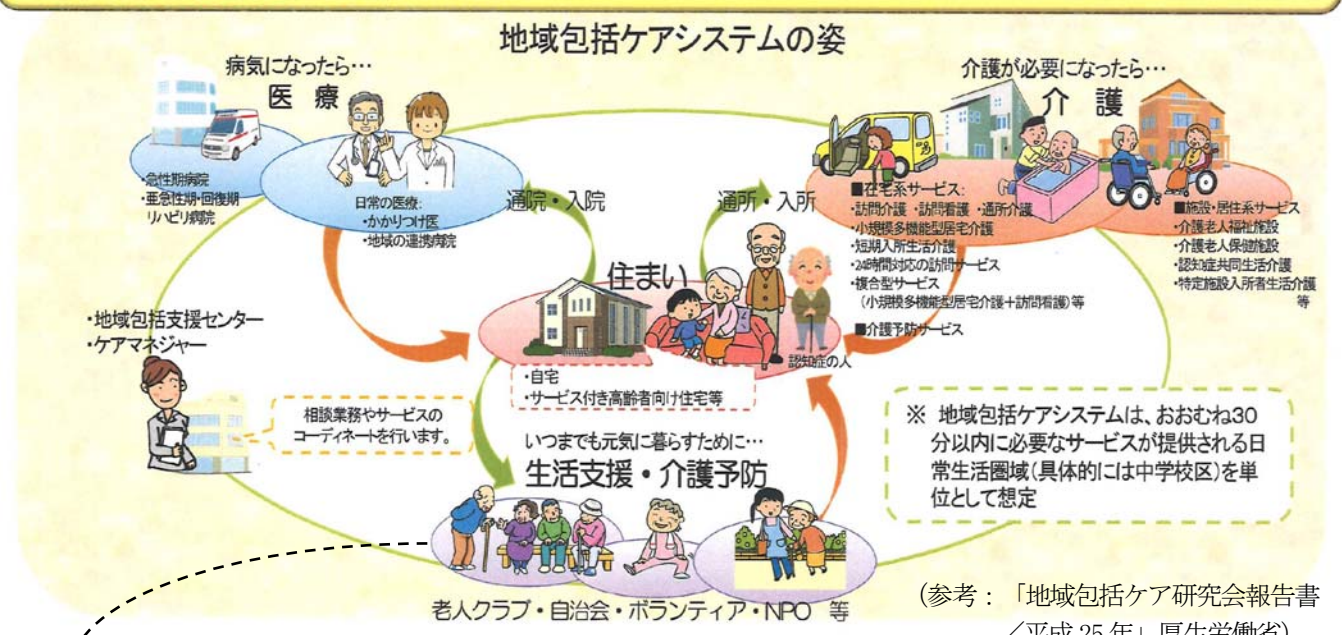

（参考：「地域包括ケア研究会報告書／平成 25 年」厚生労働省）

【生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組み】

○生活支援コーディネーターと地域生活支援ワーカーが協働して、住民ニーズの把握から資源の開発、担い手の養成、関係者間の支援ネットワークづくりに取り組みます。また市の協議体との連携を図ります。

○多様な主体による生活支援サービスの重層的な提供を目指し、地域住民・高齢者等の社会参加を促進します。

…地域サロン、見守り・安否確認、買物・調理・掃除・外出等の生活支援（住民互助型生活支援サービス等）貯筋体操等の教室、コミュニティカフェ、移動販売、介護者支援、多世代交流・多機能型拠点の開発など。

（５）地域共生社会の実現に向けて

平成２７年９月、厚生労働省が「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現－新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」を発表しました。そこでは、介護、保育、障がい者、生活困窮者等、様々なニーズに一体的に対応するビジョン「全世代・全対象型地域包括支援体制」の構築にむけて４つの改革を進めるとしています（下図参照）。また、平成２８年６月には「一億総活躍プラン」が閣議決定され「地域共生社会の実現」が示されるとともに、同年７月には「“我が事・丸ごと”地域共生社会実現本部」が設置され、省庁あげての検討が始まっています。この一連の国の動向は、前項（１）から（４）の方向性をも集約し、統合化した更に大きな未来社会創造への動きと捉えることができます。

地域共生社会は、「子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる」社会として、「支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」とされています。今後、当ビジョンに基づく具体的事業が予想されるため、当動向を注視しながら社協活動を展開します。

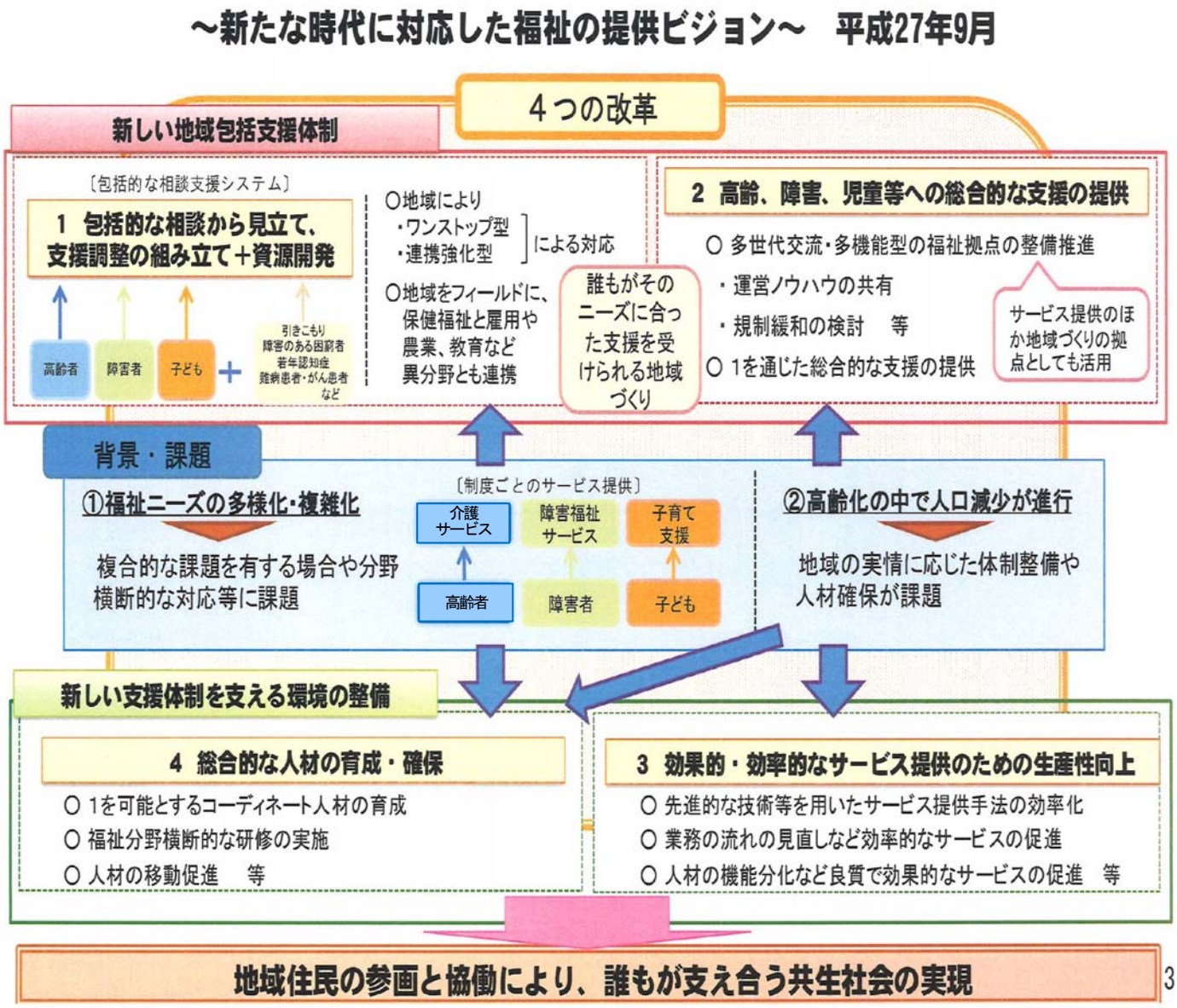

（参考：厚生労働省関係資料／平成 28 年）

（6）社協・ソーシャルワークの展開

①これからの社協像

社協（社会福祉協議会）とは何か…、何をしているのか、何をするところなのか住民に知られていない…といった声が聞かれます。社会福祉法では「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」とされており、その事業や運営については本書の内容となります。故に、本活動計画にある内容の住民への普及と啓発が社協の認知度を高める一方法でもあります。当然、活動自体の実践・成果が問われます。

社協とは、その名のとおり社会福祉ー住民の福祉（しあわせ）ーについて協議する会です。地域の様々な生活・福祉課題を地域社会全体の課題としてとらえ『どうしたらみんながしあわせに暮らしていけるのか』を話し合う協議体であり、その生活課題の解決やニーズの実現に向けて必要な事業・活動を企画・実施する事業体であり、住みよいまちづくりを進める運動体でもあります。その主体は地域住民であり、社会福祉の関係者などの参加・協力を得て、すべての人たちが地域社会を構成する一員として、尊重し合い、共に支え合いながら、安心して暮らしていけるよう福祉でまちづくりを推進しています。

近年、複雑・多様化する住民のニーズや社会福祉施策の動向のなかで、社協の在り方や役割が問われています。協議体・事業体・運動体としてのはたらき・機能強化が必要とされます。今後、市社協が目指す社協の姿をひと言で現すなら**「ニーズ対応型・総合支援型社協」**へ発展していくということが考えられます。生活や福祉のことで何か困ったときには“社協に行けば何とかなる”といった社協づくりを目指します。

②地域福祉活動計画を推進する事務局の役割

第３次地域福祉活動計画は、住民はじめ行政・関係機関・団体等の協力を得て実施していくものですが、その計画の基本目標と推進を担う事務局各部門との関係は次のとおりです。

【基本目標１】地域福祉部門……地域福祉援助活動、生活支援体制整備活動等

【基本目標２】地域福祉部門……ボランティア・福祉教育の推進

【基本目標３】相談支援部門……障がい者相談支援、生活相談支援、権利擁護等

【基本目標４】在宅福祉部門……高齢者介護支援、在宅福祉サービス等の提供等

【基本目標５】総務経営部門……経営組織の運営、会計経理、労務管理、庶務等

平成３１年度には事務局の一元化・業務体制の改編が予定されており、平成２９年度から３０年度にかけて、そのビジョンを描くことになります。平成３１年度からは、新しい事務局体制で業務にあたることになりますが、計画の実施はもちろん常日頃から、各部門の横断的な連携やチームワークを生かした活動を重視する必要があります。近年の地域社会の変化や社会福祉の動向を展望するとき、市社協職員の専門性や実践力が問われて来る時代が予想されます。今後とも、地域をベースとするソーシャルワークの実践を強化して、福祉でまちづくりの推進に努めて行きます。

③ソーシャルワークの展開

ソーシャルワークとは、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人々のエンパワメントと解放を促していく社会福祉援助活動です。ソーシャルワークは人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入します。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤とされています。（参考：「国際ソーシャルワーカー連盟の定義」／2000.7）　また、近年においては、ソーシャルワークのグローバル定義が翻訳されています。

ソーシャルワークのグローバル定義

ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。

（国際ソーシャルワーカー連盟等 2014 年 7 月オーストラリアのメルボルンでの総会で採択、日本社会福祉教育学校連盟・社会福祉専門職団体協議会訳／2015．2）

たとえば、市社協・生活相談支援センターのソーシャルワークでは、生活困窮者の想いに寄り添い、伴走型支援を行っておりますが、生活の自立を支援するために福祉、保健、医療、教育、就労、司法、防犯、金融、住宅、産業など、様々な分野と関係し、市生活福祉課が中心となった庁舎内連携（福祉、保健、教育、国保医療、市民窓口、生活環境、建設住宅、税務、くらしの相談、安全・危機管理、水道整備等）とネットワークを形成しながら取り組んでいます。この連携機能がやがて、総合相談支援体制に発展する可能性があると同時に、社協活動全体に広がり、専門多職種連携・協働による支援や、住民が相互に支え合って築いていく地域創生ともいうべき地域づくりへと発展していく道が見えてきます。

その道は、社協にとって新しい援助の在り方、個別支援と地域づくりを一体的に取り組んでいくというコミュニティソーシャルワークの実践です。コミュニティソーシャルワークとは、「人々の生活・人生の再建とともに地域の再建・成長を目指す実践ー」「福祉サービスを必要としている人を発見し、その人の自立に向けた個別支援とそのための支援ネットワークの組織化を図り、それら福祉サービスを必要としている人を排除しない、地域に住む人の関係性を豊かに再構築するケアリングコミュニティづくりとを連続的に一貫させる機能であり、営みである」と言われています。（引用：「コミュニティソーシャルワークの理論と実践」日本地域福祉研究所））

ケアリングコミュニティとは、「相互に支え合う地域」のことで、地域共生社会づくりの理念ともなっています。今後、市社協では、第３次地域福祉活動計画の実施において、コミュニティソーシャルワークの視点を組み入れ、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちを目指し、社協らしいソーシャルワークを展開して行きます。

資　料　編

第３次四国中央市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱及び委員名簿

第３次四国中央市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、四国中央市第３次地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置、運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第２条　四国中央市における地域福祉の推進と、四国中央市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の事業の充実・強化及び体制の確立をめざすため、委員会を設置する。

（任務）

第３条　委員会の任務は次のとおりとする。

（１）地域福祉活動計画策定に必要な実態やニーズの把握、問題・課題の整理及び分析

（２）地域福祉活動計画の策定

（３）その他、計画策定のために必要な事項の協議

（構成）

第４条　委員会は、30 人以内の委員をもって構成する。

２　委員は、次の各号に掲げる分野から市社協会長が委嘱する。

（１）地域福祉関係者

（２）行政関係者

（３）学識経験者

３　委員会に、地域福祉活動計画の策定に関して必要な助言を行う地域福祉活動推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置くことができる。アドバイザーは委員を兼任することができる。

（委員長）

第５条　委員会に委員長１名及び副委員長１名を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選による。

３　委員長は、委員会の会務を統括する。

４　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は委員長が招集し、会議の議長となる。

（意見の聴取）

第７条　委員会は、必要に応じ委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、場合によっては、資料の提出を求めることができる。

（任期）

第８条　委員の任期は、平成 28 年４月１日から平成 29 年３月 31 日までの間とする。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報償）

第９条　市社協会長は、予算の範囲内において、委員会に出席する委員及びアドバイザーに対し、報償を支払うことができる。

（事務局）

第 10 条　委員会の事務局は、市社協（総務・地域福祉課）に置く。

（委任）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成 28 年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

この要綱は、平成 29 年３月 31 日限り、その効力を失う。

(策定委員名簿)　　任期：平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日

氏　名	所　属	委員会
加　地　健	川之江地域福祉圏域代表者(社協理事・副会長)	委員長
武　村　俊　子	三島地域福祉圏域代表者(社協理事・副会長)	副委員長
髙　橋　功	川之江地域福祉圏域代表者(社協理事)	
瀬　戸　丸　泰　司	三島地域福祉圏域代表者(社協理事)	
合　田　寛	土居地域福祉圏域代表者(社協理事)	
三　鍋　公　一　郎	新宮地域福祉圏域代表者(社協理事)	
長　野　勝　重	民生児童委員協議会代表者(社協理事)	
徳　永　幸　夫	公民館長会代表者(社協理事)	
星　川　充	学識経験者(社協理事)	
加　地　宣　幸	行政関係職員(社協理事)	
矢　野　強	老人クラブ連合会代表者(社協評議員)	
一　柳　初　太　郎	障害者団体連合会代表者(社協評議員)	
近　藤　節　子	更生保護女性会代表者(社協評議員)	
井　原　司	ボランティア市民活動推進協議会代表者(社協評議員)	

第３次四国中央市地域福祉活動計画策定経過

策定委員会の開催

回	月　　日	内　　容
1	平成２８年 ６月２４日（金） 16:00～　保健センター	１．開会あいさつ　(四国中央市社会福祉協議会会長) ２．策定委員委嘱式 ３．自己紹介 ４．委員長、副委員長の選任 ５．委員長、副委員長あいさつ ６．協議事項 （１）第３次地域福祉活動計画策定について （２）地域福祉活動計画策定スケジュールについて ・地区住民座談会の開催について （３）その他
2	平成２８年 １１月２９日（火） 10:00～　福祉会館	１．開会 ２．協議事項 （１）住民座談会の報告 （２）基本理念・計画期間・基本目標・重点方針・実施計画(案)について （３）その他
3	平成２９年 １月３１日（火） 10:00～　福祉会館	１．開会 ２．協議事項 （１）第３次地域福祉活動計画（案）について （２）その他
4	平成２９年 ３月２９日（水） 9:30～　福祉会館	１．開会 ２．協議事項 （１）第３次地域福祉活動計画（案）について （２）その他

プロジェクトチーム・コア会議の開催

回	月　日　(会場:福祉会館)	内　　容
1	平成２８年 ６月２８日(火)13：30～	１．第３次地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム(コア会議・作業班)等組織について ２．住民座談会の開催について ３．第３次地域福祉活動計画体系図について
2	平成２８年 ９月２１日(水)13：30～	１．住民座談会の報告・分析について（別紙） ２．事務局・本所一元化の時期設定について（別紙） ３．各班の取り組み状況及び今後の作業について
3	平成２８年 １１月８日(火)9：00～	１．重点目標・実施計画について(全体調整) ２．基本理念・計画期間・体系図の作成等、今後の作業について
4	平成２８年 １１月１１日(金)15：00～	１．重点目標・実施計画について(全体調整) ２．基本理念・計画期間・体系図の作成等、今後の作業について
5	平成２８年 １１月２４日(木)13：30～	１．基本理念・計画期間・体系図・実施計画案について(全体調整) ２．第２回策定委員会の開催に向けて
6	平成２９年 １月２３日(月)9：00～	１．第３次地域福祉活動計画（案）について ２．第３回策定委員会の開催に向けて
＊プロジェクトチーム(職員)…総務経営班(4名)、相談支援班(6名)、地域支援班(6名)、在宅福祉班(21名) ＊コア会議……事務局長・各班の正副班長等(11名)　　＊第３次活動計画策定に関する具体的作業の実施		

住民座談会

地区名	月日(曜日)	時間	場所	住民参加人数
川之江	７月２０日(水)	19:30～20:30	川之江公民館	２２
金生	７月２２日(金)	19:30～21:30	金生公民館	１２
上分	８月　２日(火)	19:30～21:00	上分公民館	１１
妻鳥	７月１９日(火)	19:00～20:30	妻鳥公民館	２４
金田	７月２５日(月)	19:00～20:30	金田公民館	１２
川滝	８月　３日(水)	19:30～21:00	川滝公民館	２５
松柏	８月２０日(土)	19:00～20:30	松柏公民館	３１
三島	８月　１日(月)	19:00～20:30	三島公民館	４２
中曽根	７月２２日(金)	19:30～21:00	中曽根公民館	２２
中之庄	７月２２日(金)	10:00～11:30	中之庄公民館	２９
寒川	８月１０日(水)	19:00～20:15	寒川公民館	１１
豊岡	７月２７日(水)	19:30～21:00	豊岡公民館	２６
嶺南	７月２７日(水)	19:00～20:30	嶺南公民館	１４
関川	７月１９日(火)	19:00～20:30	関川公民館	１８
土居	７月２３日(土)	19:30～21:00	土居公民館	２９
小富士	７月２７日(水)	19:30～21:00	小富士公民館	２４
長津	７月２６日(火)	19:00～20:30	長津公民館	１８
天満	７月２１日(木)	19:30～21:15	天満公民館	１６
蕪崎	７月２０日(水)	13:30～15:00	蕪崎公民館	１７
新宮	７月２５日(月)	19:30～20:45	高齢者生活福祉センター	１３
				４１６(人)

(参加者性別)

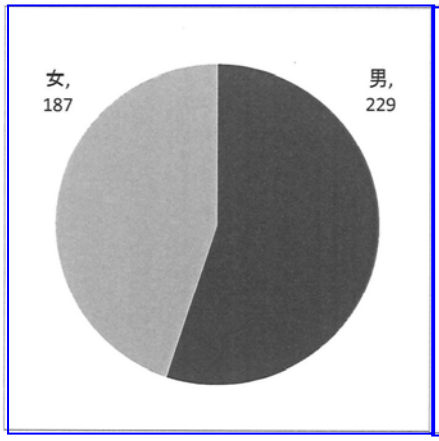

(参加者年齢)

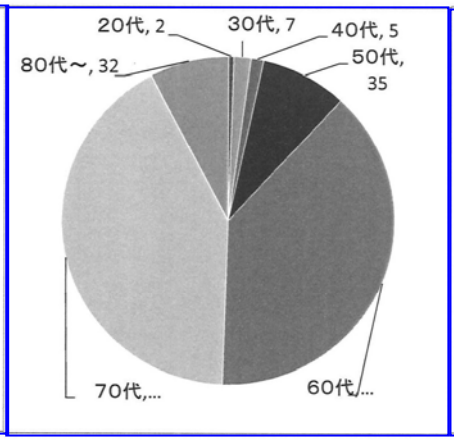

(参加しての感想)

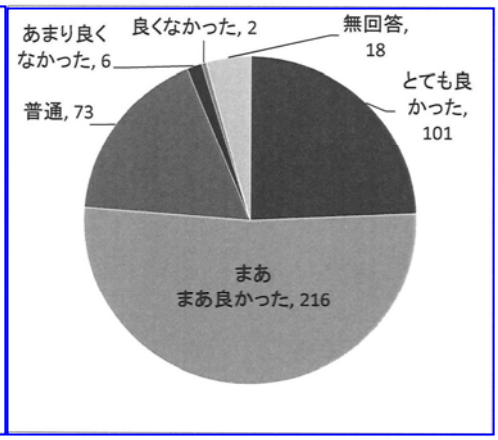

○川之江地区

１．地区の概況(平成28年4月)

人口等	人口	11,579 人
	世帯数	5,060 世帯
	広報区数	96 区
	65歳以上人口	3,632 人
	・高齢化率	31.4%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	492 人
	二人高齢者世帯数	530 世帯
	三人以上高齢者世帯数	19 世帯
	寝たきり高齢者数	20 人
	要介護認定者数	870 人
障害者	身体障害者手帳保持者数	491 人
	療育手帳保持者数	70 人
	精神保健福祉手帳保持者数	58 人
	障害者福祉サービス受給者数	40 人 (児 4 人)
民生児童委員数		24 人
主任児童委員数		3 人
独居高齢者見守り推進員		26 人

学校等	高等学校	1 校 (799人)
	中学校	1 校 (452人)
	小学校	1 校 (593人)
	幼稚園	1 園 (66人)
	保育園	2 園 (182人)
ふれあい・いきいきサロン		27 ヶ所
・参加者数		301 人
・お世話人数		195 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		47 人
・依頼会員数		33 人
・援助会員数		13 人
・両方会員数		1 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		16 人
老人クラブ数		9ｸﾗﾌﾞ (452人)
自主防災組織		15 組織
愛ネットさん登録者数		8 人

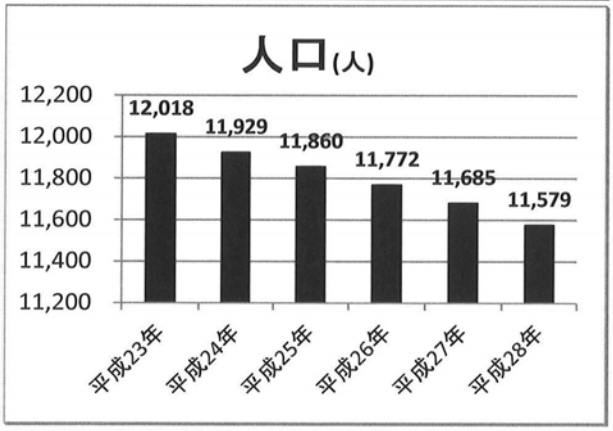

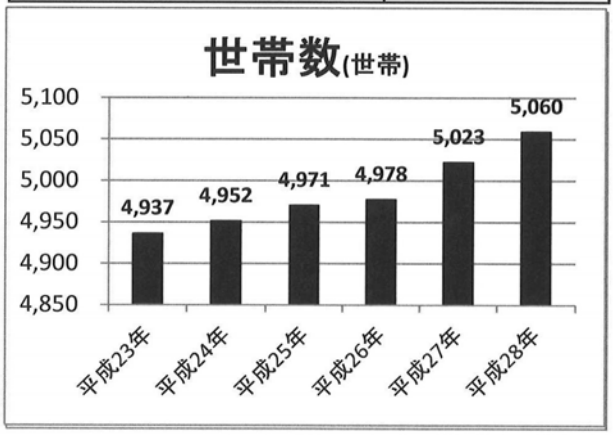

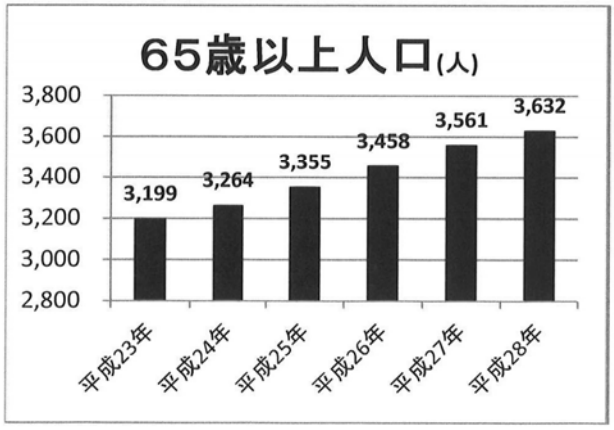

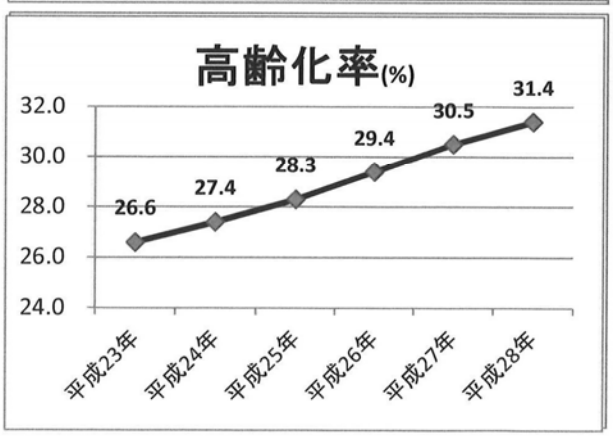

○金生地区

1．地区の概況(平成28年4月)

人口等	人口	9,269 人
	世帯数	3,797 世帯
	広報区数	66 区
	65歳以上人口	2,594 人
	・高齢化率	28.0%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	301 人
	二人高齢者世帯数	375 世帯
	三人以上高齢者世帯数	16 世帯
	寝たきり高齢者数	9 人
	要介護認定者数	575 人
障害者	身体障害者手帳保持者数	343 人
	療育手帳保持者数	61 人
	精神保健福祉手帳保持者数	35 人
	障害者福祉サービス受給者数	43 人 (児 5 人)
民生児童委員数		18 人
主任児童委員数		3 人
独居高齢者見守り推進員		18 人

学校等	高等学校	／校 (／人)
	中学校	／校 (／人)
	小学校	2 校 (493人)
	幼稚園	2 園 (378人)
	保育園	4 園 (317人)
ふれあい・いきいきサロン		12 ヶ所
・参加者数		201 人
・お世話人数		103 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		46 人
・依頼会員数		34 人
・援助会員数		10 人
・両方会員数		2 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		12 人
老人クラブ数		3ｸﾗﾌﾞ (127人)
自主防災組織		4 組織
愛ネッとさん登録者数		3 人

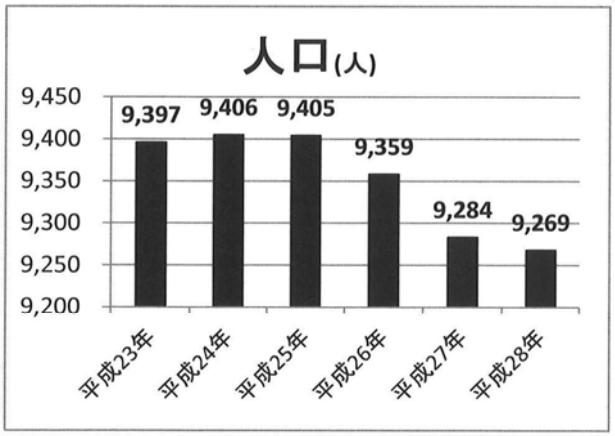

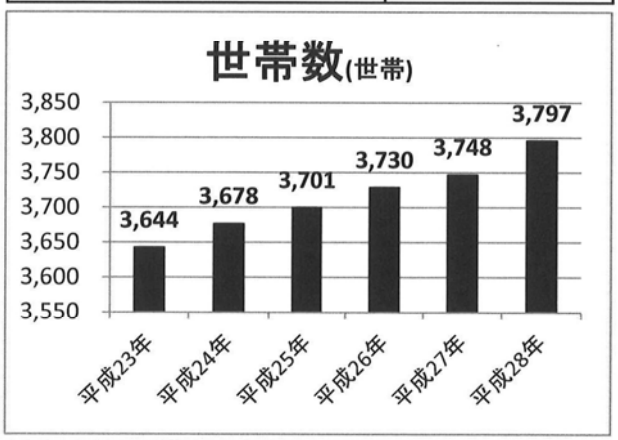

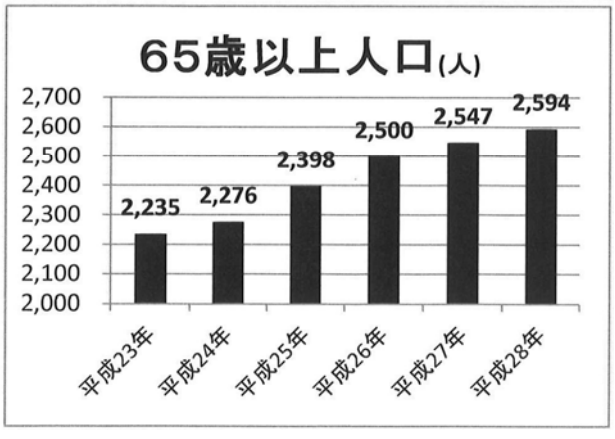

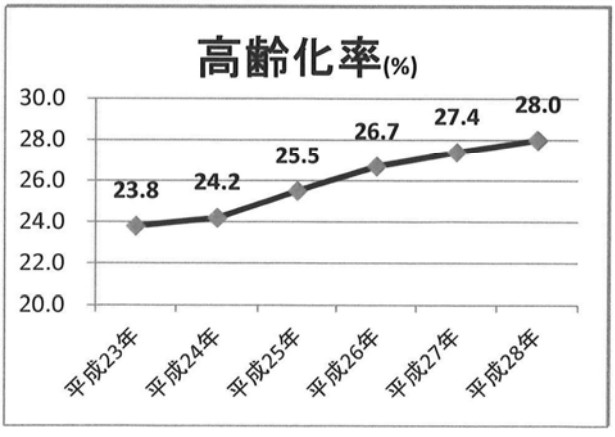

○上分地区

1．地区の概況(平成28年4月)

人口等	人口	2,588 人
	世帯数	1,156 世帯
	広報区数	31 区
	65歳以上人口	956 人
	・ 高齢化率	36.9%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	117 人
	二人高齢者世帯数	133 世帯
	三人以上高齢者世帯数	11 世帯
	寝たきり高齢者数	3 人
	要介護認定者数	347 人
障害者	身体障害者手帳保持者数	146 人
	療育手帳保持者数	21 人
	精神保健福祉手帳保持者数	7 人
	障害者福祉サービス受給者数	4 人 (児 1 人)
民生児童委員数		7 人
主任児童委員数		1 人
独居高齢者見守り推進員		7 人

学校等	高等学校	／ 校 (／ 人)
	中学校	1 校 (454人)
	小学校	1 校 (134人)
	幼稚園	／ 園 (／ 人)
	保育園(事業所内保育含)	1 園 (55人)
ふれあい・いきいきサロン		8 ヶ所
・ 参加者数		75 人
・ お世話人数		39 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		4 人
・ 依頼会員数		3 人
・ 援助会員数		1 人
・ 両方会員数		0 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		1 人
老人クラブ数		3ｸﾗﾌﾞ (215人)
自主防災組織		4 組織
愛ネットさん登録者数		4 人

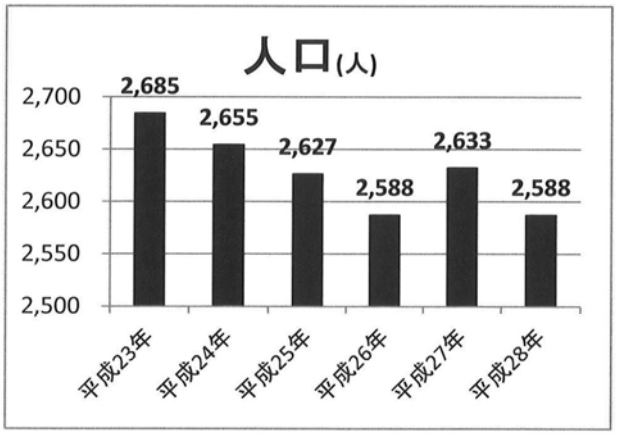

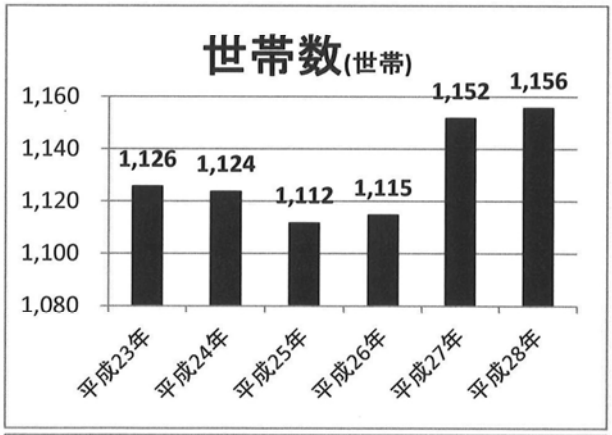

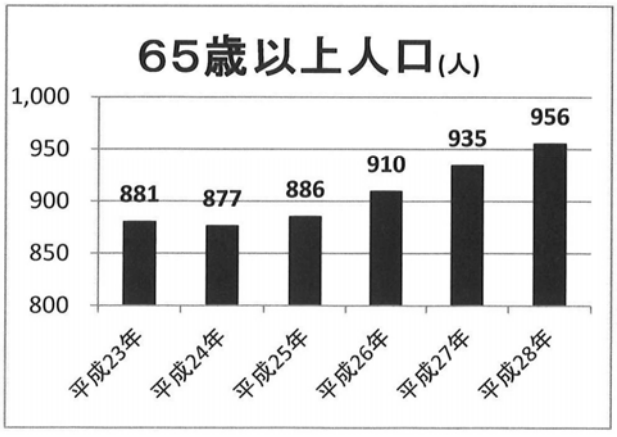

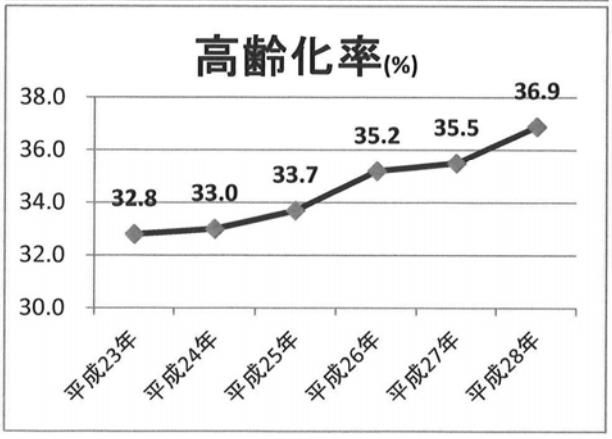

○妻鳥地区

1．地区の概況(平成28年4月)

人口等	人口	6,745 人
	世帯数	2,778 世帯
	広報区数	47 区
	65歳以上人口	1,578 人
	・高齢化率	23.4%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	156 人
	二人高齢者世帯数	226 世帯
	三人以上高齢者世帯数	19 世帯
	寝たきり高齢者数	2 人
	要介護認定者数	298 人
障害者	身体障害者手帳保持者数	228 人
	療育手帳保持者数	104 人
	精神保健福祉手帳保持者数	16 人
	障害者福祉サービス受給者数	94 人 (児 4 人)
民生児童委員数		11 人
主任児童委員数		2 人
独居高齢者見守り推進員		11 人

学校等	高等学校	／校 (／人)
	中学校	／校 (／人)
	小学校	1 校 (411人)
	幼稚園	／園 (／人)
	保育園	1 園 (135人)
ふれあい・いきいきサロン		9 ヶ所
・参加者数		119 人
・お世話人数		64 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		25 人
・依頼会員数		23 人
・援助会員数		1 人
・両方会員数		1 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		2 人
老人クラブ数		3ｸﾗﾌﾞ (86人)
自主防災組織		5 組織
愛ネッとさん登録者数		4 人

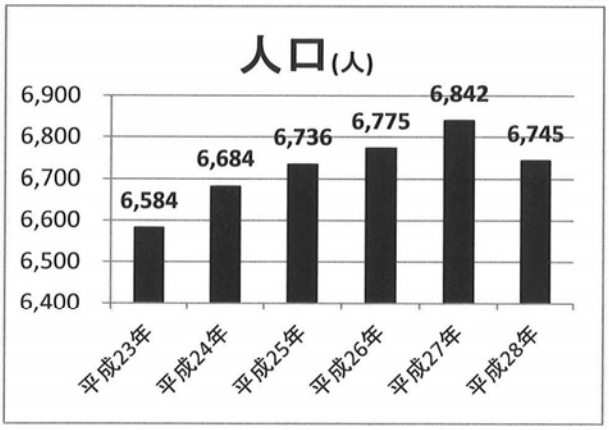

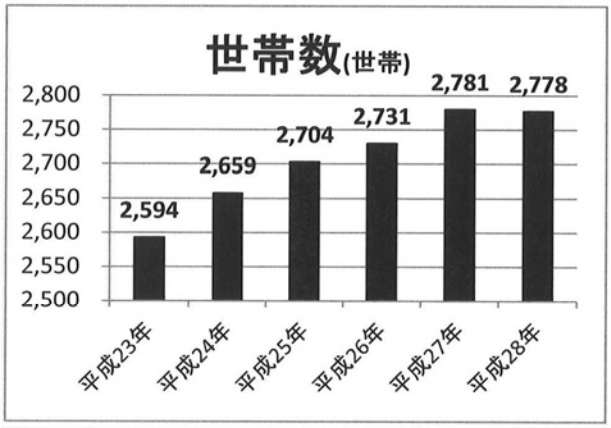

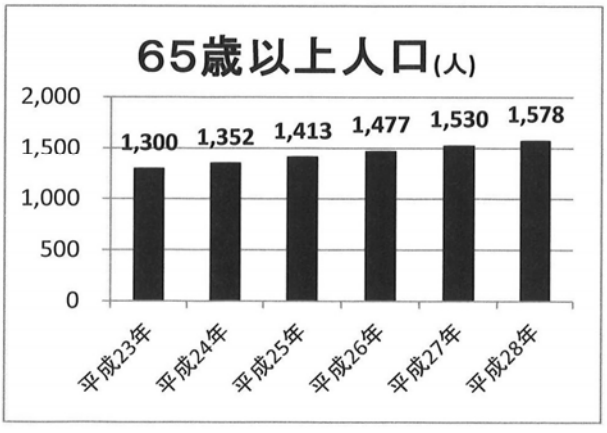

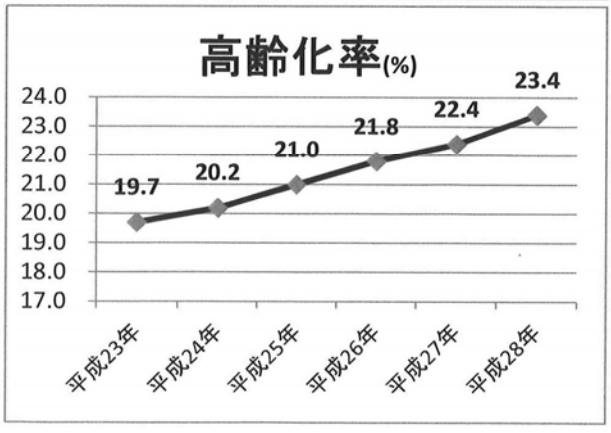

○金田地区

1．地区の概況(平成28年4月)

人口等	人口	3,678 人
	世帯数	1,487 世帯
	広報区数	42 区
	65歳以上人口	1,194 人
	・高齢化率	32.5%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	126 人
	二人高齢者世帯数	100 世帯
	三人以上高齢者世帯数	11 世帯
	寝たきり高齢者数	5 人
	要介護認定者数	295 人
障害者	身体障害者手帳保持者数	210 人
	療育手帳保持者数	27 人
	精神保健福祉手帳保持者数	11 人
	障害者福祉サービス受給者数	15 人 (児 0 人)
民生児童委員数		8 人
主任児童委員数		1 人
独居高齢者見守り推進員		8 人

学校等	高等学校	／校 (／人)
	中学校	／校 (／人)
	小学校	1 校 (203人)
	幼稚園	1 園 (37人)
	保育園	1 園 (59人)
ふれあい・いきいきサロン		8 ヶ所
・参加者数		48 人
・お世話人数		26 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		13 人
・依頼会員数		9 人
・援助会員数		4 人
・両方会員数		0 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		6 人
老人クラブ数		3ｸﾗﾌﾞ (190人)
自主防災組織		5 組織
愛ネッとさん登録者数		2 人

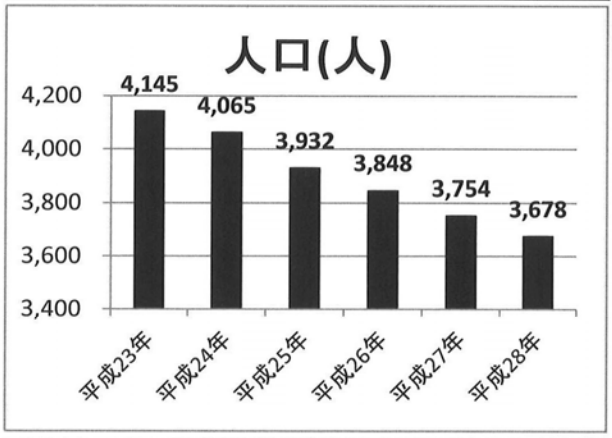

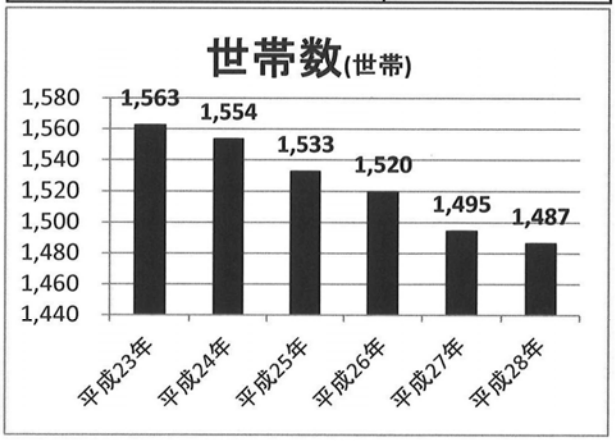

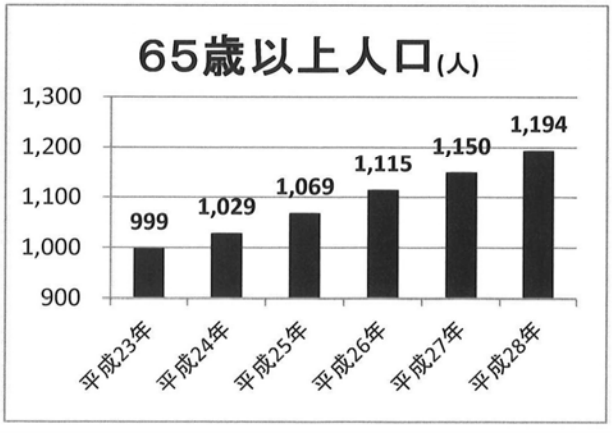

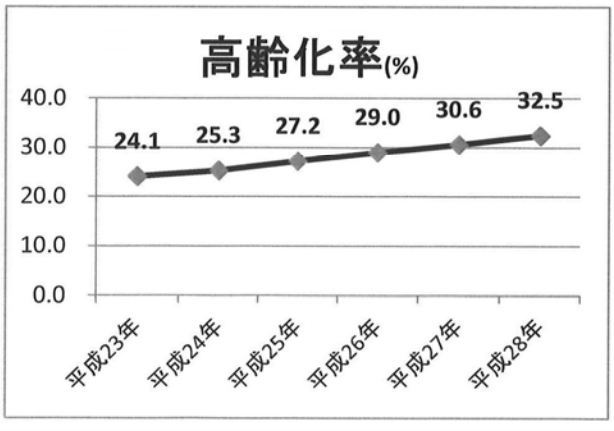

○川滝地区

１．地区の概況(平成28年4月)

人口等	人口	1,886 人
	世帯数	767 世帯
	広報区数	23 区
	65歳以上人口	700 人
	・ 高齢化率	37.1%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	83 人
	二人高齢者世帯数	88 世帯
	三人以上高齢者世帯数	12 世帯
	寝たきり高齢者数	3 人
	要介護認定者数	169 人
障害者	身体障害者手帳保持者数	105 人
	療育手帳保持者数	11 人
	精神保健福祉手帳保持者数	12 人
	障害者福祉サービス受給者数	7 人 (児 0 人)
民生児童委員数		6 人
主任児童委員数		1 人
独居高齢者見守り推進員		6 人

学校等	高等学校	／ 校 （／ 人）
	中学校	／ 校 （／ 人）
	小学校	1 校 （48人）
	幼稚園	／ 園 （／ 人）
	保育園	1 園 （7人）
ふれあい・いきいきサロン		14 ヶ所
・ 参加者数		132 人
・ お世話人数		60 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		4 人
・ 依頼会員数		3 人
・ 援助会員数		1 人
・ 両方会員数		0 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		3 人
老人クラブ数		2ｸﾗﾌﾞ (145人)
自主防災組織		5 組織
愛ネッとさん登録者数		4 人

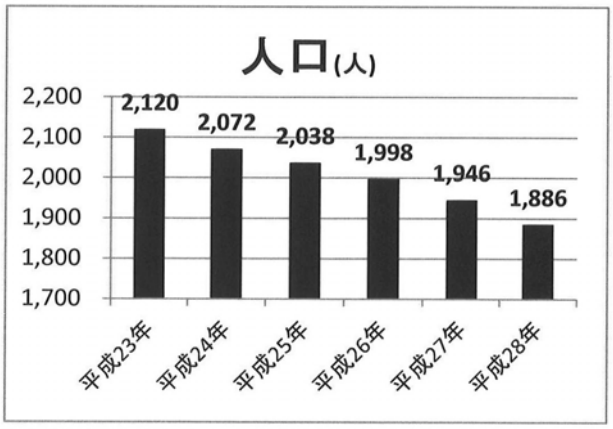

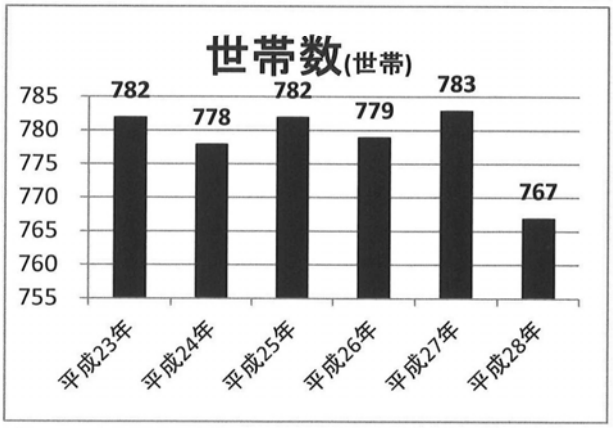

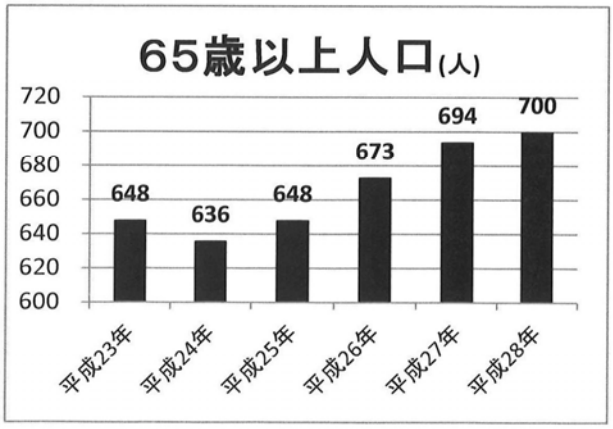

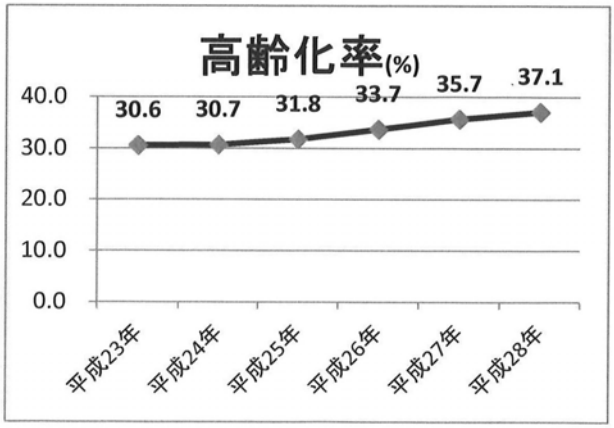

○松柏地区

1．地区の概況(平成28年4月)

人口等	人口	7,473 人
	世帯数	3,096 世帯
	広報区数	59 区
	65歳以上人口	1,878 人
	・高齢化率	25.1%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	259 人
	二人高齢者世帯数	251 世帯
	三人以上高齢者世帯数	12 世帯
	寝たきり高齢者数	16 人
	要介護認定者数	438 人
障害者	身体障害者手帳保持者数	276 人
	療育手帳保持者数	39 人
	精神保健福祉手帳保持者数	34 人
	障害者福祉サービス受給者数	29 人 (児 6 人)
民生児童委員数		11 人
主任児童委員数		2 人
独居高齢者見守り推進員		11 人

学校等	高等学校	／校 (／人)
	中学校	／校 (／人)
	小学校	1 校 (421人)
	幼稚園	1 園 (60人)
	保育園	1 園 (95人)
ふれあい・いきいきサロン		9 ヶ所
・参加者数		89 人
・お世話人数		36 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		27 人
・依頼会員数		17 人
・援助会員数		6 人
・両方会員数		4 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		8 人
老人クラブ数		5ｸﾗﾌﾞ (151人)
自主防災組織		10 組織
愛ネッとさん登録者数		3 人

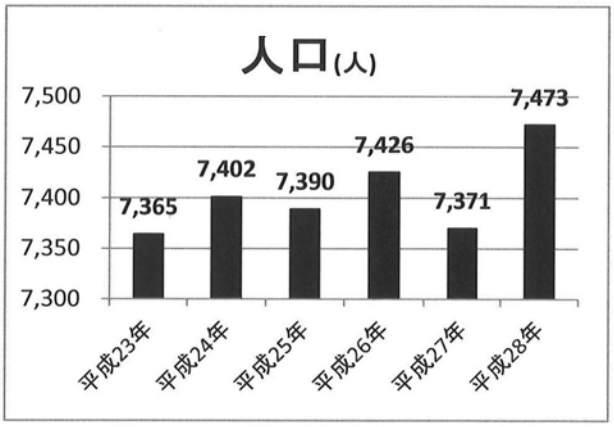

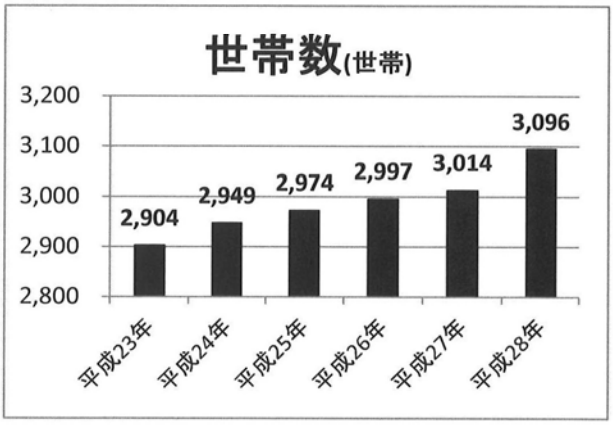

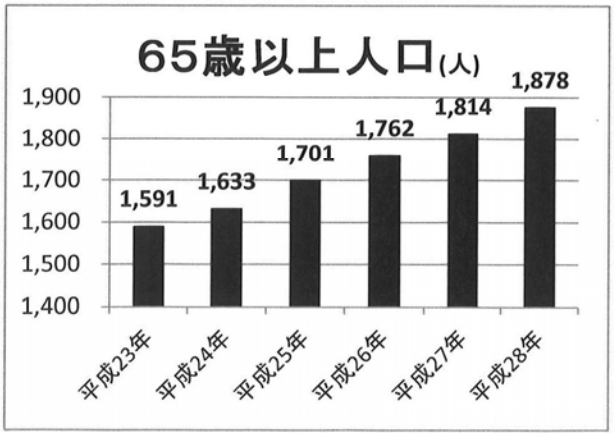

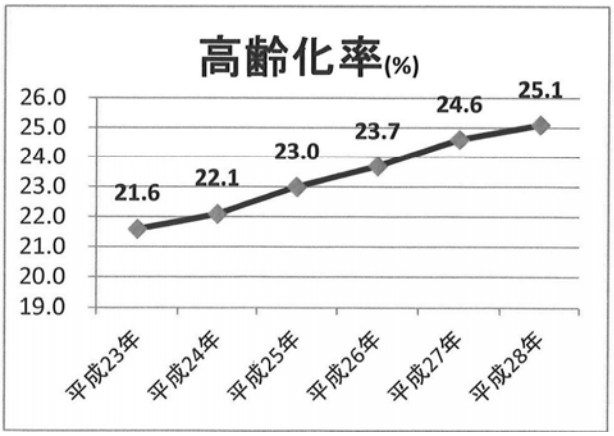

○三島地区

1．地区の概況(平成28年4月)

人口等	人口	7,536 人
	世帯数	3,665 世帯
	広報区数	95 区
	65歳以上人口	2,264 人
	・ 高齢化率	30.0%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	342 人
	二人高齢者世帯数	335 世帯
	三人以上高齢者世帯数	18 世帯
	寝たきり高齢者数	12 人
	要介護認定者数	585 人
障害者	身体障害者手帳保持者数	395 人
	療育手帳保持者数	56 人
	精神保健福祉手帳保持者数	39 人
	障害者福祉サービス受給者数	47 人 (児 5 人)
民生児童委員数		21 人
主任児童委員数		2 人
独居高齢者見守り推進員		21 人

学校等	高等学校	1 校 (756人)
	中学校	／ 校 (／ 人)
	小学校	1 校 (309人)
	幼稚園	1 園 (234人)
	保育園	2 園 (158人)
ふれあい・いきいきサロン		14 ヶ所
・ 参加者数		142 人
・ お世話人数		48 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		31 人
・ 依頼会員数		24 人
・ 援助会員数		3 人
・ 両方会員数		4 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		7 人
老人クラブ数		6ｸﾗﾌﾞ (119人)
自主防災組織		7 組織
愛ネットさん登録者数		2 人

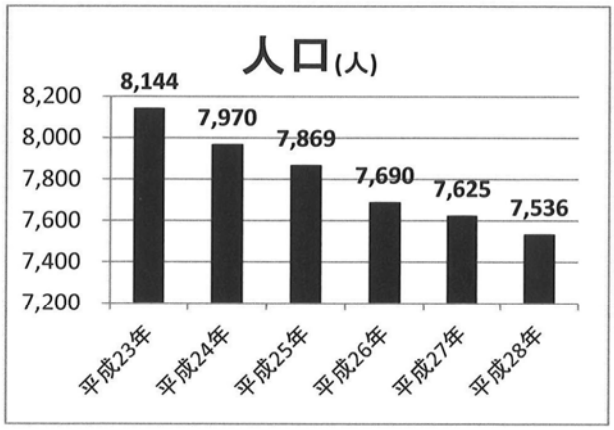

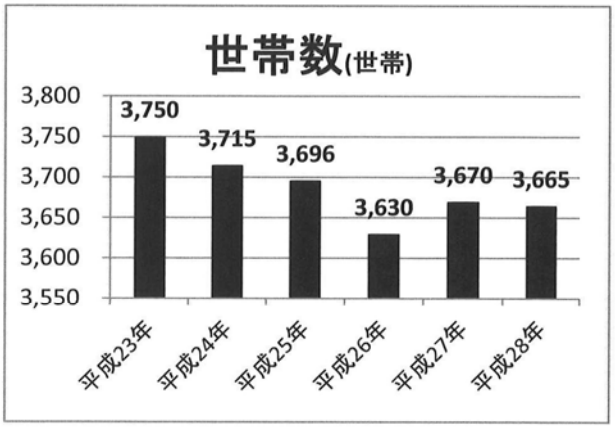

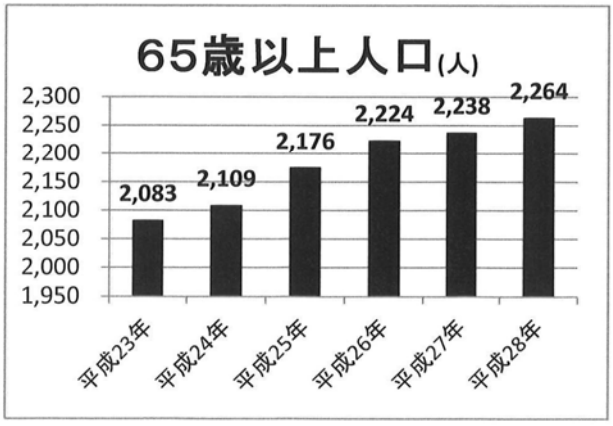

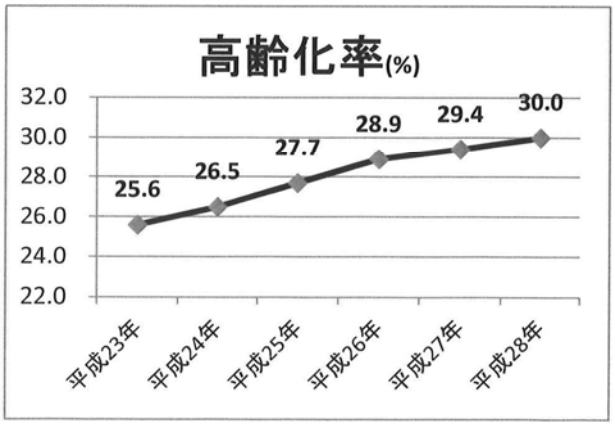

○中曽根地区

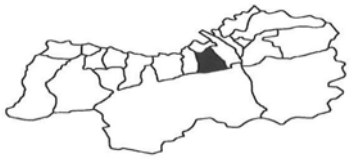

1．地区の概況(平成28年4月)

人口等	人口	5,443 人
	世帯数	2,245 世帯
	広報区数	61 区
	65歳以上人口	1,346 人
	・高齢化率	24.7%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	118 人
	二人高齢者世帯数	183 世帯
	三人以上高齢者世帯数	8 世帯
	寝たきり高齢者数	8 人
	要介護認定者数	309 人
障害者	身体障害者手帳保持者数	190 人
	療育手帳保持者数	41 人
	精神保健福祉手帳保持者数	17 人
	障害者福祉サービス受給者数	21 人 (児 5 人)
民生児童委員数		7 人
主任児童委員数		2 人
独居高齢者見守り推進員		7 人

学校等	高等学校	／校 (／人)
	中学校	1 校 (389人)
	小学校	1 校 (323人)
	幼稚園	／園 (／人)
	保育園	1 園 (127人)
ふれあい・いきいきサロン		9 ヶ所
・参加者数		78 人
・お世話人数		32 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		26 人
・依頼会員数		19 人
・援助会員数		6 人
・両方会員数		1 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		8 人
老人クラブ数		2ｸﾗﾌﾞ(146人)
自主防災組織		0 組織
愛ネッとさん登録者数		4 人

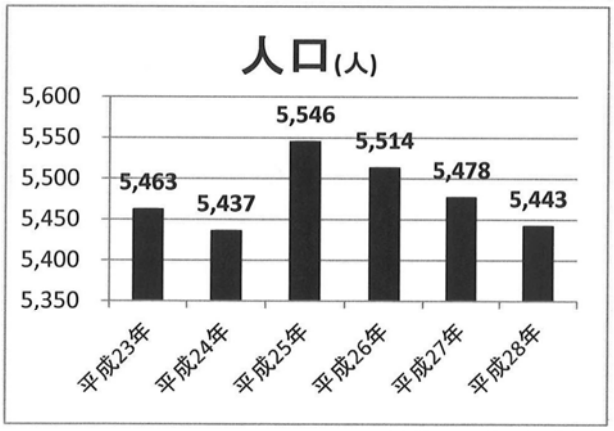

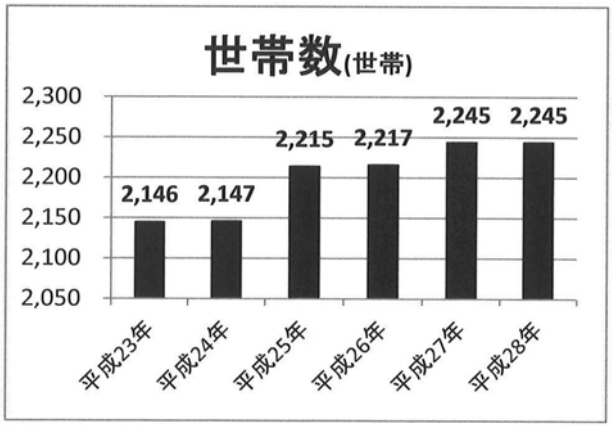

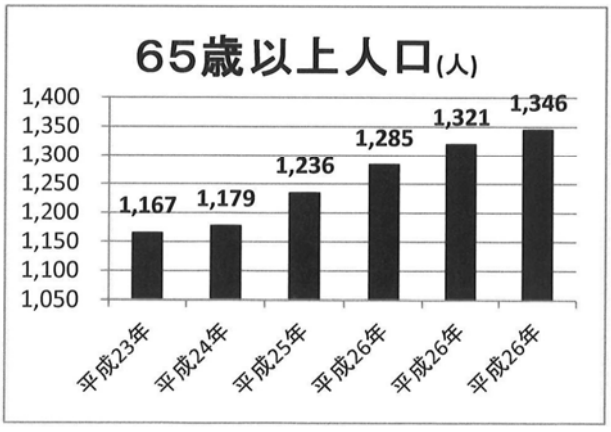

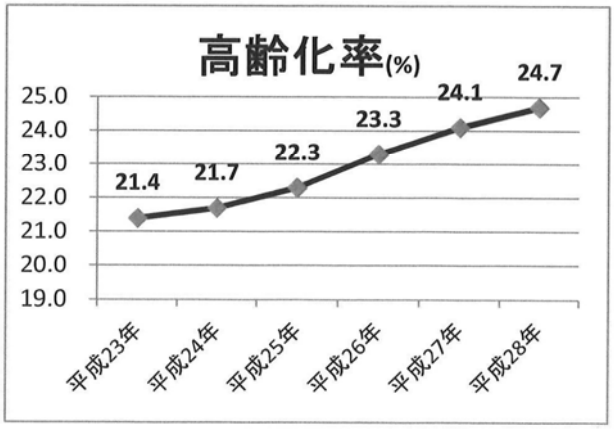

○中之庄地区

1．地区の概況(平成28年4月)

人口等	人口	5,945 人
	世帯数	2,627 世帯
	広報区数	85 区
	65歳以上人口	1,776 人
	・高齢化率	29.9%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	303 人
	二人高齢者世帯数	268 世帯
	三人以上高齢者世帯数	12 世帯
	寝たきり高齢者数	2 人
	要介護認定者数	431 人
障害者	身体障害者手帳保持者数	294 人
	療育手帳保持者数	46 人
	精神保健福祉手帳保持者数	39 人
	障害者福祉サービス受給者数	32 人 (児 1 人)
民生児童委員数		12 人
主任児童委員数		2 人
独居高齢者見守り推進員		13 人

学校等	高等学校	／校 (／人)
	中学校	1 校 (315人)
	小学校	1 校 (349人)
	幼稚園	1 園 (166人)
	保育園	3 園 (190人)
ふれあい・いきいきサロン		12 ヶ所
・参加者数		128 人
・お世話人数		58 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		23 人
・依頼会員数		21 人
・援助会員数		1 人
・両方会員数		1 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		7 人
老人クラブ数		2ｸﾗﾌﾞ(106人)
自主防災組織		0 組織
愛ネッとさん登録者数		3 人

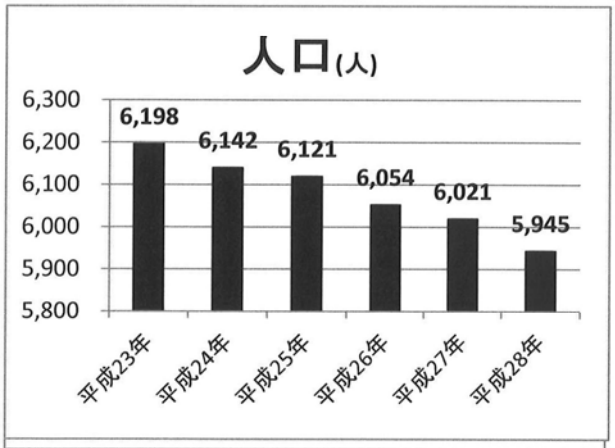

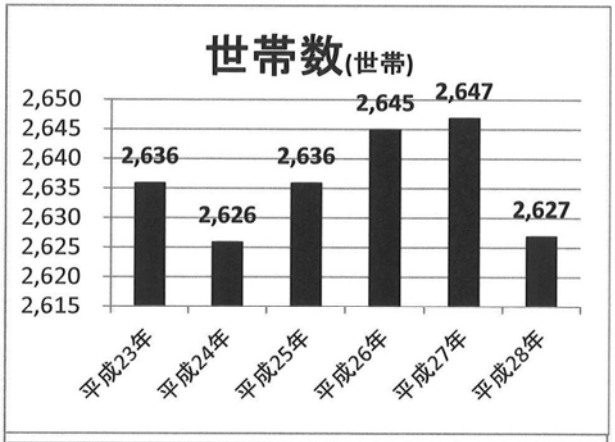

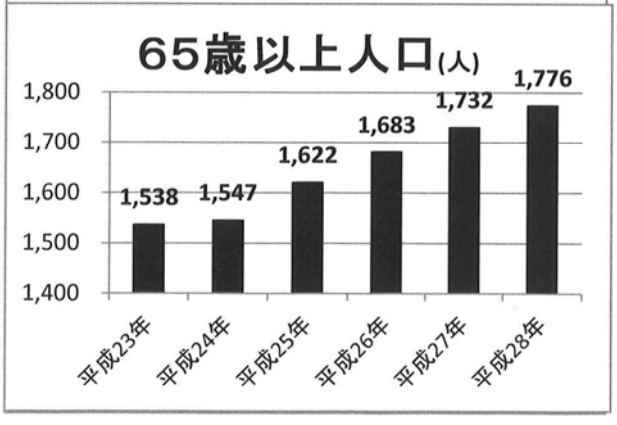

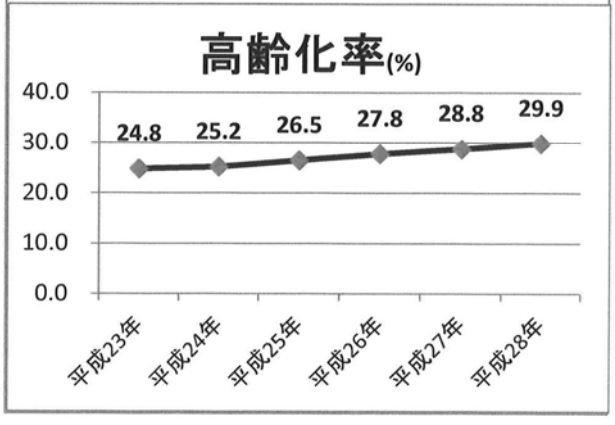

○寒川地区

1．地区の概況(平成28年4月)

人口等	人口	5,469 人
	世帯数	2,299 世帯
	広報区数	50 区
	65歳以上人口	1,683 人
	・高齢化率	30.8%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	171 人
	二人高齢者世帯数	216 世帯
	三人以上高齢者世帯数	17 世帯
	寝たきり高齢者数	3 人
	要介護認定者数	393 人
障害者	身体障害者手帳保持者数	260 人
	療育手帳保持者数	50 人
	精神保健福祉手帳保持者数	15 人
	障害者福祉サービス受給者数	21 人 (児 0 人)
民生児童委員数		9 人
主任児童委員数		2 人
独居高齢者見守り推進員		9 人

学校等	高等学校	／ 校 (／ 人)
	中学校	1 校 (211人)
	小学校	1 校 (315人)
	幼稚園	／ 園 (／ 人)
	保育園	1 園 (86人)
ふれあい・いきいきサロン		15 ヶ所
・参加者数		112 人
・お世話人数		46 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		14 人
・依頼会員数		9 人
・援助会員数		4 人
・両方会員数		1 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		3 人
老人クラブ数		4ｸﾗﾌﾞ(119人)
自主防災組織		2 組織
愛ネットさん登録者数		7 人

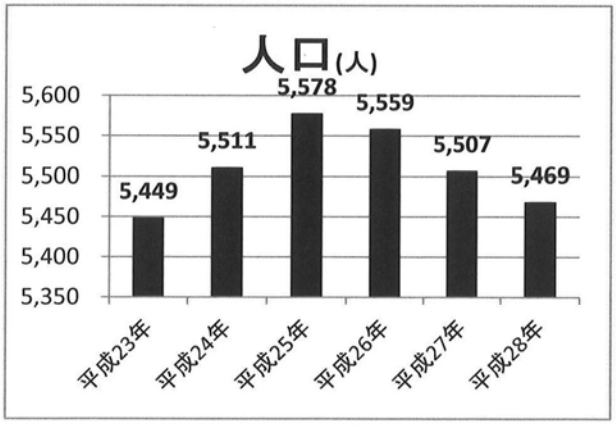

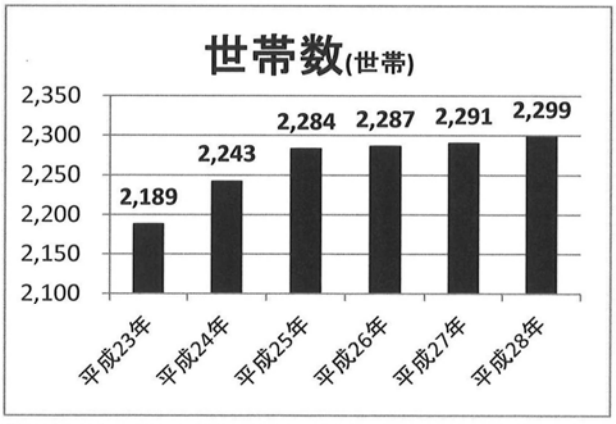

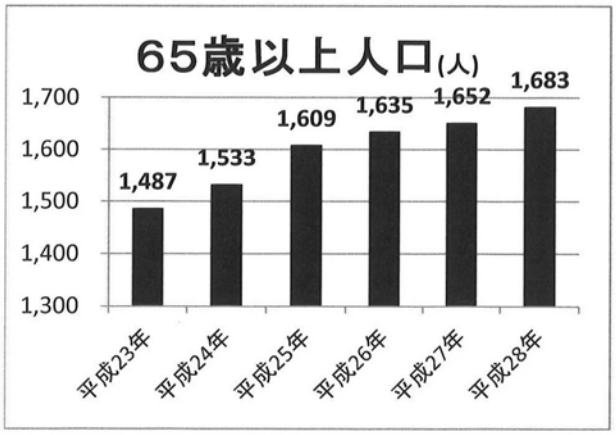

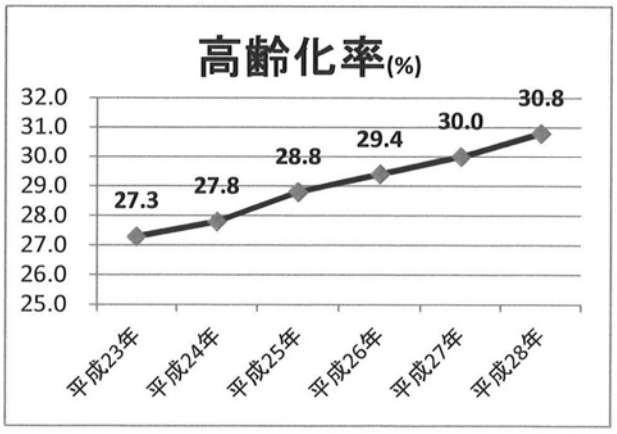

○豊岡地区

1．地区の概況(平成28年4月)

人口等	人口	3,956 人
	世帯数	1,732 世帯
	広報区数	29 区
	65歳以上人口	1,298 人
	・高齢化率	32.8%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	110 人
	二人高齢者世帯数	194 世帯
	三人以上高齢者世帯数	10 世帯
	寝たきり高齢者数	15 人
	要介護認定者数	366 人
障害者	身体障害者手帳保持者数	197 人
	療育手帳保持者数	83 人
	精神保健福祉手帳保持者数	13 人
	障害者福祉サービス受給者数	58 人 (児 4 人)
民生児童委員数		6 人
主任児童委員数		2 人
独居高齢者見守り推進員		6 人

学校等	高等学校	／ 校 （／ 人）
	中学校	／ 校 （／ 人）
	小学校	1 校 （170人）
	幼稚園	1 園 （63人）
	保育園	1 園 （46人）
ふれあい・いきいきサロン		8 ヶ所
・参加者数		82 人
・お世話人数		23 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		13 人
・依頼会員数		12 人
・援助会員数		1 人
・両方会員数		0 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		11 人
老人クラブ数		3ｸﾗﾌﾞ (111人)
自主防災組織		4 組織
愛ネッとさん登録者数		2 人

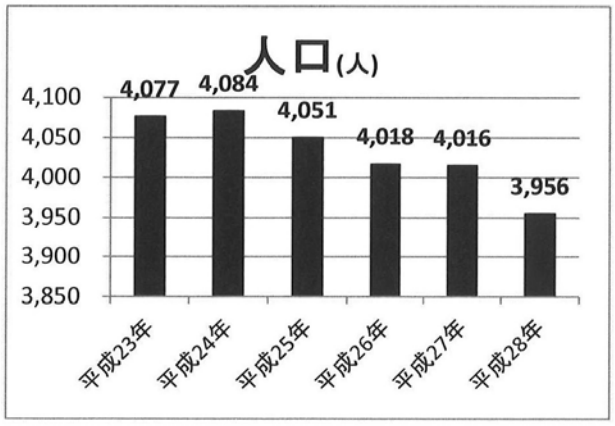

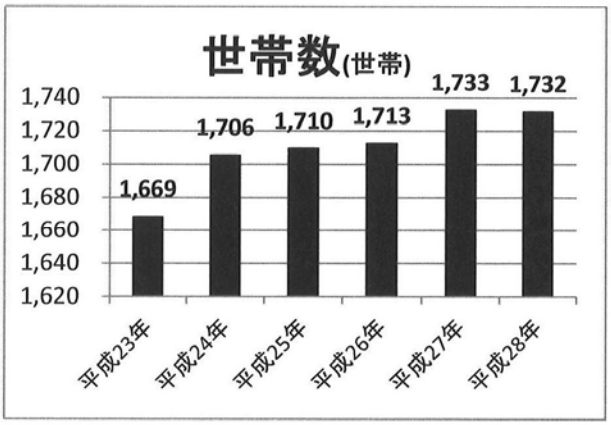

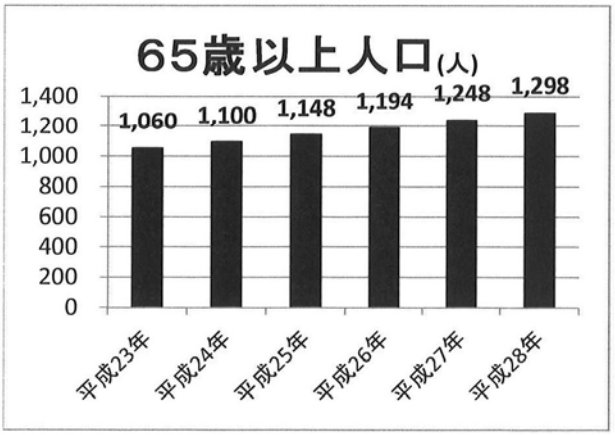

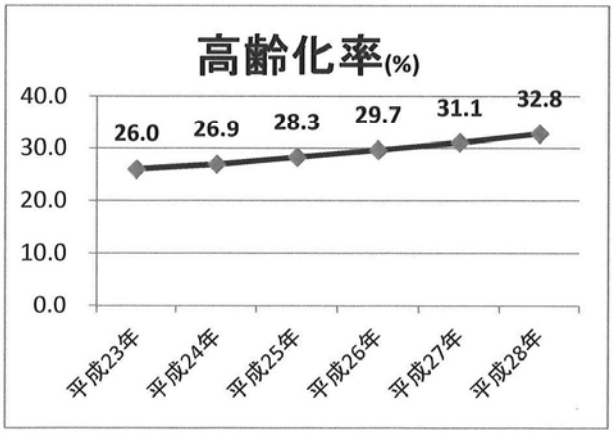

○嶺南地区

1．地区の概況(平成28年4月)

人口等	人口	203 人
	世帯数	126 世帯
	広報区数	23 区
	65歳以上人口	150 人
	・高齢化率	73.9%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	40 人
	二人高齢者世帯数	36 世帯
	三人以上高齢者世帯数	0 世帯
	寝たきり高齢者数	1 人
	要介護認定者数	45 人
障害者	身体障害者手帳保持者数	28 人
	療育手帳保持者数	2 人
	精神保健福祉手帳保持者数	0 人
	障害者福祉サービス受給者数	0 人 (児 0 人)
民生児童委員数		7 人
主任児童委員数		0 人
独居高齢者見守り推進員		7 人

学校等	高等学校	／校 (／人)
	中学校	／校 (／人)
	小学校	／校 (／人)
	幼稚園	／園 (／人)
	保育園	／園 (／人)
ふれあい・いきいきサロン		0 ヶ所
・参加者数		0 人
・お世話人数		0 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		0 人
・依頼会員数		0 人
・援助会員数		0 人
・両方会員数		0 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		0 人
老人クラブ数		3ｸﾗﾌﾞ (66人)
自主防災組織		1 組織
愛ネッとさん登録者数		3 人

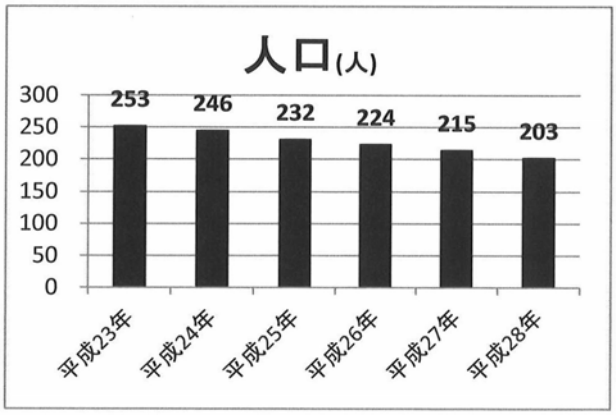

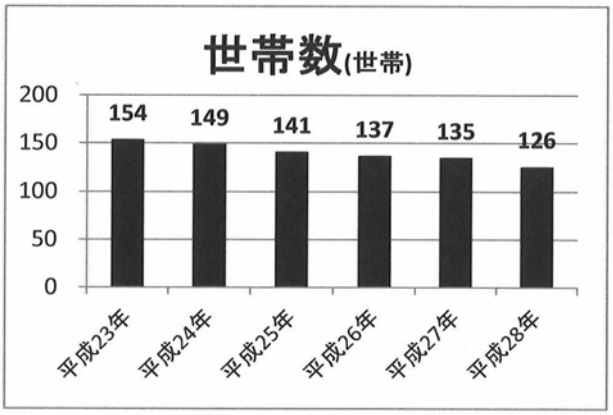

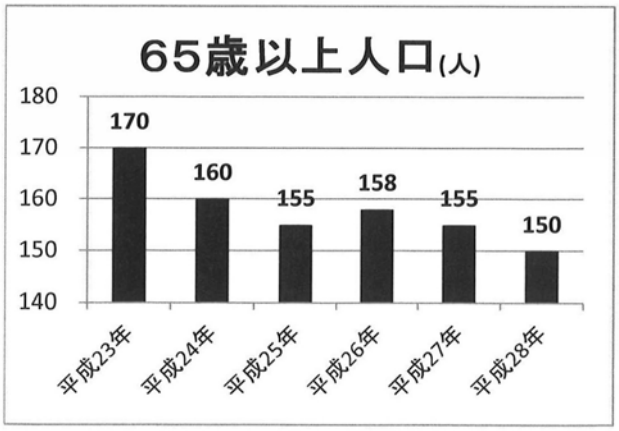

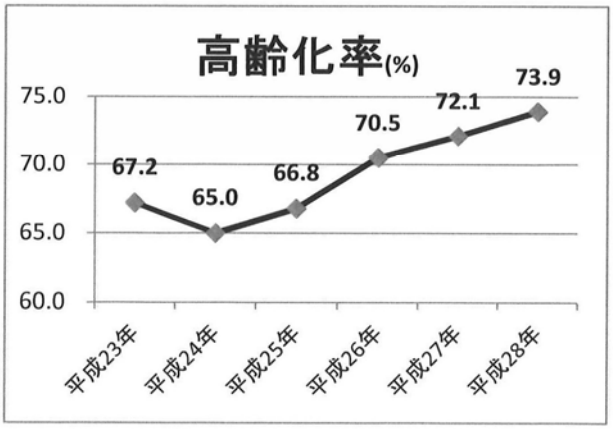

○関川地区

1．地区の概況(平成28年4月)

人口等	人口	2,916 人
	世帯数	1,227 世帯
	広報区数	22 区
	65歳以上人口	1,048 人
	・高齢化率	35.9%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	139 人
	二人高齢者世帯数	121 世帯
	三人以上高齢者世帯数	11 世帯
	寝たきり高齢者数	7 人
	要介護認定者数	252 人
障害者	身体障害者手帳保持者数	151 人
	療育手帳保持者数	27 人
	精神保健福祉手帳保持者数	11 人
	障害者福祉サービス受給者数	8 人 (児 0 人)
民生児童委員数		6 人
主任児童委員数		1 人
独居高齢者見守り推進員		6 人

学校等	高等学校	／校 (／人)
	中学校	／校 (／人)
	小学校	1 校 (93人)
	幼稚園	／園 (／人)
	保育園	2 園 (124人)
ふれあい・いきいきサロン		7 ヶ所
・参加者数		45 人
・お世話人数		23 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		8 人
・依頼会員数		4 人
・援助会員数		4 人
・両方会員数		0 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		1 人
老人クラブ数		ｸﾗﾌﾞ (249人)
自主防災組織		5 組織
愛ネットさん登録者数		5 人

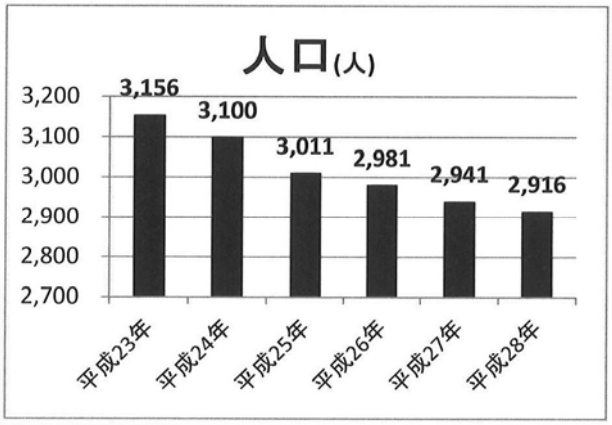

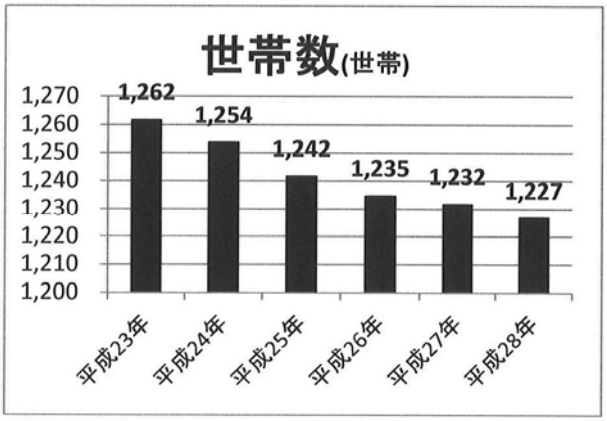

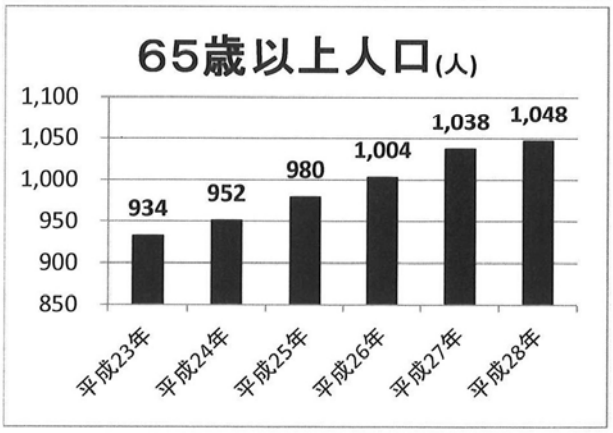

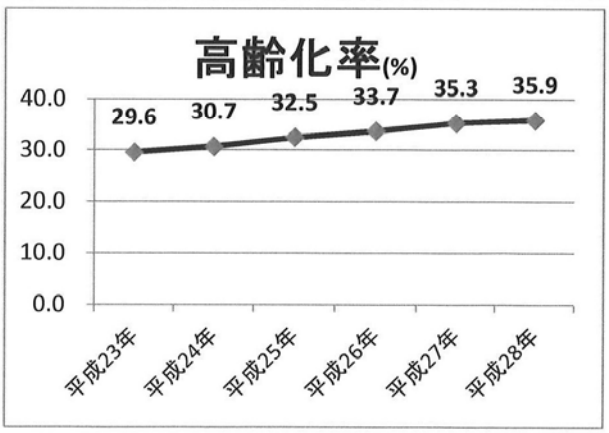

○土居地区

1．地区の概況(平成28年4月)

人口等	人口	3,664 人
	世帯数	1,537 世帯
	広報区数	35 区
	65歳以上人口	1,128 人
	・高齢化率	30.8%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	134 人
	二人高齢者世帯数	138 世帯
	三人以上高齢者世帯数	10 世帯
	寝たきり高齢者数	3 人
	要介護認定者数	321 人
障害者	身体障害者手帳保持者数	162 人
	療育手帳保持者数	31 人
	精神保健福祉手帳保持者数	21 人
	障害者福祉サービス受給者数	21 人 (児 0 人)
民生児童委員数		7 人
主任児童委員数		1 人
独居高齢者見守り推進員		7 人

学校等	高等学校	／校 (／人)
	中学校	1 校 (393人)
	小学校	1 校 (181人)
	幼稚園	1 園 (15人)
	保育園	1 園 (67人)
ふれあい・いきいきサロン		9 ヶ所
・参加者数		60 人
・お世話人数		26 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		19 人
・依頼会員数		8 人
・援助会員数		6 人
・両方会員数		5 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		10 人
老人クラブ数		6ｸﾗﾌﾞ (172人)
自主防災組織		7 組織
愛ネットさん登録者数		6 人

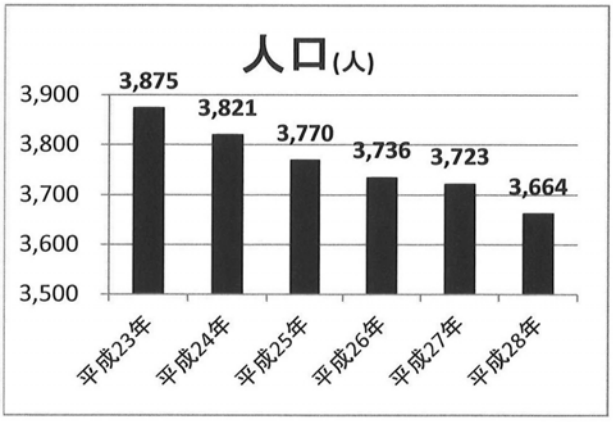

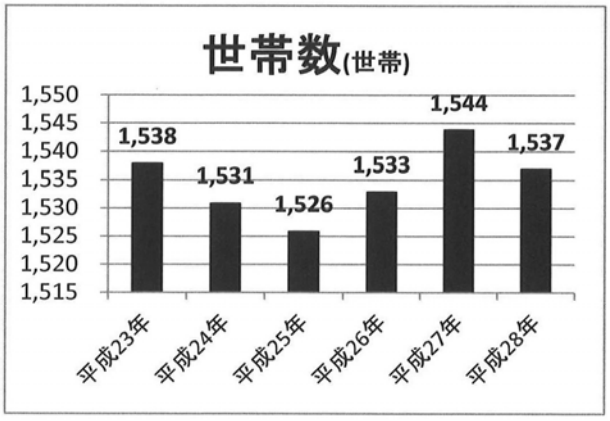

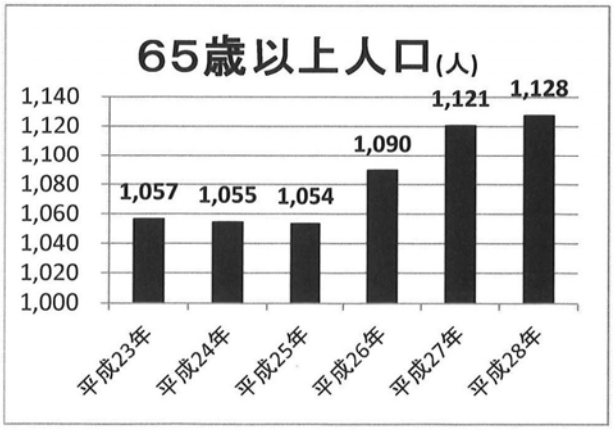

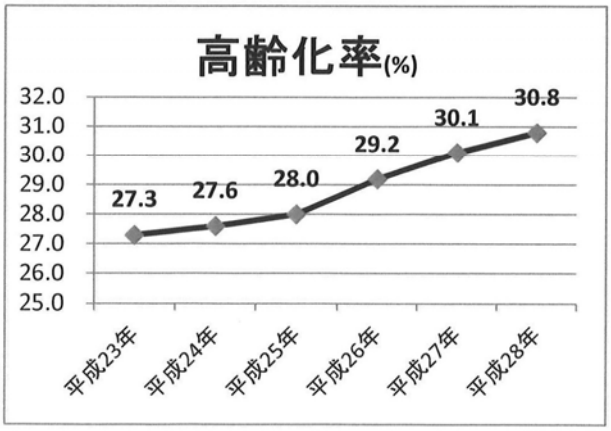

○小富士地区

1．地区の概況(平成28年4月)

人口等	人口	2,826 人
	世帯数	1,171 世帯
	広報区数	54 区
	65歳以上人口	908 人
	・ 高齢化率	32.1%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	120 人
	二人高齢者世帯数	136 世帯
	三人以上高齢者世帯数	13 世帯
	寝たきり高齢者数	3 人
	要介護認定者数	211 人
障害者	身体障害者手帳保持者数	142 人
	療育手帳保持者数	21 人
	精神保健福祉手帳保持者数	9 人
	障害者福祉サービス受給者数	12 人 (児 0 人)
民生児童委員数		6 人
主任児童委員数		1 人
独居高齢者見守り推進員		6 人

学校等	高等学校	1 校 (327人)
	中学校	／ 校 (／ 人)
	小学校	1 校 (131人)
	幼稚園	／ 園 (／ 人)
	保育園	1 園 (43人)
ふれあい・いきいきサロン		16 ヶ所
・ 参加者数		146 人
・ お世話人数		58 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		8 人
・ 依頼会員数		6 人
・ 援助会員数		2 人
・ 両方会員数		0 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		0 人
老人クラブ数		4ｸﾗﾌﾞ (151人)
自主防災組織		4 組織
愛ネッとさん登録者数		4 人

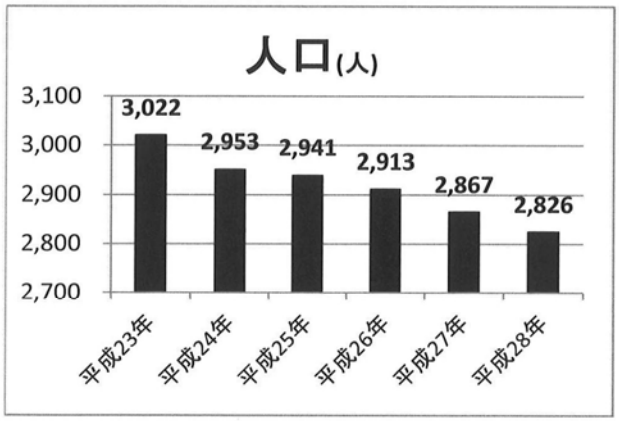

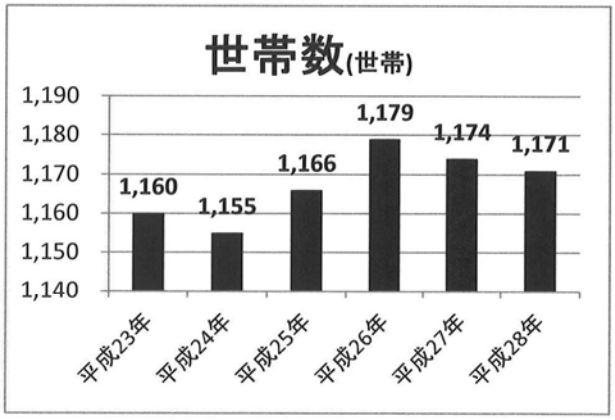

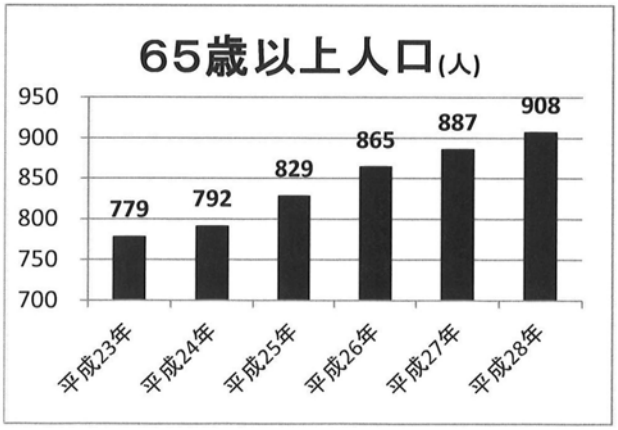

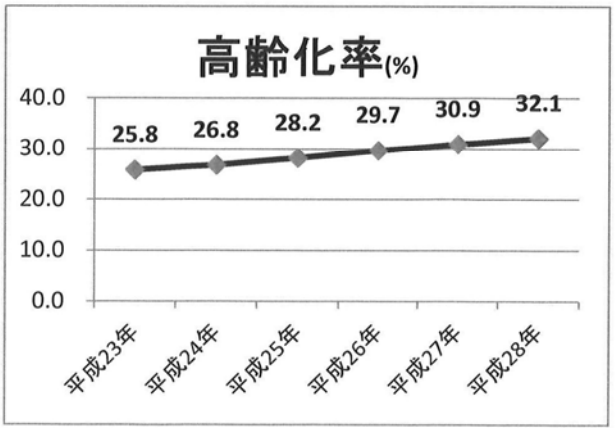

○長津地区

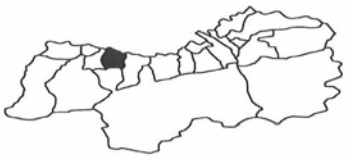

1．地区の概況(平成28年4月)

人口等	人口	4,459 人
	世帯数	1,861 世帯
	広報区数	45 区
	65歳以上人口	1,232 人
	・ 高齢化率	27.6%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	148 人
	二人高齢者世帯数	158 世帯
	三人以上高齢者世帯数	8 世帯
	寝たきり高齢者数	9 人
	要介護認定者数	408 人
障害者	身体障害者手帳保持者数	213 人
	療育手帳保持者数	27 人
	精神保健福祉手帳保持者数	23 人
	障害者福祉サービス受給者数	15 人 (児 1 人)
民生児童委員数		8 人
主任児童委員数		1 人
独居高齢者見守り推進員		9 人

学校等	高等学校	／ 校 （ ／ 人）
	中学校	／ 校 （ ／ 人）
	小学校	1 校 （215人）
	幼稚園	1 園 （ 64人）
	保育園	1 園 （58人）
ふれあい・いきいきサロン		17 ヶ所
・ 参加者数		224 人
・ お世話人数		43 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		22 人
・ 依頼会員数		18 人
・ 援助会員数		4 人
・ 両方会員数		0 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		1 人
老人クラブ数		6ｸﾗﾌﾞ (213人)
自主防災組織		4 組織
愛ネッとさん登録者数		2 人

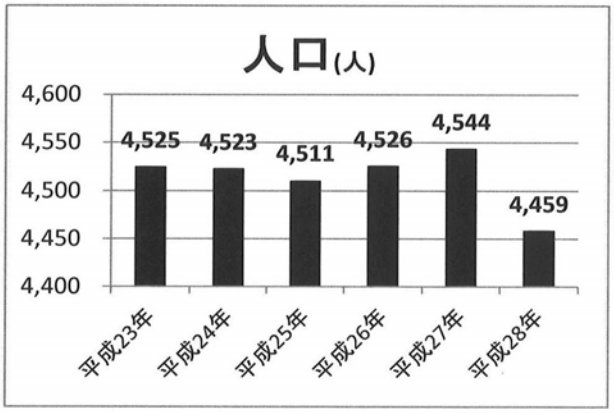

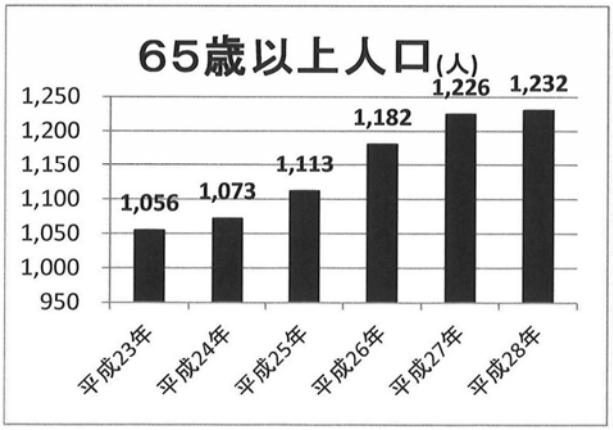

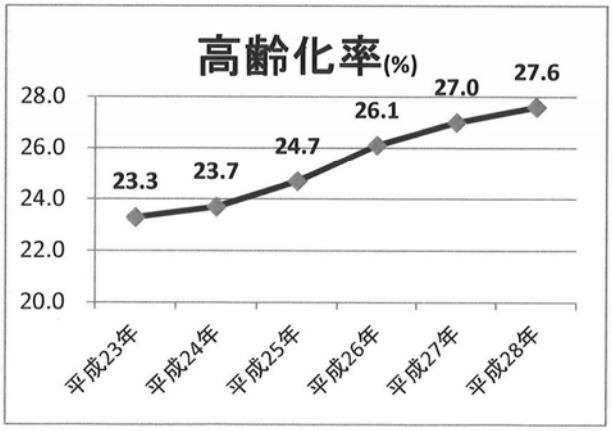

○天満地区

1．地区の概況(平成28年4月)

人口等	人口	1,461 人
	世帯数	608 世帯
	広報区数	16 区
	65歳以上人口	479 人
	・高齢化率	32.8%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	74 人
	二人高齢者世帯数	68 世帯
	三人以上高齢者世帯数	2 世帯
	寝たきり高齢者数	4 人
	要介護認定者数	122 人
障害者	身体障害者手帳保持者数	88 人
	療育手帳保持者数	10 人
	精神保健福祉手帳保持者数	14 人
	障害者福祉サービス受給者数	6 人 (児 0 人)
民生児童委員数		5 人
主任児童委員数		0 人
独居高齢者見守り推進員		5 人

学校等	高等学校	／校 (／人)
	中学校	／校 (／人)
	小学校	／校 (／人)
	幼稚園	／園 (／人)
	保育園	／園 (／人)
ふれあい・いきいきサロン		8 ヶ所
・参加者数		137 人
・お世話人数		44 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		1 人
・依頼会員数		1 人
・援助会員数		0 人
・両方会員数		0 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		0 人
老人クラブ数		ｸﾗﾌﾞ (302人)
自主防災組織		5 組織
愛ネッとさん登録者数		6 人

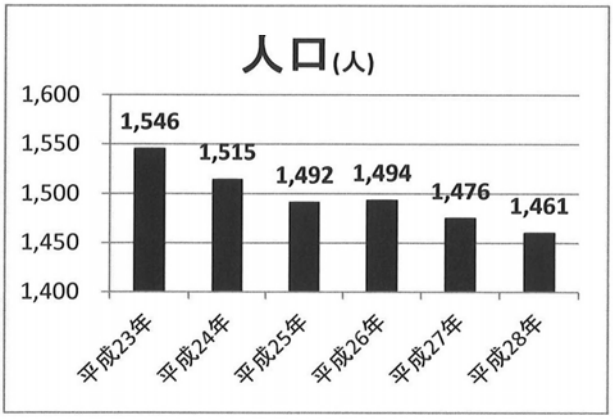

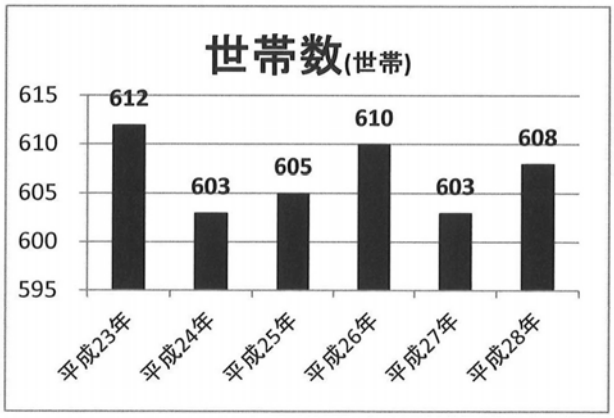

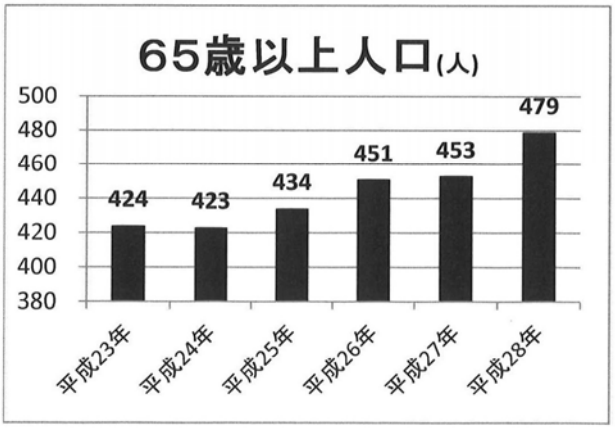

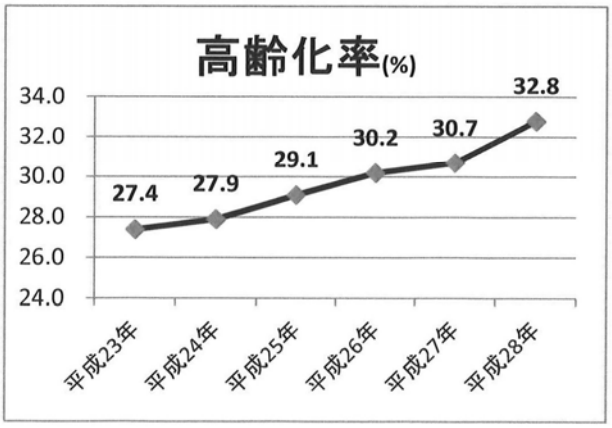

○蕪崎地区

1．地区の概況(平成28年4月)

人口等	人口	980 人
	世帯数	420 世帯
	広報区数	7 区
	65歳以上人口	342 人
	・ 高齢化率	34.9%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	44 人
	二人高齢者世帯数	37 世帯
	三人以上高齢者世帯数	7 世帯
	寝たきり高齢者数	1 人
	要介護認定者数	90 人
障害者	身体障害者手帳保持者数	58 人
	療育手帳保持者数	6 人
	精神保健福祉手帳保持者数	4 人
	障害者福祉サービス受給者数	6 人 (児 1 人)
民生児童委員数		3 人
主任児童委員数		1 人
独居高齢者見守り推進員		3 人

学校等	高等学校	／校 （／人）
	中学校	／校 （／人）
	小学校	1 校 （116人）
	幼稚園	／園 （／人）
	保育園	1 園 （38人）
ふれあい・いきいきサロン		7 ヶ所
・ 参加者数		102 人
・ お世話人数		33 人
ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄｾﾝﾀｰ会員		5 人
・ 依頼会員数		3 人
・ 援助会員数		1 人
・ 両方会員数		1 人
ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ市民活動ｾﾝﾀｰ登録者(個人)		1 人
老人クラブ数		7ｸﾗﾌﾞ (234人)
自主防災組織		4 組織
愛ネットさん登録者数		2 人

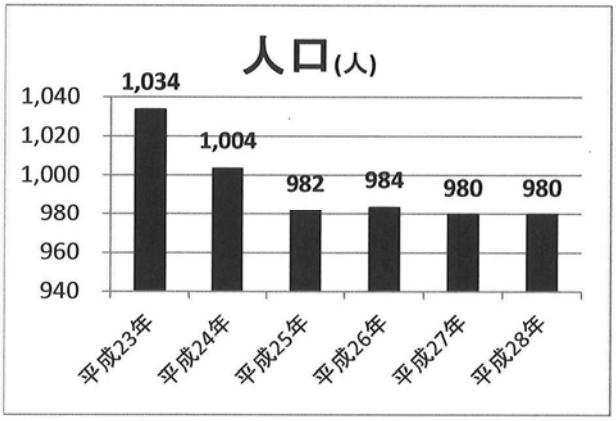

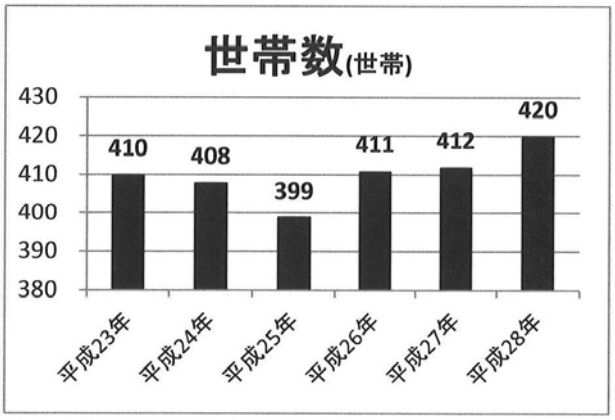

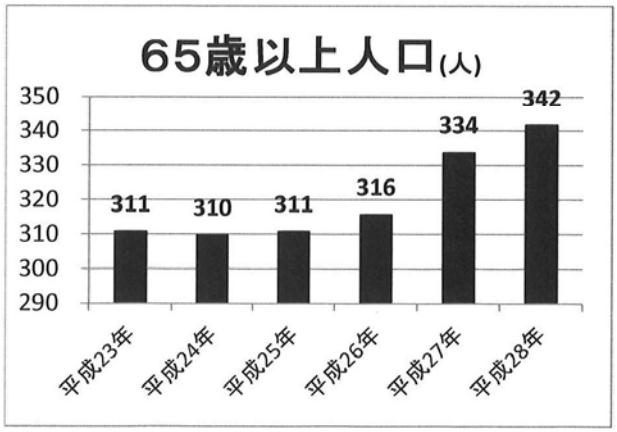

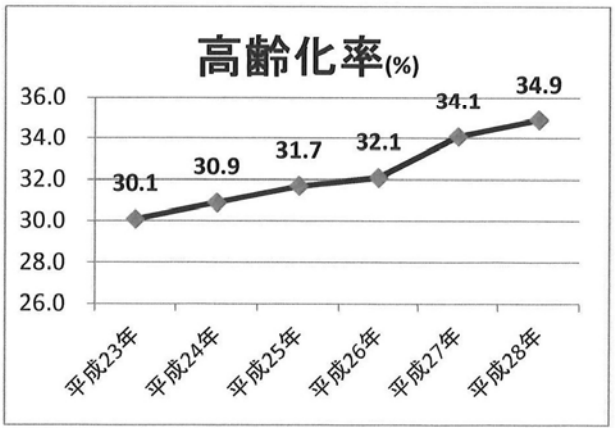

○新宮地区

1．地区の概況(平成28年4月)

人口等	人口	1,153 人
	世帯数	557 世帯
	広報区数	49 区
	65歳以上人口	600 人
	・高齢化率	52.0%
高齢者	ひとり暮らし高齢者数	132 人
	二人高齢者世帯数	94 世帯
	三人以上高齢者世帯数	11 世帯
	寝たきり高齢者数	3 人
	要介護認定者数	188 人
障害者	身体障害者手帳保持者数	98 人
	療育手帳保持者数	27 人
	精神保健福祉手帳保持者数	6 人
	障害者福祉サービス受給者数	8 人 (児 0 人)
民生児童委員数		11 人
主任児童委員数		2 人
独居高齢者見守り推進員		11 人

学校等	高等学校		／校 (／人)
	小中一貫校	1校	小 (22人)
			中 (20人)
	幼稚園		1 園 (13人)
	保育園		／園 (／人)
ふれあい・いきいきサロン			2 ヶ所
・参加者数			9 人
・お世話人数			10 人
ファミリーサポートセンター会員			0 人
・依頼会員数			0 人
・援助会員数			0 人
・両方会員数			0 人
ボランティア市民活動センター登録者(個人)			0 人
老人クラブ数			6クラブ (228人)
自主防災組織			5 組織
愛ネットさん登録者数			6 人

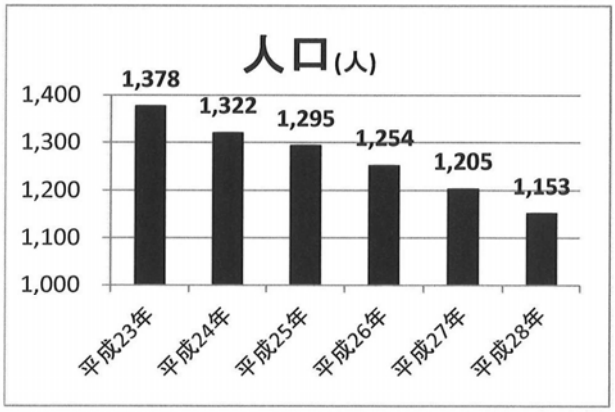

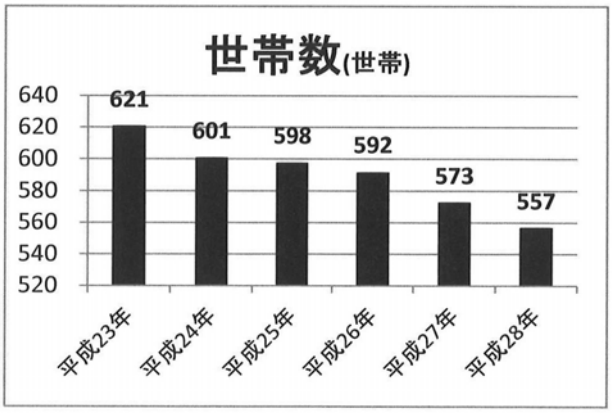

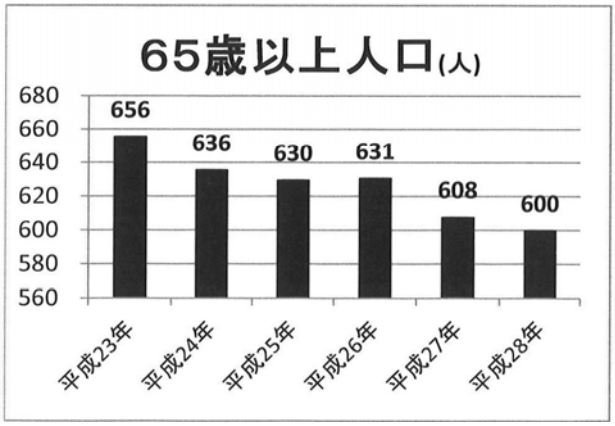

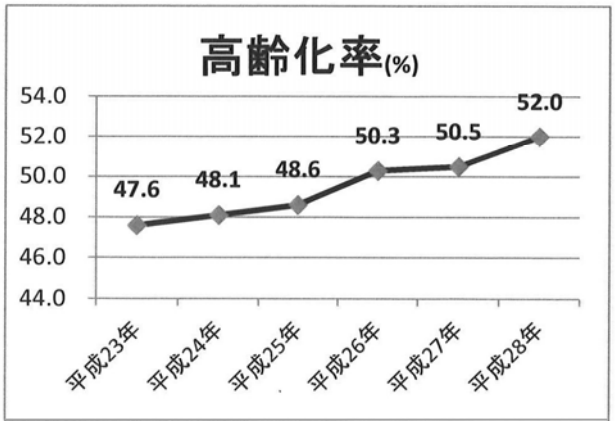

福祉用語の解説

本書に出てくる福祉用語、地域福祉を進めるうえでキーワードともなる福祉用語、なかでもよく使われるカタカナの専門用語等について、次に解説を掲載しましたのでご参考下さい。

【ア行】

○アウトリーチ

接近困難な人に対して、要請がない場合でもワーカーの方から積極的に出向いていく援助のこと。（ワーカー側から、地域に出向いていくこと）

○アセスメント

援助を開始するにあたって、問題状況を把握し理解するソーシャルワークのプロセス（過程）の一つ。問題状況の確認、情報の収集と分析、援助の方法の選択と方法までを含む幅広い概念である。事前評価と訳されることもある。

○アドボカシー

自己の権利や生活のニーズを表明することが困難な認知症高齢者、障害者、子どもなどにかわり、援助者がサービス供給主体や行政・制度、社会福祉機関などに対して、柔軟な対応や変革を求めていく一連の行動。代弁、権利擁護などと訳されることもある。

○インクルージョン

「包み込む」という意味をもち、「包括」「包含」等と訳される。（ソーシャルインクルージョン「社会的包摂」の考え方は、社会福祉法第４条「地域福祉の推進」に反映されている。）

○インテーク

ケースワーク過程の最初の段階のことで、日本語では受理とされることが多い。

○インテグレーション

障害をもった人々を一般社会のなかに当たり前に受け入れていくこと、すべての人があらゆる機会に協力していくことをいう。統合化。

○インフォーマルケア

個人をとりまく家族・親族、友人、近隣、ボランティア等による非公式的なケアの総称。（「公的＝フォーマル」と対比して使われることがある。）

○インフォームド・コンセント

患者の生命・身体についての価値判断の最終決定権は患者にあるという患者中心の考え方に基づいて、患者の知る権利と医師の説明義務の履行を前提とした医師と患者間の十分な同意のこと。

○ウェルビーイング

「良好な状態」、現代的ソーシャルサービスの理念としても使われる。個人の権利や自己実現が保障され、身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味する概念である。生活保障や最低限度の生活保障のサービスのみでなく、人間的に豊かな生活の実現を支援し、人権を保障するための多様なサービスにより達成される。

○ウェルフェア

広義には人々の幸福・安寧を意味する概念であり、「福祉」と訳されることが多い。狭義には社会的に弱い立場にある人々への制度や援助観を指す文脈で使用されることがある。

○エコマップ

生態地図や家族関係地図といわれるもので、クライエントとその家族の関係や、さまざまな社会資源との関わりを一定の円や線により表すことにより、クライエントや家族がおかれている状況を図式化して表現する方法。

○ＮＰＯ

社会的な活動をする民間の非営利組織。ここでの非営利とは、利益が出た場合に内部で配分しないことを示している。一般的には、政府や企業と並ぶ第三の社会の担い手とされている。ＮＰＯを広くとらえれば、公益法人や社会福祉法人なども含まれる。しかしより狭義には、法人格を持たない自発的な民間組織や特定非営利活動法人「ＮＰＯ法人」を指す。

○エンパワメント

人とその人の環境との間の関係の質に焦点をあて、所与の環境を改善する力を高め、自分たちの生活のあり方をコントロールし、自己決定できるように支援し、かつそれを可能にする公正な社会の実現を目指す過程のこと。（対人援助においては、利用者が本来持っている生きる力を湧き出させるという意味を持つ）

【カ行】

○介護福祉士

介護の専門職のための国家資格。「専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障のある者につき

心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと」と定義されている。

○カウンセリング
適応上の問題に関して心理的援助を必要としている来談者に、この援助に必要な専門的な知識、技法、資質をもった相談者が面接し、主に言語的手段によって、問題解決を援助する過程をいう。

○クオリティ・オブ・ライフ（ＱＯＬ）
生活の質。自分自身の生活に関する主観的満足感、安定感、幸福感、達成感などのこと。

○共感
ケースワーク面接の基本的な方法の一つ。クライエントが見たり、考えたり、感じたりしていることについて、ワーカーがクライエントの立場から理解を深めること。

○協働
文字通り「協力して働くこと」を意味する。つまり、共通目標に基づく複数の個人や団体が、それぞれのもつ制約を超えて目標を実現するために、共同活動における役割分担を明確にし、相互に他者への協力と、時には批判的緊張関係をも含みながら進めていく活動の在り方である。

○共助
「公」と「私」の間の両者が協力して問題解決にあたる領域を意味する。（地域で「共」に「助」け合うといった場合にも使われる／福祉問題の解決形態には、よく「自助・互助・共助・公助」の機能分担があげられる）

○クライエント
一般的な意味としては、顧客、依頼人、患者などであるが、ソーシャルワークにおいては、専門的な社会福祉のサービスを利用する個人、グループ、家族、コミュニティなどをいう。（利用者、来談者）

○グループワーク
ソーシャルワークの主要な方法の一つであり、グループを活用して個人の成長や問題の解決を促す社会福祉の援助技術の体系。

○ケアプラン
要介護者に提供するケア計画のことで、施設ケアのプランと在宅ケアのプランの２種類がある。在宅ケアのプランは利用者が必要とするケアの種類を定めるケアパッケージと、個々のケア提供者のケアの提供の仕方を定めるケアプランから成るが、介護保険では前者をケアプラン、後者を個別援助計画と称している。また、要支援者に対しては介護予防プランが作成される。

○ケアマネジャー
ケアマネジメントとは、利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で、対象者の社会生活上での複数のニーズを充足させるため適切な社会資源と結びつける手続きの総体。介護保険制度下では、介護支援専門員をケアマネジャー（ケアマネジメントを行う人）と呼ぶ。（都道府県が実施する試験に合格し、所定の研修を受けて認定される。）

○ケアワーク
社会福祉分野の専門的な教育を受けた者が、加齢・心身障害等により社会生活上に困難をもつ人や成長途上にあって援助を必要とする人に対して、直接的かつ具体的な技術を活用して、身体的側面、精神心理的側面、社会的側面から援助することである。

○ケースワーク
ソーシャルワークに含まれる体系の一つで、主に個人や家族を対象にした社会福祉援助の方法。個別援助技術ともいわれる。ケースワークの主要な手段は面接であることから、ケースワーカーにとって面接技術の向上は不可欠である。

○コーディネーター
ソーシャルワーカーが担う「調整者」としての役割のこと。クライエントを援助する際に、諸サービスの調整をしながら全体としてクライエントの生活を支援していくことが効果的な援助のために求められる。

○コミュニティ
一定の地理的範域に居住し、共属感情をもつ人々の集合体を指す。基本的には、①地域性と②共同性の２つを要件としてもつ概念である。今日的には「社会目標としてのコミュニティ」が注目を集めている。

○コミュニティソーシャルワーク
生活課題を抱えた人たちが暮らす地域を援助の舞台として、課題を抱えた人たちの個別援助を行うと同時に、同様のニーズの発生を予防するための地域の解決基盤を強化していくことを目指す実践。地域を基盤としたソーシャルワークとも呼ばれる。

○コミュニティワーカー
地域社会の生活問題について、地域住民の主体性を高めつつ社会福祉の間接的援助技術であるコミュニティワークの技術を用いて、住民自ら、それらの問題を明確化し、解決していくことを側面的に

援助していくソーシャルワーカー。

○コンプライアンス
社会秩序を乱す行動や社会から非難される行動をしないこと。法令遵守、事業所倫理、リスク管理の一環としての信頼性の確保などの意味がある。

【サ行】

○自己決定の原則
人間は本来、問題への対応のしかたを自分自身で決める能力をもち、また自分で決める権利をもっているという個人の尊重の考え方を基本にした原則である。

○自己実現
社会福祉及びソーシャルワークの目的概念の一つ。個人のもつ潜在力を十分に発揮し、なしうる最大限のことをすることをいう。社会福祉でも、自己実現を援助の目的の一つとして位置づけている。

○社会資源
生活上のニーズを充足するさまざまな物資や人材、制度、技能の総称。社会福祉施設や介護サービス、社会生活に関する情報提供なども含まれる。

○社会福祉
一般的には、個人が社会生活をしていく上で遭遇する障害や困難に対して、社会福祉政策、地域社会、個人などが、独自にあるいは相互に協働しながら、これを解決あるいは緩和していくための諸活動の総称あるいはそのような生活を目標とすることと考えられるが、必ずしも統一された定義はない。

○社会福祉士
わが国で最初の社会福祉専門職の国家資格で、「専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害がある者、又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者または医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者」をいう。（ソーシャルワーカー）

○自立支援
支援対象者への「保護」に留まることなく、支援対象者が経済的、社会的、精神的な自立と、就労面及び身辺関連の自立を通して自己の生き方を切り開いていけるようになることを目指す。

○ストレングス
人は、潜在的に「強さ＝ストレングス」を持っているが、さまざまな理由により、その「強さ」を発揮することができない。支援する専門職は、「強さ」に注目し、その「強さ」が活用できるようにすることが求められている。（利用者の「できないこと」より「できること」に焦点を当てること）

○スーパービジョン
社会福祉施設・機関において実施される、「指導・監督」。実践への経験及び知識をもつスーパーバイザーによるスーパーバイジー［ワーカー］に対する管理的・教育的・支持的機能を遂行していく過程のこと。その主たる目的は、クライエントへの援助の向上とワーカーの養成にある。

○成年後見制度
認知症や知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分である成年者の財産と生活を守ることを目的とする。「法定後見制度（判断能力の状態に応じて補助、補佐、後見の３類型がある／家庭裁判所に後見開始の審判を申し立て、成年後見人が選任される。）」と将来に備える「任意後見制度」の２つからなる。

○精神保健福祉士
精神障害者の保健及び福祉に関する専門知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を行う社会福祉専門職。（国家資格）

○ソーシャルアクション
社会活動法などと訳される。広い意味での社会福祉活動の一形態で、地域住民や当事者のニーズに応えて、社会福祉関係者の組織化を図り、世論を喚起しながら、既存の社会福祉制度やサービスの拡充・創設を目指して、議会や行政機関に働きかける組織的な活動をいう。

○ソーシャルサポートネットワーク
個人をとりまく家族・親族、友人、近隣、ボランティア等によるインフォーマルな支援と、公的機関やさまざまな専門職によるフォーマルな支援にもとづく人間関係の総体を指す。

○ソーシャルワーカー
ソーシャルワークの実践者であり、社会福祉専門職の総称。ソーシャルワークの価値、知識、技術を統合して実践に向かうとされる。その仕事は、クライエントの主体性を尊重し、クライエント自らが問題解決していけるように援助する点に特徴がある。

【タ行】

○チームワーク
グループを構成するメンバーが、仲間としての連

帯意識をもち、共通の目標達成に向けて、各自の役割や責任の自覚と相互の信頼関係を前提にしながら協働作業を行うこと、あるいはそのような行動形態を可能にするグループの能力のことをいう。

○チャリティ
カリタスというラテン語を語源とする英語。日本語では神愛、愛徳等という。しかし、チャリティという場合は、貧困者に対する慈善行為を意味することが多い。

【ナ行】

○ニーズ
一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な欲求という意味で、欲求、必要、要求などと訳される。社会福祉の領域における福祉ニーズ、またはソーシャル・ニーズは、社会生活を営むのに基本的要件の充足ができない場合に発生する。

○ネットワーク
一般的には、可変性の高い網目状の人間関係と、それらが果たす機能の両方を指す。このような網目状の人間関係を通して情報が流れたり、資源が交換されたり、参加者がお互いにニーズを満たし合うような互酬的な関係を意味することが多い。

○ノーマライゼーション
常態化や正常化と訳された時期もあったがそのまま表記されることが多い。「ある社会からその構成員の一部を排除する場合、それは弱くてもろい社会である」という考え方に代表されるように、障害者などを能力の劣った人として、基本的人権を保障してこなかったことへの反省にたち、社会生活上において一人の市民としての権利を保障しようとした。社会福祉の基本理念へと拡大している。

【ハ行】

○バリアフリー
今日では、バリアフリーは、物理的な障壁を取り除くことだけでなく、制度的なバリアフリー、心理的なバリアフリー、情報のバリアフリー等、障害者を取り巻く生活全般に関連していると考えられている。

○ファシリテーター
ソーシャルワーカーが担う役割の一つで、「促進者」あるいは「状況・条件整備者」などといわれる。援助を必要とする個人や集団に対して、彼ら自身による問題解決に向けての行動を促し、さまざまな社会資源を活用しながらそれを可能にする条件を整備していく者という意味である。

○福祉コミュニティ
地域福祉活動の目標として広く用いられるようになってきた。具体的には、援護、介護の必要な高齢者や心身障害児者、その家族、ひとり親家庭など当事者住民をコミュニティづくりの主体とし、彼らの個別的、共通的欲求の組織化を重視しつつ、その地域生活を支えるようなコミュニティを指す。

○ホームレス
広義には、適切で定住できる住居を持たない人たちのことを指すが、狭義には路上生活をしている人たちのことをいい、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法では「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう」としている。

○ボランティア
現代社会で起こっているさまざまな問題や課題に対し、個人の自由な意志によって、金銭的対価を求めず、社会的貢献を行い連帯を生み出そうとする人々を指している。また、ボランタリーとは、何事にも強制されず、個人(組織)の自由意思に基づいて行動することをいう。

【マ行】

○モニタリング
モニタリングは、援助が計画にそって進んでいるか、また問題解決のためになされた介入が実際に解決に有効であるかどうかを見極める過程をいう。

【ラ行】

○リハビリテーション
障害児者や高齢者などに対して、医学、教育、社会福祉、職業などの専門領域が「全人間的復権」の目標のもとに総合的な援助を行う実践。

【ワ行】

○ワーカビリティ
クライエントの問題解決能力のこと。クライエントの動機づけに加えて、情緒的能力、知的能力、身体的能力からなるとされる。

○ワーキング・プアー
働いてもギリギリの生活の維持さえ困難な収入しか得られない就労者層のこと。

参考文献：「社会福祉用語辞典第９版／ミネルヴァ書房」
( )内は編者による追記

四国中央市社協活動の拠点
（平成２９年４月）

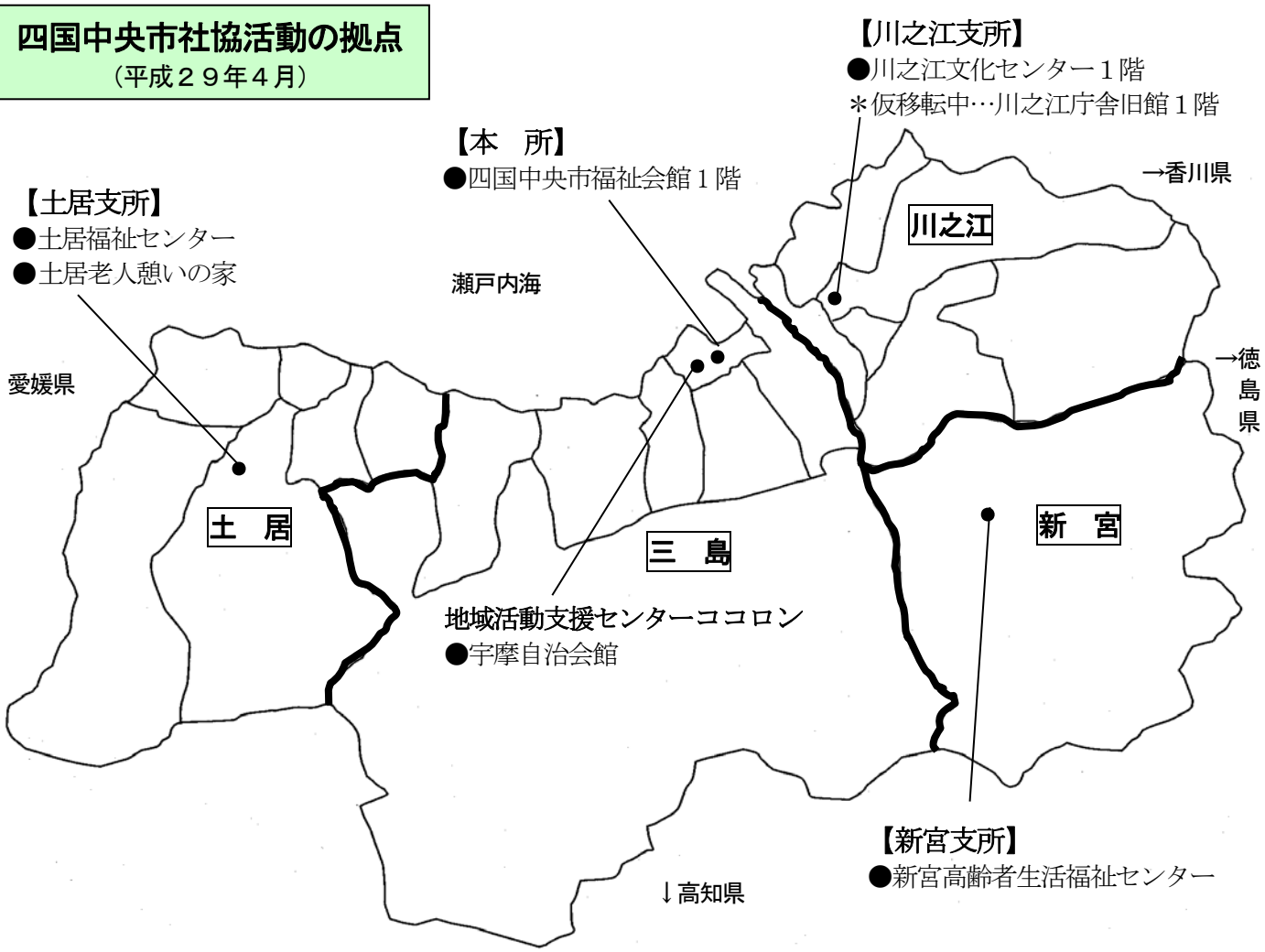

四国中央市社会福祉協議会職員の行動原則

【尊厳の尊重と自立支援】

１．私たちは、人々の尊厳と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう最善を尽くします。

【福祉コミュニティづくり】

２．私たちは、住民が身近な地域における福祉について関心をもち、福祉活動に参加する住民主体による福祉コミュニティづくりをめざします。

【住民参加と連携・協働】

３．私たちは、住民参加と地域の連携・協働により業務を行なうことを心がけ、地域に根ざした先駆的な取り組みを応援し、地域福祉を推進する実践や活動を広げます。

【地域福祉の基盤づくり】

４．私たちは、福祉課題を地域全体の問題として捉え、新たな事業や活動の開発、提言活動や計画づくりの取り組みに積極的に関わり、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。

【チャレンジ精神】

５．私たちは、自己研鑽を重ね、職員同士のチームワークと部署間の連携をすすめ、チャレンジ精神をもって業務を遂行します。

【法令遵守、説明責任】

６．私たちは、法令を遵守し、自らの組織や事業に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりをすすめます。

（平成24年）

第３次四国中央市地域福祉活動計画

－平成 29 年 3 月－

（発行）　社会福祉法人　四国中央市社会福祉協議会
〒799-0497　愛媛県四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番 55 号
電話　0896-28-6127　FAX　0896-24-8009
◆川之江支所　〒799-0192　四国中央市金生町下分 865
電話　0896-28-6237　FAX　0896-56-5447
◆土居支所　〒799-0712　四国中央市土居町入野 174-3
電話　0896-28-6351　FAX　0896-74-1435
◆新宮支所　〒799-0303　四国中央市新宮町新宮 50
電話　0896-72-2774　FAX　0896-72-3010